狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

図 面 リ ス ト

図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称	図面番号	図 面 名 称
Ａ－００	図面リスト	S－０１	特記仕様書（構造関係・その１）	M－０１	機械設備特記仕様書（１）
Ａ－０１	特記仕様書(その１)	S－０２	特記仕様書（構造関係・その２）	M－０２	機械設備特記仕様書（２）
Ａ－０２	特記仕様書(その２)	S－０３	構造関係共通図（配筋標準図・その１）	M－０３	空調設備平面図
Ａ－０３	特記仕様書(その３)	S－０４	構造関係共通図（配筋標準図・その２）		
Ａ－０４	特記仕様書(その４)	S－０５	構造関係共通図（配筋標準図・その３）		
Ａ－０５	**特記仕様書(その５)**	S－０６	構造関係共通図（配筋標準図・その４）	Ｅ－０１	電気設備特記仕様書
Ａ－０６	特記仕様書(その６)	S－０７	木材在来軸組工法標準納図（１）	Ｅ－０２	電気設備図
Ａ－０７	案内図　配置図	S－０８	木材在来軸組工法標準納図（２）	Ｅ－０３	電灯設備図
Ａ－０８	仕上表	S－０９	基礎伏図・基礎詳細図	Ｅ－０４	情報通信網設備平面図
Ａ－０９	平面図	S－１０	伏図・軸組図		
Ａ－１０	立面図	S－１１	木材軸組接合部標準図（金物工法）その１		
Ａ－１１	矩計図(１)	S－１２	木材軸組接合部標準図（金物工法）その２		
Ａ－１２	矩計図(２)				
Ａ－１３	平面詳細図				
Ａ－１４	展開図				
Ａ－１５	建具表				
Ａ－１６	天井伏図				
Ａ－１７	仮設計画図				

	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262 E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		図 面 リ ス ト	No scale　A-00

工事名	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1．工事場所	埼玉県狭山市広瀬２丁目２番１３号	用途地域　第一種低層住居専用地域 第一種住居専用地域
2．敷地面積	1,500	㎡
3．工事種目 （建物概要）	1棟　木造　1階建て（地下　階・ＰＨ　階）	
	建築面積　8.281	㎡
	延べ面積　8.281	㎡
	床面積　8.281	㎡
	階	㎡
	階	㎡
	階	㎡
	階	㎡
	階	㎡

4．工　期

契約工期	契　約　日から令和８年２月２７日まで
共通仮設費率の算定に用いる工期	契約工期とする
主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場代理人の現場への常駐を要しない期間	現場施工に着手するまで
現場施工期間	令和　年　月　日から令和　年　月　日まで ただし、仮設工事等は施設との協議による

5．工事範囲

※「3．工事種目」全てを工事範囲とする。
・「3．工事種目」のうち＿＿＿＿＿＿＿＿の工事範囲は下記表のとおりとする。
ただし、他の工事種目は全て今回工事範囲とする。

2　仮設工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
3　土工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
4　地業工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
5　鉄筋工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
6　コンクリート工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
7　鉄骨工事	
8　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ・ＡＬＣﾊﾟﾈﾙ・押出成形セメント板工事	
9　防水工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
10　石工事	
11　タイル工事	
12　木工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
13　屋根及びとい工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
14　金属工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
15　左官工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
16　建具工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
17　カーテンウォール工事	
18　塗装工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
19　内装工事	※工事範囲全て　相談室増築に関する全ての建築、設備工事
20　ユニット及びその他の工事	
21　排水工事	
22　舗装工事	
23　植栽及び屋上緑化工事	

Ⅱ　建築工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和４年版」（以下、「標準仕様書」という。）による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
（2）標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。
（3）特記仕様書の表記
1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。⊙印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
⊙印と ※(○囲み) 印の付いた場合は、共に適用する。⊙ 印と ※の場合は、⊙のみを適用する。
3）特記事項に記載の｛　．　．｝内の表示番号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目、当該図表を示す。
4）特記事項に記載の（　．　．）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
5）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
6）本工事において、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年2月24日変更閣議決定）」及び、「埼玉県グリーン調達・環境配慮契約推進方針（最新版）」による特定調達品目のうち、「判断の基準」を満たす環境物品等（以下「特定調達物品等」という）を選択するよう努めるものとする。
なお、G 印は設計図書で定めのある品目を示す。
7）注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項目	特記事項

1 一般共通事項

①適用基準等
※埼玉県建築工事実務要覧に記載の要領等
※建築工事監理指針（国土交通省監修）（参考図書）
※建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修　令和４年版）
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。

②条件明示事項
保険の種類 {1.1.3}
※法定外の労災保険（工事に従事する者(全ての下請負人を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの）
※建設工事保険等（工事目的物及び工事材料等を対象とするもの）
※請負業者賠償責任保険等　・
保険の期間　※契約工期の末日までの期間　・

③**工事実績情報ｼｽﾃﾑ コリンズへの登録**
※行う（請負代金額500万円以上，10日以内に登録）　・行わない　(1.1.4){1.1.8}

④適用区分
建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には次の条件を用いる。
・風圧力　風速（Vo=32m/s）　地表面粗度区分（・Ⅰ　・Ⅱ　⊙Ⅲ　・Ⅳ）
・積雪荷重　狭山市施行細則9条　32cm

5 別契約の関連工事
※監督員指定の別契約工事を今回工事全体としてとらえ、主導的に調整する。(1.1.7)
・監督員指定の別契約工事が行う全体調整に全面的に協力する。

6 施工に注意を要する区域等
本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意する。(1.1.12、13)
・周知の埋蔵文化財包蔵地　・史跡名勝天然記念物
・　・

⑦工事の記録
埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成し、監督員に提出する。　(1.2.4){1.6.5}
埼玉県電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ　※適用する(CD-R又はDVD-Rで１部提出)・適用しない

8 電気保安技術者
適用する　(1.3.3){1.3.1}

⑨施工条件
施工時間　(1.3.5)
※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外とする。
ただし、監督職員の承諾を受けた場合はこの限りでない。
・以下の期間を除いた現場閉所日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること
年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間
指定期間（　　　　）
施工時間以外の施工条件
・図示による　※騒音作業については監督員と協議し定める

⑩施工中の安全確保
本工事の受注者を、作業が同一の場所において行われることによって生じる労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき者（統括安全衛生管理義務者）とする。(1.3.7)

⑪施工中の環境保全等
建設機械は、原則として排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。(1.3.10)

12 発生材の処理等
引渡しを要するもの　(1.3.11){1.1.13}
※無し（全て構外搬出適正処理）　・有り（※図示　・　）
注 a) 発生材のうち特記により、引き渡しを要するものは、指示された場所に整理のうえ調書を添えて監督員に報告する。
b) 産業廃棄物処理許可書及び最終処理受入票の写しを提出する。
c) 引き渡しを要しないものは、すべて構外に搬出し、「資源の有効な利用の促進に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等により適切に処理し監督員に報告する。

13 県産品の使用
受注者は、工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は埼玉県内に本店を有する者の中から選定するように努めるとともに、調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努める。{1.4.2}

⑭環境への配慮
建築物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有すると共に、次の①から④を満たすものとする。(1.4.1){1.4.3}
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、壁紙、接着剤、保温材、緩衝材、断熱材、塗料、仕上塗材は、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料で、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」の区分に応じた材料を使用する。
② 接着剤及び塗料はトルエン、キシレン及びエチルベンゼンの含有量が少ない材料を使用する。
③ 接着剤は、可塑剤（フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を除く）が添加されていない材料を使用する。
④ ①の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器類等は、ホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。

⑮材料の品質等
※本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能と同等以上のものを使用する。ただし製造業者等が指定されている場合に同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。(1.4.2)
※材料・機材等の製造業者等は次の①から⑥すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
① 品質及び性能に関する試験データが整備されていること
② 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること
③ 安定的な供給が可能であること
④ 法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること
⑤ 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること
⑥ 販売、保守等の営業体制が整えられていること
※製材等、フローリング又は再生木質ボードを使用する場合は、グリーン購入法の基本方針の判断の基準に従い、あらかじめ「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ」（林野庁 H18.2.15）に準拠した証明書を監督員に提出する。
※検査を受けて使用すべき工事材料は、監督員が指定するものとする。

16 技能士
(1.5.2){1.3.3}

適用工事種別	技能検定作業
仮設工事	・とび作業
鉄筋工事	・鉄筋組立て作業
コンクリート工事	・型枠工事作業　・ｺﾝｸﾘｰﾄ圧送工事作業
鉄骨工事	・構造物鉄工作業　・とび作業
ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ･ALCﾊﾟﾈﾙ押出成形ｾﾒﾝﾄ板工事	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業 ・ｴｰｴﾙｼｰﾊﾟﾈﾙ工事作業
防水工事	・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業　・ｳﾚﾀﾝｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業 ・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業　・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業 ・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業　・ｾﾒﾝﾄ系防水工事作業 ・ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業　・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業 ・FRP防水工事作業
石工事	・石張り作業
タイル工事	・タイル張り作業
木工事	・大工工事作業
屋根及びとい工事	・内外装板金作業
金属工事	・鋼製下地工事作業　・内外装板金作業
左官工事	・左官作業
建具工事	・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業　・ガラス工事作業　・自動ドア施工作業
ｶｰﾃﾝｳｫｰﾙ工事	・金属製カーテンウォール工事作業　・ﾋﾞﾙ用ｻｯｼ施工作業 ・ガラス工事作業
塗装工事	・建築塗装作業　・木工塗装作業
内装工事	・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業　・カーペット系床仕上作業 ・ボード仕上げ工事作業　・壁装作業　・保温保冷工事作業
排水工事	・建築配管作業
舗装工事	・溶融ﾍﾟｲﾝﾄﾊﾝﾄﾞﾏｰｶｰ工事作業　・加熱ﾍﾟｲﾝﾄﾏｼﾝﾏｰｶｰ工事作業
植栽工事	・造園工事作業
その他	・ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ工事作業

⑰化学物質の濃度測定
(1.5.9)

対象化学物質	判定基準	備考
ホルムアルデヒト	100μg／m³（0.08ppm）以下	※厚生労働省が定める指針値，量単位の換算は２５℃
トルエン	260μg／m³（0.07ppm）以下	
キシレン	200μg／m³（0.05ppm）以下	
エチルベンゼン	3,800μg／m³（0.88ppm）以下	
スチレン	220μg／m³（0.05ppm）以下	
パラジクロロベンゼン	240μg／m³（0.04ppm）以下	

測定方法
採取及び分析は、法令に基づき空気中の物質の濃度に係る証明を行う者が行う。
①検体の採取方法　※吸引方式(アクティブ法)又は拡散方式(パッシブ法)
・吸引方式(アクティブ法)　・拡散方式(パッシブ法)
②アクティブ法
ホルムアルデヒドは、ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着／溶媒抽出法によって採取し、高速液体クロマトグラフ法（以下ＨＰＬＣ）により行う。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、固相吸着／溶媒抽出法、固相吸着／加熱脱着法、容器採取法のいずれかを用いて採取し、ガスクロマトグラフ／質量分析法（以下ＧＣ／ＭＳ）により行う。
③パッシブ法
ホルムアルデヒドは、パッシブ採取機器により採取し、ＨＰＬＣ又はガスクロマトグラフ法（以下ＧＣ）あるいはＡＨＭＴ－吸光光度法のうち採取機器に適応した分析法による。
トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン及びパラジクロロベンゼンは、パッシブ採取機器により採取しＧＣまたはＧＣ／ＭＳのうち採取機器に適応した分析法による。
測定対象室　※監督員の指定する室　⊙トイレ①女子トイレ　トイレ②男子トイレ
測定箇所数　※（２）箇所　・図示
測定時期　※工事完了後
報告書　※２部　・

18 中間検査
中間検査　※行う（埼玉県建設工事検査要綱第４条）　・行わない　(1.6.2){1.5.1}
中間検査実施回数（　）　実施段階（　）監督員の指示による
中間検査成績評定　※対象外　・対象（埼玉県建築工事成績評定要領第２）

⑲完成図等
監督員の指示により埼玉県建築工事監督要綱別表第１に示す書類を原則電子データで提出する　(1.7.1～3){1.6.1～3}

完成図等の種類及び記入内容
完成(竣工)図（※監督員が指定した設計図面に完成時の状態を表現したもの）
図面情報電子化媒体　※CD-R又はDVD-R，１部
CADデータの形式　※SXF(sfc)　・DXF　⊙JWW
（埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による。CADﾃﾞｰﾀのﾊﾞｰｼﾞｮﾝは監督員と協議する。）
保全に関する資料（通常取扱いに注意を要するものの使用方法を解説する）
完成写真（埼玉県建築工事写真作成要領に基づき作成する）
埼玉県電子納品運用ｶﾞｲﾄﾞﾗｲﾝ　※適用する(CD-R又はDVD-Rで提出)・適用しない
撮影者　※監督員の承諾する撮影者　・
撮影箇所　※外部（　）内部（　）
着工時と完成時の状況を比較できるように撮影する
・埼玉県建築工事写真作成要領別表５
原本及びアルバムを各1部提出
原本(電子媒体：撮影時のJPEG)及びアルバム(紙媒体又は電子媒体)を各1部提出
パネル入り（外部全景）完成写真　・要　・不要
施設CADデータ　・更新して提出　・更新しない

⑳保証書
防水工事　※屋上防水　・外壁防水　・金属屋根　・　{1.6.4}
建物引渡し日から10年間、受注者、施工者、材料ﾒｰｶｰの3者連名とし2部提出する。
上記以外　・１部提出

㉑その他
（1）工事に伴い、必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。
（2）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。
また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。
（3）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。
（4）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月７日までに監督員に提出する。
（5）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。

2 仮設工事

①足場その他
「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場の設置に当たっては、同ガイドラインの別紙１「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置き方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行う。(2.2.4)
墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省 H30.6.22)による。
・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。

2 監督員事務所
規模　・既存建物内の一部を使用　・構内に新設　㎡　(2.3.1)
・構内に新設　㎡
・設置しない（下記備品のみ用意する）
備品（　名分相当）
・机　・椅子　・書棚　・黒板　・掛時計　・寒暖計　・長靴　・雨合羽
・保護帽　・懐中電灯　・墜落制止用器具　・軍手　・衣類ロッカー
・冷暖房機器　・消火器　・湯沸器　・茶器　・掃除用具　・電話機
・ＦＡＸ　・電子メール通信機器　・スキャナー　・プリンター

③現場表示板
※設置する（{1.1.12}による表示　※要　・不要）　・設置しない　(2.3.1){1.1.12}

④工事用水
構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（※有償　・無償）

⑤工事用電力
構内既存の施設　※利用できない　⊙利用できる（別途施設調整を行うこと）

⑥工事用搬入路
※図示　・

⑦仮囲い
※設置位置等は監督員の指示による　⊙図示

⑧交通誘導員
必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。
配置箇所　※監督員の指示による　⊙図示

9 快適トイレ
仕様　※図示　・

3 土工事

①埋戻し及び盛土
埋戻し及び盛土の種別　(3.2.3)
・Ａ種　適用場所（　）
⊙Ｂ種　適用場所（　）
・Ｃ種　適用場所（　）土質（　）受渡場所（　）
・Ｄ種　適用場所（　）
品質　細粒分（75μm以下）の含有率（重量百分率）の上限を50%未満とする。
・六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

②建設発生土の処理
⊙場外搬出適切処理（搬出場所：市の指定場所）　(3.2.5)
・構内指示の場所にたい積　・構内指示の場所に敷き均し
・UCRの受け入れに必要な土質調査を実施する。また、この調査による資料は他工区の工事へも利用する。

3 山留めの撤去
鋼矢板等の抜き跡　※地盤の変形を防止する適切な措置を講ずる　(3.3.3)

4 地業工事　5 鉄筋工事　6 コンクリート工事　7 鉄骨工事

特記仕様書（構造関係）による

8 コンクリートブロック・ALCパネル及び押出成形セメント板工事

1 補強コンクリートブロック造
ブロックの種類　(8.2.2、3、5、7、8)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	適用箇所	備考
※空洞ブロックC(16)				・無　・有		
・				・無　・有		

モルタルの調合(容積比)※標準仕様書表8.2.1による　・セメント(　)：砂(　)
各部の配筋　※図示　・
目地仕上げ　・押し目地仕上げ　・化粧目地仕上げ
まぐさを受ける開口部両側のブロックのモルタル又はコンクリートで充填する範囲
※図示による

2 コンクリートブロック帳壁及び塀
ブロックの種類　(8.3.2～7)

断面形状及び圧縮強さによる区分	正味厚さ(mm)	ﾓｼﾞｭｰﾙ呼び寸法(mm) 長さ	高さ	化粧の有無	(表8.3.1)以外の適用箇所	備考
・空洞ブロックC(16)				・無　・有		
・型枠状ブロック 20				・無　・有		

モルタルの調合(容積比)※標準仕様書表8.2.1による　・セメント(　)：砂(　)
塀に用いるブロックの正味厚さ　・
壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状　※図示　・
各部の配筋　※図示　・
充填するブロックの範囲　・図示　・

3 ＡＬＣパネル
ＡＬＣパネルの区分等　(8.4.2～5)

区分			単位荷重(N/㎡) 正荷重	負荷重	厚さ(mm)	幅及び長さ	耐火性能(時間)	構法の種別
・外壁用	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠	・	・	・	図示による	・なし ・１	・Ａ種・Ｂ種
・間仕切壁用	・一般 ・コーナー	・平 ・意匠	－	－	・	図示による	・なし ・１	・C種・D種・E種
・屋根用	－	－	・	・	・	図示による	・0.5	※Ｆ種
・床用	－	－	・	－	・	図示による	・１ ・２	

パネルの相互の接合部に挿入する耐火目地材　・
外壁・屋根パネルの構法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の耐風圧性能
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　・
目地幅
パネル短辺小口相互の接合部、外壁、間仕切壁パネルの出隅及び入隅パネル接合部、
パネルと他部材との取合い部の目地幅（mm）　※10～20　・
外壁、間仕切壁パネルの伸縮目地への耐火目地材の充填　・適用する　・適用しない

4 押出成形セメント板（ＥＣＰ）
ECPの種類等　(8.5.2～5)

パネルの種類	形状	厚さ(mm)	幅(mm)	工法の種別	備考
・外壁パネル	・Ｆ（ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ）	・50・60・		・Ａ種 ・Ｂ種	
	・Ｄ（ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ）	・50・60	600		
	・Ｔ（ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ）	60			
・間仕切壁パネル	・Ｆ（ﾌﾗｯﾄﾊﾟﾈﾙ）	・50・60　・		・Ｂ種 ・Ｃ種	
	・Ｄ（ﾃﾞｻﾞｲﾝﾊﾟﾈﾙ）	・50・60	600		
	・Ｔ（ﾀｲﾙﾍﾞｰｽﾊﾟﾈﾙ）	60			

外壁パネルの工法における耐風圧性能
建築基準法に基づき定まる風圧力の(・1・1.15・1.3)倍の耐風圧性能
パネル幅の最小限度を300mm未満とする場合　・
パネル相互の目地幅（mm）　・長辺（　）　・短辺（　）
出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅（mm）　※15程度　・
耐火構造以外の目地及び隙間の処理　※パネルの製造所の仕様
やむを得ず欠き込み等を行う場合は、下表の寸法を限度とする。ただし、欠損部分を考慮した強度を確認の上、施工計画書を提出する。

		孔あけ及び欠き込みの大きさ	切断後のパネルの残り部分の幅
ﾊﾟﾈﾙに孔あけを設ける場合	短辺	ﾊﾟﾈﾙ幅の1/2以下、かつ、300mm以下	150mm以下
	長辺	500mm以下	300mm以下
ﾊﾟﾈﾙに欠き込みを設ける場合	短辺	ﾊﾟﾈﾙ幅の1/2以下、かつ、300mm以下	300mm以下
	長辺	500mm以下	300mm以下

9 防水工事

①アスファルト防水
屋根保護防水　(9.2.2～5)（表9.2.3～9）
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 G	絶縁用シート	立上り部の保護
・Ａ－１			※ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｨﾙﾑ厚さ0.15mm以上又はﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ70g/㎡程度	・乾式保護材 ・ｺﾝｸﾘｰﾄ押え ・れんが押え（※JIS R 1250） ・ﾓﾙﾀﾙ押え(屋内)
・Ａ－２				
・Ａ－３				
・Ｂ－１				
・Ｂ－２				
・ＡＩ－１		(材質）※JIS A 9521による押出法ﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ断熱材3種bA(ｽｷﾝ層付き) (厚さ)・　mm　・	※ﾌﾗｯﾄﾔｰﾝｸﾛｽ 70g/㎡程度 ・	
・ＡＩ－２				
・ＡＩ－３				
・ＢＩ－１				
・ＢＩ－２				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.3及び表9.2.4による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※Ｒ種
厚さ　※（　）mm以上　・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.2.5から標準仕様書表9.2.6による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※Ｒ種
厚さ　※（　）mm以上　・
立上り部への断熱材及び絶縁シート　※設置しない　・設置する
平場の保護コンクリートの厚さ
こて仕上げ　※水下　80mm以上　・
床タイル張り　※水下　60mm以上　・

・乾式保護材
窯業系パネルⅠ類　厚さ（　）mm　幅（　）mm

屋根露出防水
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 G	仕上塗料
・Ｄ－１			種類 ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・
・Ｄ－２			
・ＤＩ－１		※標準仕様書9.2.2(9) (種類) (厚さ)(mm)	使用量 ※ｱｽﾌｧﾙﾄﾙｰﾌｨﾝｸﾞ類の製造所の仕様 ・
・ＤＩ－２			

高日射反射率防水の適用 G　※適用する　・適用しない
改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※Ｒ種
厚さ　※（　）mm以上　・
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.2.7及び表9.2.8による
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分　・
材料による区分　※Ｒ種
厚さ　※（　）mm以上　・

お茶香るまち 狭山市　総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262
E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

絶縁断熱工法のルーフドレン回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置
※図示 ・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
※アスファルトルーフィング類の製造所の指定
種類（ ） 設置数量（ ）
屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	種別	施工箇所
・Ｅ－１		・Ｅ－２	

保護層 ・設ける（※図示 ・ ） ・設けない
E-1の工程3を行う部位 ※貯水槽、浴槽等常時水に接する部位
防水層の下地の立上り
※コンクリート打放し仕上げ 標準仕様書表6.2.4[打放し仕上げの種別]のＢ種 ・
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製 L-30×15×2.0mm程度 ・
防水層の下地のモルタル塗り
・適用する（施工範囲 ※図示 ・ ） ・適用しない
屋上排水溝 ※図示 ・

② 改質アスファルトシート防水

屋根露出防水 (9.3.2、3)(表9.3.1～3)
防水層の種別

種別	施工箇所	断熱材 G	防湿用シート	仕上塗料
・ＡＳ－Ｔ１				種類 ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ・
・ＡＳ－Ｔ２				
・ＡＳ－Ｔ３				
・ＡＳ－Ｔ４				
・ＡＳ－Ｊ１				使用量 ※改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様 ・
・ＡＳＩ－Ｔ１		（材質） ※標準仕様書9.3.2(3)(ｲ)による ・ （厚さ） ・25mm ・50mm ・	・設ける（改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄの製造所の仕様による）	
・ＡＳＩ－Ｊ１			・設けない	

高日射反射率防水の適用G ・適用する ・適用しない
改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.3.1から表9.3.3による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※Ｒ種
厚さ ※（ ）mm以上 ・
粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※Ｒ種
厚さ ※（ ）mm以上 ・
部分粘着層付改質アスファルトシートの種類及び厚さ
※標準仕様書表9.3.2から表9.3.3による ・
・JIS A 6013に基づく種類及び厚さ
用途による区分 ・
材料による区分 ※Ｒ種
厚さ ※（ ）mm以上 ・
立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法
※アルミニウム製 Ｌ－30×15×2.0(mm)程度 ・
絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量
※改質アスファルト製造所の仕様による ・
・種類（ ） 設置数量（ 個）

③ 合成高分子系ルーフィングシート防水

防水層の種別 (9.4.2～4)(表9.4.1～3)

種別	施工箇所	可塑剤移行防止用ｼｰﾄの材質	仕上塗料
・Ｓ－Ｆ１	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	※発砲ｽﾁﾚﾝｼｰﾄ ・	種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・
・Ｓ－Ｆ２			
・Ｓ－Ｍ１			種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・
・Ｓ－Ｍ２			
・ＳＩ－Ｆ１	・ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ下地 ・	※発砲ｽﾁﾚﾝｼｰﾄ ・	種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・
・ＳＩ－Ｆ２			
・ＳＩ－Ｍ１			種類・使用量 ※ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄの製造所の仕様 ・
・ＳＩ－Ｍ２		※発砲ｽﾁﾚﾝｼｰﾄ ・	

合成高分子系ルーフィングシート防水工法（断熱工法）における断熱材G
（種類）SI-F1、SI-F2の場合 ※標準仕様書9.4.2(3)(ｲ)(b)による ・
SI-M1、SI-M2の場合 ※標準仕様書9.4.2(3)(ｲ)(a)による ・
（厚さ）・25mm ・50mm ・
高日射反射率防水の適用G ・適用する ・適用しない
S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様 ※非歩行仕様 ・軽歩行仕様
SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルムの設置
・設ける ・設けない
S-M2またはSI-M2の場合立上り部の工法
・接着工法
・機械的固定方法

屋内防水
防水層の種別

種別	施工箇所	保護層		
		平場の保護モルタル塗り		立上り部の保護モルタル塗り厚さ
		塗り厚さ	工法	
・S-C1		・ mm	・床塗り工法 ・下地モルタル塗り ・	※７mm以下 ・

平場の保護モルタル床塗りにおける目地の目地割及び種類
目地割 ※目地割2m程度、最大目地間隔3m程度
目地の種類 ※押し目地
合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ
※標準仕様書 表9.4.1から表9.4.3による
・JIS A 6008に基づく種類及び厚さ
種類 ・
厚さ ・
固定金具の材質、寸法、形状
※厚さ0.4mm以上の防錆処理した銅板、ステンレス鋼板又はそれらの片面若しくは両面に樹脂を積層加工した銅板 ・
接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量
※ルーフィングシートの製造所の仕様
・種類（ ） 設置数量（ 個）
接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
プレキャストコンクリート部材の入隅部の増張り（種別 S-F1、SI-F1の場合）
・行う（・図示 ・ ） ・行わない
機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け
建築基準法に基づき定まる風圧力（・1 ・ ・ ）倍の風圧力に対応した工法

4 塗膜防水

※特定化学物質障害予防規則の対象とならない材とする (9.5.3)(表9.5.1～2)
防水層の種別

種別	施工箇所	仕上塗料	保護層
・Ｘ－１		種類・使用量 ※主材料の製造所の仕様 ・	
・Ｘ－２		種類・使用量 ※主材料の製造所の仕様 ・	
・Ｙ－１	※地下外壁防水 ・		
・Ｙ－２	※屋内防水 ・		・適用する ・適用しない

（Ｘ－１、Ｘ－２）高日射反射率防水の適用G ・適用する ・適用しない

ウレタンゴム系塗膜防水Ｘ－１の脱気装置の種類及び設置数量
※主材料の製造所の仕様
・種類（ ） 設置数量（ 個）

5 ケイ酸質系塗布防水

防水層の下地 (9.6.4)(表9.6.1)
里 ※コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4 B種）
天井部 ※コンクリート打放し仕上げ（表6.2.4 B種）
下地処理
コンクリートの打継ぎ箇所の処理
※打継ぎ部分に対し、幅30mm及び深さ30mm程度の目地棒を用いる。目地棒の除去後、水洗い清掃し、ｹｲ酸質系塗布防水材の製造所の仕様により、ﾎﾟﾘﾏｰｾﾒﾝﾄﾓﾙﾀﾙを充填
・図示 ・
型枠締付け材にコーンが使用されている部位及びｹｲ酸質系塗布防水材の塗布面以外の下地処理
・図示 ・

⑥ シーリング

下表以外は、標準仕様書表9.7.1による (9.7.2～5)(表9.7.1)
ただし、外壁タイル接着剤張りの場合のシーリングは11章に、カーテンウォールの場合のシーリングは17章による

施工箇所	シーリング材の種類（記号）
鋼製建具廻り	変性シリコン系(MS-2)
ｺﾝｸﾘｰﾄ打ち継ぎ目地	変性シリコン系(MS-2)

仕上を行わない施工箇所（・図示による ・ ）
シーリング材の目地寸法
※標準仕様書9.7.3(1)(ア)～(ウ)による
・図示 ・
外部に面するシーリング材の接着性試験
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験

注 練り混ぜた２成分形シーリング材は、１組の作業班が１日に行った施工箇所を１ロットとして、各ロットごとにサンプリングを行い、サンプリング試料を監督員に提出すること。

7 防水工事施工票

※設置する（ ヶ所） (2.1.2)
（施工年月日は防水工事施工完了日（手直しは除く）を記入）

10 石工事

1 施工

石材の割付け ・図示 ・ (10.1.3)

2 石材等

天然石 (10.2.1、3)(表10.2.1、2)

施工箇所	岩石の種類	形状及び寸法(mm)	厚さ(mm)	表面仕上げの種類	備考
・床石		※正方形に近い矩形（石材1枚の面積が0.8㎡以下） ・			
・男子トイレ尾垂石	花崗岩		25	バーナー仕上	

ジェットバーナー仕上げの場合のバフ仕上げの有無
・あり ⊙なし

テラゾブロック

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	形状による区分	仕上げ面による区分	寸法(mm)	表面仕上げの種類	備考
	※大理石・花こう岩	※1.5～12 ・	・平もの ・役もの	・片面 ・両面			
	※大理石・花こう岩	※1.5～12 ・	・平もの ・役もの	・片面 ・両面			

テラゾタイル

施工箇所	種石の種類	種石の大きさ(mm)	寸法による区分	表面仕上げ	備考
	※大理石・花こう岩	※1.5～12 ・	・３００型 ・４００型		
	※大理石・花こう岩	※1.5～12 ・	・３００型 ・４００型		

その他の材料
取付け用モルタル、既調合の目地モルタル、浸透性吸水防水材、石裏面処理材、裏打ち処理材、金物の固定に使用する充填材料
※専門工事業者の指定する製品 ・
ドレンパイプの材質
・樹脂ネット製パイプ クロスメッシュ巻き25～35φ

3 外壁湿式工法

受金物 (10.2.2、3)(10.3.2、3)
材質 ※SUS304 ・
形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 L=100mm
・L-75×75×6(mm)の加工 L=150mm
・

アンカーの材質及び寸法
※SS400 ・
あと施工アンカーの材質及び寸法等 種類・ 材質・ 寸法・
ドレンパイプ ・設ける（設置位置：図示による） ・設けない
石裏面処理 ・適用する ・適用しない
裏打ち処理 ・適用する ・適用しない
下地ごしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法
・あと施工アンカー工法
・流し筋工法
目地
一般目地 ・目地モルタル （目地幅 ・ ）
・既調合の目地モルタル（目地幅 ・ ）
※シーリング材（種類 ※標準仕様書表9.7.1による ・ ）
（目地幅及び深さ ・ ）
伸縮調整目地
位置 ・図示による
シーリング材の種類 ※標準仕様書 表9.7.1による
目地寸法 ※幅・深さとも10mm以上 ・図示による

4 内壁空積工法

受金物 (10.2.2、3)(10.4.2、3)
材質 ※SUS304 ・
形状及び寸法 ・L-75×75×6(mm)の加工 L=100mm又は150mm ・
あと施工アンカーの材質及び寸法等 種類・ 材質・ 寸法・
石裏面処理 ・適用する ・適用しない
裏打ち処理 ・適用する ・適用しない
下地ごしらえ ※あと施工アンカー・横筋流し工法
・あと施工アンカー工法

11 タイル工事

1 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地

位置 ※標準仕様書 表11.1.1による ・図示 (11.1.3)(表11.1.1)
目地寸法 ・図示

2 見本焼 試験施工

見本焼 ・行う（施工箇所： ） ・行わない (11.1.4)
試験張り ・行う（範囲、仕様等は図示による） ・行わない

3 セメントモルタルによるタイル張り

タイルの形状・寸法等 (11.2.2、3、6)

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ種	Ⅱ種	Ⅲ種	うわぐすり 無ゆう	施ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の 適用 G	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする

下地モルタル塗りのコンクリート素地面の処理
※目荒し工法（高圧水洗処理） ・MCR工法 ・
壁タイル張りの工法
内外装タイル ・密着張り ・改良圧着張り
内装タイル以外のユニットタイル ・マスク張り ・モザイクタイル張り

・既調合モルタル
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和剤等をあめ工場において所定の割合に配合した材料とする。

4 有機系接着剤によるタイル張り

タイルの形状・寸法等 (11.3.2～5)

施工箇所	種類	形状/寸法(mm)	吸水率による区分 Ⅰ種	Ⅱ種	Ⅲ種	うわぐすり 無ゆう	施ゆう	役物 有	無	色 標準	特注	再生材の 適用 G	耐凍害性 有	無	耐滑り性	備考
			・	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	
			・	・	・	・	・	・	・	・		・	・	・	・	

標準的な曲がりの役物は一体成形とする
内装タイル接着剤張りの接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆
下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面の処理
※目荒し工法（高圧水洗処理）・MCR工法 ・
目地のシーリング材
打継ぎ目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・
ひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・
伸縮調整目地及びその他の目地 ※変成シリコーン系シーリング材 ・
外装タイルの目地詰め
・行う ・行わない

12 木工事

① 施工一般

材料のホルムアルデヒド放散量 (12.2.1)
※F☆☆☆☆ 又は 標準仕様書 12.2.1(1)(ｳ)(b)による

② 製材 G

・JAS 1083-5 製材-第5部に基づく (12.2.1)(12.4.1)(12.5.1)(12.6.1)(12.7.1)
下地用製材 (表12.2.2)

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
		※2級 ・	※A種 ・B種		・
		※2級 ・	※A種 ・B種		・

・JAS 1083-2 製材-第2部に基づく造作用製材

施工箇所	寸法(mm)	等級	含水率	保存処理	間伐材等の適用
見え掛り面		※上小節 ・	※A種 ・B種		・
見え掛り面以外		※小節以上 ・	※A種 ・B種		・
			※A種 ・B種		・

3 造作用集成材 G

(12.2.1)

・「集成材の日本農林規格」による造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
					※1等 ・2等	・
					※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材

施工箇所	品名	樹種名	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面	寸法(mm)	見付け材面の品質	間伐材等の適用
		化粧薄板：芯材：				※1等 ・2等	・
		化粧薄板：芯材：				※1等 ・2等	・

・「集成材の日本農林規格」以外の造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
				※15%以下 ・	・
				※15%以下 ・	・

・「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集成材

施工箇所	樹種	寸法(mm)	化粧薄板の厚さ(mm)	見付け材面の品質	含水率	間伐材等の適用
	化粧薄板：芯材：				※15%以下 ・	・
	化粧薄板：芯材：				※15%以下 ・	・

4 造作用単板積層材 G

(12.2.1)

・JAS 0701に基づく造作用単板積層材

施工箇所	品名	寸法(mm)	表面の品質（化粧加工の有無）	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			・有り（加工 ・天然木加工・塗装加工） ・無し（等級 ・1等 ・2等 ・3等）	・する ・しない	・

・JAS 0701以外の造作用単板積層材

施工箇所	寸法(mm)	表面の品質（化粧加工の有無）	含水率	防虫処理の適用	間伐材等の適用
		・有り（加工 ・天然木加工・塗装加工） ・無し（ ）	※14%以下 ・	・する ・しない	・
		・有り（加工 ・天然木加工・塗装加工） ・無し（ ）	※14%以下 ・	・する ・しない	・

・JAS 3079に基づくＣＬＴ（直交集成板）G

施工箇所	品名	強度等級	種別	接着性能（使用環境）	樹種名	寸法(mm)	間伐材等の適用
							・
							・

5 合板等

(12.2.1)

⊙「合板の日本農林規格」による普通合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	板面の品質	単板の樹種名	防虫処理の適用	間伐材等の適用
	※5.5 ・	※1類 ・2類	広葉樹 ※２等以上 ・１等 針葉樹 ※C-D以上 ・		・する ・しない	・

・「合板の日本農林規格」による構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	等級	板面の品質	単板の樹種名	強度等級	防虫処理の適用	間伐材等の適用
	※12 ・	※1類 ・特類	※2級以上 ・1級	※C・D以上 ・		・適用する ・適用しない	・する ・しない	・

・「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	防虫処理の適用	間伐材等の適用
			・1類 ・特類	・する ・しない	・

・「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	化粧板に使用する単板の樹種名	防虫処理の適用
		・1類 ・2類		・する ・しない

・「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板 G

施工箇所	厚さ(mm)	接着の程度	単板の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
		・1類 ・2類			・する ・しない

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262
E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

特記仕様書（その２）

No scale

図面No. A-02

13 屋根及びとい工事

・パーティクルボード [G]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)
		※13タイプ ・	※PマはM		※15 ・

・JAS 0360に基づく構造用パネル

施工箇所	寸法(mm)

・ＭＤＦ [G]

施工箇所	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分	厚さ(mm)

⑥ 接合具等　造作材の化粧面の釘打ち　(12.2.2)
※隠し釘打ち　・釘頭埋め木　・つぶし頭釘打ち　・釘頭現し
諸金物の形状、寸法及び材質
※かすがい、座金、箱金物及び短冊金物
（標準仕様書 表12.2.3～5に示す程度の市販品　表14.2.2のF種程度）
・　(形状：　寸法：　材質：　)

⑦ 接着剤　接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆　(12.2.2、3)

⑧ 防腐・防蟻・防虫処理　・薬剤の加圧注入による防腐、防蟻処理　(12.3.1、2)

適用部材	保存処理性能区分
主要構造部材（GLから1m内）	・Ｋ２　※Ｋ３　・Ｋ４
	・Ｋ２　・Ｋ３　・Ｋ４

・薬剤の塗布等による防腐、防蟻処理

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※薬剤の製造所の仕様による ・	※JIS K 1571に適合又は同等品

・薬剤の接着剤への混入による防腐、防蟻処理
適用部位（　）
・合板等の加圧注入による防腐、防蟻処理
適用部位（壁合板（GLからIm内））

9 内部間仕切軸組及び床組み　間仕切軸組　※杉又は松　・　床組　※杉又は松　・　(12.4.1)

10 窓、出入口その他　窓、出入口その他　吊元枠、水掛かりの下枠及び敷居　※ひのき　・　その他　※松又は杉　・　(12.5.1)

11 床板張り　縁甲板及び上がりがまち　※ひのき　・　(12.6.1)

12 壁及び天井下地　壁胴縁、野縁受桟、野縁及び吊木　※杉又は松　・　(12.7.1)

① 長尺金属板葺　(13.2.1～3)(13.2.2、3)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	備考
	※JIS G 3322の屋根用 着色　・有	・5種（AZ150）	○0.4 ・0.5 ・	・心木なし瓦棒葺 ○立て平葺・蟻掛葺 ・横葺　・	

下葺材料　・アスファルトルーフィング　940
○改質アスファルトルーフィング下葺材
（・一般タイプ　・複層基材タイプ　○粘着層付タイプ）
横葺きの場合のけらば納め
・つかみ込み納め　○けらば包み納め
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法
雪止め　・設置する（施工箇所　※図示　・　）　○設置しない

② 折板葺　(13.2.2)(13.3.2、3)(表13.2.1)

施工箇所	形式	山高、山ピッチによる区分		耐力による区分	材料による区分	厚さ(mm)	軒先面戸板	防火性能
		山高	山ピッチ					
	・重ね形 ・はぜ締め形 ・かん合形			（　）種	※鋼板製 ・ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金板製		・有り ・無し	・30分 ・無し

材料
鋼板の種類（※JIS G 3322の屋根用（着色　・有　・　）
塗膜の耐久性の種類、めっき付着量（・5種（AZ150）　・　）
断熱材　・有り（種別：　厚さ(mm)：　防火性能：　時間）
・無し
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法
耐雪性能に対応した工法の適用　・適用する　・適用しない
折板のけらば納め　※けらば包みによる方法　・
雪止め　・設置する（施工箇所　※図示　・　）　・設置しない

③ 粘土瓦葺　(13.4.2、3)

施工箇所	種類							
	製法による区分	形状による区分	寸法による区分	大きさ	産地	役物瓦の種類	雪止め瓦の使用	
							・する ・しない	
							・する ・しない	

桟瓦の防災瓦の使用　・適用する　・適用しない
JIS A 5208 に基づく凍害試験等　※行わない　・行う（　）
瓦桟木　材質　※杉　・ひのき　・
寸法　※幅42×高さ15(mm)以上　・
棟補強用心材　材質　※杉　・ひのき　・
寸法　※幅40×高さ30(mm)以上　・
瓦緊結用釘又はねじ
種類（　）径（　）長さ（　）
棟補強等に使用する金物等
材質　・ステンレス製　・溶融亜鉛めっき処理を行った鋼製
形状、寸法及び留付け方法　・図示　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法
風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等　※図示による
瓦桟木の留付け工法　※図示　・
棟の工法　・７寸丸伏せ棟又は下形用冠瓦伏せ棟　・のし積み棟
面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部に仕上げを施す場合
・モルタル　・瓦葺き用しっくい

14 金属工事

4 とい　といその他の材種　(13.5.2、3)(表13.5.1、2、4)
・配管用鋼管　・硬質ポリ塩化ビニル管　・ルーフドレン
・表面処理鋼板（表面及び裏面の塗膜の種類）
とい受け金物
材種　※標準仕様書13.5.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）　・
形状　※市販品（とい径100以下）　・25×4.5(mm)以上（とい径100超）
取付け間隔　※標準仕様書表13.5.2による　・
足金物
材種　※標準仕様書表13.5.2による（溶融亜鉛めっきを行ったもの）　・
形状　※市販品　・
取付け間隔　※標準仕様書表13.5.2による　・
多雪地域の場合の軒どいの取付け間隔　※0.5m以下　・
防露材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
鋼管製といの防露巻き
※標準仕様書表13.5.4による　・

ルーフドレンの種類及び呼び

種別		呼び	施工箇所
・ろく屋根用たて形Ｉ型	※ねじ込み式	・80　・100 ・125　・150	
・ろく屋根用横形Ｉ型	※ねじ込み式	・80　・100 ・125　・150	
・バルコニー中継用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・50　・80　・100 ・50　・75　・100	
・バルコニー用	・ねじ込み式 ・差し込み式	・50　・80　・100 ・50　・75　・100	

1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理　※表面処理は標準仕様書表14.2.1による　(14.2.1)(表14.2.1)

種別	施工箇所（成形板、笠木、建具以外）
・AB－1種	
・AB－2種	
・AC－1種	
・AC－2種	
・BA－1種	
・BA－2種	
・BB－1種	
・BB－2種	
・BC－1種	
・BC－2種	
・C 種	

陽極酸化皮膜の着色方法　※二次電解着色　・三次電解着色
色合等
・シルバー
・アンバー　・ブロンズ
・ブラック系　・ステンカラー　・
・特注色（　）

2 鉄鋼の亜鉛めっき　(14.2.2)(表14.2.2)

表面処理方法	種別	施工箇所（手すり、タラップ以外）
溶融亜鉛めっき	・A種	
	・B種	
	・C種	
電気亜鉛めっき	・D種	
	・E種	
	・F種	

3 軽量鉄骨天井下地　野縁等の種類　(14.4.2～4)(表14.4.1)
屋外（※25形　・19形）　屋内（※19形　・25形）
屋外の形式及び寸法
野縁受、つりボルト及びインサートの間隔　・図示　・
周辺部の端からの間隔　・図示　・
野縁の間隔　・図示　・
・つりボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井のふところ が3.0mを超える場合の補強方法　※図示　・
・天井下地材における耐震性を考慮した補強
補強箇所　※図示　・
補強方法　※図示　・
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法

4 軽量鉄骨壁下地　スタッド、ランナーの種類　(14.5.3、4)(表14.5.1)
※標準仕様書表14.5.1によるスタッドの高さによる区分に応じた種類
・図示　・
スタッドの高さが5.0mを超える場合　※図示　・
出入口及びこれに準ずる開口部の補強
※標準仕様書14.5.4(5)による　・

5 金属成形板張り　(14.6.2、3)(表14.2.1)

種別	製法	形状	板幅(mm)	板厚(mm)	表面処理 種別	表面処理 色合い等
・アルミニウム	・押出し ・ロール	ｽﾊﾟﾝﾄﾞﾚﾙ形				
	・プレス ・	パネル形				

取付け用下地　※標準仕様書14.4による　・図示　・
伸縮調整継手　・設ける（施工箇所　・図示　・　）　・設けない
屋外の軒天井、ピロティ天井の工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法

6 アルミニウム製笠木　種類　・250形　・300形　・350形　(14.7.2、3)(表14.2.1)(表14.7.1)
表面処理　種別（　）種
色合等　・標準色（　）
・特注色（　）
笠木の固定金具の工法等
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1・1.15・1.3）倍の風圧力に対応した工法

15 左官工事

1 モルタル塗り　モルタル　○現場調合材料　・既調合材料　(15.3.2、5)
既製目地材　・設ける　施工箇所（　）　形状（※図示　・　）
床の目地　・設ける（目地割り　※2㎡程度（最大目地間隔2m程度）　・　）
（種類　※押し目地　・　）
・設けない
屋外のタイル張り下地及び屋内の吹付部分等のタイル張りの下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験
・適用する　・適用しない

2 せっこうボード その他のボード下地　せっこうボード及びせっこうラスボードの種類及び厚さ　(15.2.5)
種類（・GB-R　GB-L　・　）厚さ（　mm）
木質系セメント板の種類及び厚さ
種類（・　）厚さ（　mm）

3 仕上塗材仕上げ　内装仕上げに用いる塗材のホルムアルデヒド放散量　(15.6.2)
※F☆☆☆☆　・

4 マスチック塗材塗り　種別　・A種　・B種　(15.7.2)

5 ロックウール吹付け　ロックウールのホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(15.12.2、3)
接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
吹付け厚さ(mm)　・図示　・25　・

6 しっくい塗り　しっくい　(15.10.2～4)
・既調合材料
色しっくい　・適用する　・適用しない
下地
・せっこうボード　・せっこうラスボード　・モルタル塗り　・木ずり
・こまい　・下塗りをせっこうプラスターとし上塗りに使用する場合
既調合しっくいの調合
・せっこうボード下地　※標準仕様書表15.10.1
・モルタル塗り下地　※標準仕様書表15.10.2
・せっこうラスボード下地　※製造所の仕様による
現場調合しっくいの調合及び各層の塗厚
・木ずり下地　※標準仕様書表15.10.3
・せっこうプラスター下地、こまい下地　※標準仕様書表15.10.4
既調合しっくいの上塗り仕上げ工法
・なで切り仕上げ　・パターン仕上げ

16 建具工事

1 防火戸　※建具表による　・　(16.1.3)

2 見本の製作等　建具見本の製作　・行う（建具符号：　）　・行わない　(16.1.4)
建具見本製作の目的等
特殊な建具の仮組　・行う（建具符号：　）　・行わない

3 防犯建物部品　・適用する（※建具表による　・　）　・適用しない　(16.1.6)

④ アルミニウム製建具　性能値等（建具符号、枠の見込み寸法：建具表による）　(16.2.2～5)(表16.2.1、2)
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級　※建具表による　・図示
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
○A種	S-4	A-3	W-4	※70 ・100	※図示による
・B種	S-5				※図示による
・C種	S-6	A-4	W-5	・	※図示による
・D種	S-2	A-3	W-3	・	※図示による
・E種	S-3			・	※図示による

・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　）
・断熱ドア、断熱サッシ [G] とする場合　断熱性の等級（　）
材料　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL
形状及び仕上げ
表面処理
外部に面する建具　種別　○BB-1種　・BB-2種　（標準仕様書表14.2.1）
着色　○標準色　・特注色
屋内の建具　種別　・BC-1種　・BC-2種　（標準仕様書表14.2.1）
着色　・標準色　・特注色
結露水の処理方法　・水貯め式　・排水式
工法　水切り板、ぜん板　※図示　・
木下地の場合の内付け建具　・適用しない・適用する

⑤ 網戸等　(16.2.3)

種類	材種	線径	網目
※防虫網	※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製	※0.25mm以上 ・	※16～18メッシュ ・
・防鳥網	ステンレス(SUS304)線材	1.5mm	網目寸法15mm

6 樹脂製建具　(16.2.5)(16.3.2～5)(表16.3.1～3)
性能値等（建具符号、枠の見込み寸法：建具表による）
耐風圧性等級、気密性等級、水密性等級　※建具表による　・図示
外部に面する建具の種別

種別	耐風圧性	気密性	水密性	枠見込み(mm)	施工箇所
・A種	S-4	A-4	W-4	・	※図示による
・B種	S-5		W-5	・	※図示による
・C種	S-6			・	※図示による
・D種	S-2		W-3	・	※図示による
・E種	S-3			・	※図示による

仕上塗材の種類
薄付け仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・外装薄塗材 Si	・	・砂壁状
・可とう形外装薄塗材 Si	・	・ゆず肌状（・吹付け　・ローラー塗り）
・外装薄塗材 E	・	・さざ波状
・可とう形外装薄塗材 E	・	・平たん状
・防水形外装薄塗材 E	・	・凹凸状（・吹付け　・こて塗り）
・外装薄塗材 S	・	・着色骨材砂壁状（・吹付け　・こて塗り）
・内装薄塗材 C	・	・砂壁状じゅらく
・内装薄塗材 L	・	・京壁状じゅらく
・内装薄塗材 Si	・	
・内装薄塗材 E	・	・吸放湿性　・適用する　・適用しない
・内装薄塗材 W	・	

厚付け仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・外装厚塗材 C	・	・吹放し　・凸部処理　・平たん状
・外装厚塗材 Si	・	・凹凸状　・ひき起こし　・かき落とし
・外装厚塗材 E	・	
・内装厚塗材 C	・	・吸放湿性　・適用する　・適用しない
・内装厚塗材 L	・	・上塗材　・適用する　・適用しない
・内装厚塗材 G	・	外装厚塗材 C の上塗材 ・セメントスラッコ　・
・内装厚塗材 Si	・	
・内装厚塗材 E	・	

複層仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・複層塗材 CE	・	・ゆず肌状　・凸部処理　・凹凸状
・可とう形複層塗材 CE	・	
・複層塗材 Si	・	・耐候性　※耐候形３種　・
・複層塗材 E	・	・上塗材
・複層塗材 RE	・	溶　媒　※水系　・溶剤系　・弱溶剤系
・防水形複層塗材 CE	・	樹　脂　※アクリル系　・
・防水形複層塗材 E	・	外　観　※つやあり　・つやなし
・防水形複層塗材 RE	・	・メタリック

軽量骨材仕上塗材

呼び名	防火材料	仕上げの形状及び工法等
・吹付け軽量塗材	・	
・こて塗用軽量塗材	・	

・防音ドア、防音サッシとする場合
遮音性の等級　・Ｔ－１種　・Ｔ－２種
・断熱ドア、断熱サッシ [G] とする場合
断熱性の等級　・H-4種　・H-5種　・H-6種　・H-7種　・H-8種
外部に面する建具の日射熱取得性の等級
枠の見込み寸法　・建具表による
ガラス　※複層ガラス（組合せは建具表による）　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL
形状及び仕上げ
表面色　・標準色　・特注色
工法　水切り板、ぜん板　※図示　・
木下地の場合の内付け建具　・適用しない　・適用する

7 鋼製建具　性能値等（建具符号：建具表による）　(16.2.2)(16.4.2～4)(表16.4.2)
・簡易気密型ドアセット　・適用する　・適用しない
外部に面する建具の耐風圧性
・耐風圧性の等級　（・　）
・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　）
・断熱ドア、断熱サッシ [G] とする場合　断熱性の等級（　）
材料　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　※標準仕様書　表16.4.2による　・　使用箇所（　）
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

8 鋼製軽量建具　性能値等（建具符号：建具表による）　(16.2.2)(16.5.2～4、6)
・簡易気密型ドアセット　・適用する　・適用しない
・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　）
・断熱ドア、断熱サッシ [G] とする場合　断熱性の等級（　）
材料
鋼板　・亜鉛めっき鋼板　・ビニル被膜鋼板　・カラー鋼板　・ステンレス鋼板
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L又はSUS443J1
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL
形状及び仕上げ
鋼板類の厚さ　※標準仕様書　表16.4.2による　・　使用箇所（　）
標準型鋼製建具の形式及び寸法　※建具表による　・

9 ステンレス製建具　性能値等（建具符号：建具表による）　(16.2.2)(16.4.2)(16.6.2～5)
・簡易気密型ドアセット（建具符号：・建具表による　・　）
外部に面する建具の耐風圧性
・耐風圧性の等級　（・　）
・防音ドア、防音サッシとする場合　遮音性の等級（　）
・断熱ドア、断熱サッシ [G] とする場合　断熱性の等級（　）
材料　ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430J1L、SUS443J1　・
ステンレス製のくつずりの仕上げ　※HL
形状及び仕上げ　表面仕上げ　※ＨＬ　・鏡面仕上げ　・
工法　ステンレス鋼板の曲げ加工　※普通曲げ　・角出し曲げ

10 木製建具　建具材の加工、組立時の含水率　※Ａ種　・　(16.7.2～4)
建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・
・フラッシュ戸
表面材のホルムアルデヒド放散量等
※標準仕様書16.7.2(2)(イ)(a)による
表面材の合板の種類

合板の種類	規格等	備考
・普通合板 [G]	表面の樹種 ・ 板面の品質（※広葉樹１号　・　） 接着の程度（・１類　・２類）	
・天然木化粧合板 [G]	樹種名（　） 接着の程度（・１類　・２類）	
・特殊加工化粧合板 [G]	化粧加工の方法 ※プリント ・ポリエステル化粧合板 ・メラミン化粧合板 ・ 接着の程度（・１類　・２類）	
・ＭＤＦ [G]		

表面板の厚さ　※表16.7.6による　・
引戸の召合せかまちのいんろう付きの適用　・適用しない　・適用する
・かまち戸
かまち樹種（　）　縁板樹種（　）
見込み寸法　※36mm　・建具表による　・
・ふすま
張りの種別（・Ⅰ型　・Ⅱ型）
上張り（押入等の裏側以外）　・鳥の子　・新鳥の子又はビニル紙程度
縁仕上げ　・塗り縁　・生地縁（素地）　・生地縁（ウレタンクリヤー塗装）
見込み寸法　※19.5mm　・建具表による　・
表面板の仕上　・建具表による
・戸ぶすま
表面板の仕上　・建具表による
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
・紙張り障子
見込み寸法　※30mm　・建具表による　・
枠及びくつずりの材料　・建具表による　・

⑪ 建具用金物　金物の種類及び見え掛り部の材質等　(16.8.2、3)(表16.8.1)
※標準仕様書表16.8.1及び適用は建具表による　・
金属製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※標準仕様書表16.8.2による　・建具表による
樹脂製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※標準仕様書表16.8.3による　・建具表による
木製建具に使用する丁番の枚数及び大きさ
※標準仕様書表16.8.4による　・建具表による
木製建具に使用する戸車及びレール
※標準仕様書表16.8.5による　・建具表による
握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセントの取付位置
・建具表による　・

⑫ 鍵　マスターキー　・製作する（　）　(16.8.4)
・製作しない
鍵の製作本数　※各室３本１組（室名札付き）
鍵箱　※有り　・無し

13 自動ドア開閉装置　戸の開閉方式　(16.9.2)
・建具表による
引き戸用駆動装置
※標準仕様書 表16.9.1による（防錆　・適用する　・適用しない）
・種類・開閉方式（　）　・耐電圧（　）
・温度上昇（　）　・耐久性(サイクル)（　）
・防錆（　）　・電源（　）
車椅子使用者用便房出入口引き戸用駆動装置（表16.9.2）
※標準仕様書 表16.9.2による（防錆　・適用する　・適用しない）
・耐電圧（　）　・温度上昇（　）
・耐久性(サイクル)（　）　・防錆（　）
・電源（　）
引き戸用検出装置（表16.9.3）
※標準仕様書 表16.9.3による（防錆　・適用する　・適用しない）
・放射無線周波数電磁界耐性（　）　・耐電圧（　）
・防錆（　）　・防滴（　）　・電源（　）
引き戸用検出装置の種類（表16.9.4）　・建具表による
タッチスイッチの種類
・無線式タッチスイッチ　・光線式タッチスイッチ
車椅子使用者用便房スイッチの種類
・大形押しボタンスイッチ　・非接触スイッチ
凍結防止措置　・行う　・行わない

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262
E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

特記仕様書（その３）

No scale

図面No. A-03

14 自閉式上吊り引戸装置

性能　※標準仕様書表16.10.1による　・　(16.10.3)(表16.10.1)
・手動開き力（　　）　・手動閉じ力（　　）
・閉じ速度の調整（　　）　・制動区間（　　）
・開閉繰返し（　　）　・耐衝撃性（　　）

15 重量シャッター

シャッターの種類　(16.11.2、3)
・管理用シャッター
・外壁用防火シャッター
・屋内用防火シャッター
・防煙シャッター
外壁開口部に設ける重量シャッターの耐風圧強度（　　）pa
開閉方式の種類　※電動式（手動併用）　・手動式
安全装置
急降下制御装置、急降下停止装置、障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
屋内用防火シャッター若しくは防煙シャッターの感害防止機構
（設置箇所　・建具表による　・　　）
管理用シャッターのシャッターケース　※設ける　・設けない
スラット及びシャッターケース用鋼板
鋼板の種類　・JIS G 3302（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっきの付着量　※Z12又はF12　・　・
ガイドレール、まぐさ、雨排りに用いる座板及び座板のカバー、雨排りに用いる
スイッチボックス類のふたの材質
ステンレス鋼板　※SUS304、SUS430JIL又はSUS443J1

16 軽量シャッター

開閉形式の種類　※手動式　・電動式（手動併用）　(16.12.2～4)
耐風圧強度　（　　）pa
安全装置
電動シャッターの障害物感知装置
（設置箇所　・建具表による　・　　）
スラットの材質の種類
・JIS G 3312（塗装溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量　（※Z06又はF06　・　　）
・JIS G 3322（塗装溶融55%アルミニウム－亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帯）
めっき付着量　（※AZ90　・　　）
スラットの形状　・インターロッキング形　・オーバーラッピング形

17 オーバーヘッドドア

(16.13.2、3)

セクション材料による区分	風圧力による強さの区分	開閉方式による区分	収納形式による区分	ガイドレールの材料
※スチールタイプ ・アルミニウムタイプ ・ファイバーグラスタイプ	・125（1250Pa） ・100（1000Pa） ・75（ 750Pa） ・50（ 500Pa）	※バランス式 ・チェーン式 ・電動式	・スタンダード形 ・ローヘッド形 ・ハイリフト形 ・バーチカル形	※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ステンレス鋼板

電動式オーバーヘッドドアの障害物感知装置（設置箇所　・建具表による　・　　）

⑱ガラス

(16.14.2～4)(図16.14.1)
適用は以下によるほか、ガラスの種類・厚さの組み合わせは建具表及び図面による。
フロート板ガラスの品種、厚さの呼びによる種類　※建具表による　・図示
型板ガラスの厚さによる種類　※建具表による　・図示
網入り板ガラス、線入り板ガラスの網、線の形状、板の表面の状態、厚さの呼びによる種類　※建具表による　・図示

・合わせガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合わせガラスの合計厚さ、特性による種類　※建具表による　・図示
形状　・平面合わせガラス　・曲面合わせガラス
落球衝撃はく離特性及びショットバック衝撃特性
・Ⅰ類　・Ⅱ－１類　・Ⅱ－２類　・Ⅲ類

・強化ガラス
形状による種類、材料板ガラスの種類による名称、特性による種類
※建具表による　・図示
破片の状態及びショットバック衝撃特性による種類　・Ⅰ類　・Ⅱ類

・熱線吸収板ガラス
板ガラスによる種類、厚さによる種類、性能による種類
※建具表による　・図示
性能　・１種　・２種

・複層ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに複層ガラスの厚さ
※建具表による　・図示
断熱性による区分　・Ｔ１　・Ｔ２　・Ｔ３　・Ｔ４　・Ｔ５　・Ｔ６
日射取得性及び日射遮蔽性による区分　・Ｇ　・Ｓ
乾燥気体の種類　・空気　・アルゴン

・熱線反射ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類　※建具表による　・図示
日射熱遮へい性による区分　・１種　・２種　・３種
耐久性による区分（日射熱遮へい性が２種の場合）　・Ａ類　・Ｂ類

・倍強度ガラス
材料板ガラスの種類及び厚さによる種類　※建具表による　・図示

ガラスの留め材及び溝の大きさ

建具の種類	ガラス留め材	ガラス溝の大きさ(mm)
アルミニウム製	・シーリング材 ・グレイジングチャンネル ・	・図示による ※建具の製造所の仕様による
鋼製及び鋼製軽量	・シーリング材 ・	・図示による ※建具の製造所の仕様による
ステンレス製	・シーリング材 ・	・図示による ※建具の製造所の仕様による
樹脂製	・グレイジングチャンネル ・	・図示による ※建具の製造所の仕様による

19 ガラスブロック積み

(16.14.5)

呼び寸法(mm)	厚さ(mm)	色調	目地幅(mm)	伸縮調整目地位置(mm)	防火性能
・160×160	・95 ・				
・200×200	・95 ・				

壁用金属枠及び補強材　・図示による
力骨　材質　※ステンレス鋼（JIS304）　・
寸法　※径5.5mm　・
形状　※はしご形状複筋及び単筋　・
化粧目地モルタルの色（・白　・グレー）
シーリングの種類　（・SR-1　・PS-1）
金属製化粧カバー　材質　・ステンレス製　・アルミニウム製
寸法　※図示　・
形状　※図示　・
木下地の場合のアンカー等の取付け間隔　・図示による
目地部の横力骨の納まり
※ガラスブロック製造所の仕様による　・図示　・
工法
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法

17 カーテンウォール工事

1 取付方法、性能等

取付け形態による分類
・層間方式　・柱・梁方式　・方立方式　・スパンドレル方式　・

水密性	気密性	遮音性	断熱性	耐火性能	耐温度差性(℃)
				・30分 ・1時間	・80 ・70 ・60

耐風圧性
建築基準法に基づき定まる風圧力の（・1　・1.15　・1.3）倍の風圧力に対応した工法
主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く）

支点間距離(h)	耐風圧性能
4m以下	・たわみ量が≦(1/150)×h かつ絶対量20mm以下であること ・
4mを超える	・

性能の確認方法及び判定方法
※性能の確認及び判定方法が確認できる資料を提出し、監督職員の承諾を受ける

2 メタルカーテンウォール

金属系材料の種類　(17.2.2、3、5、6)
・アルミニウム材　・鋼材　・ステンレス鋼材
シーリング材の種類（目地等）
種類及び寸法等　※図示による
ガラスの取付け材料
・シーリング　種類（・SR-2　・SR-1）
・構造ガスケット　形状、寸法等　・図示　・
断熱材 G
種類及び範囲　※図示による
形状及び仕上げ
製品の寸法許容差　※標準仕様書表17.2.1による　・
見え掛り部の仕上げ　・
（アルミニウム材の場合）
規格等　※標準仕様書16.2.3による
種別　・　（標準仕様書表14.2.1）
着色　・標準色　・特注色
（鋼材及びステンレス鋼材の場合）
ガラス溝の寸法、形状　※カーテンウォールの製造所の仕様　・
取付け
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向　※±10mm　・
水平方向　※±25mm　・
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅　※±3mm　・
目地の心の通り　※0～2mm　・
目地両側の段差　※0～2mm　・
各階の基準墨から各部材までの距離　※±3mm　・
耐火処理　適用部位、材料等　※図示による
ガラスの取付け材料
ガラスの取付け材料がシーリングの場合のガラスの支持方法　※4辺支持　・

3 PCカーテンウォール

(17.3.2～6)(表17.3.1、2)
材料
コンクリート　種類　（・普通コンクリート　・軽量コンクリート1種　・　）
品質　設計基準強度(Fc)　※30N/mm²　・
スランプ　※12cm　・
気乾単位容積質量
・普通コンクリートの場合　2.1t/m³を超え2.5t/m³以下
・軽量コンクリートの場合　1.8t/m³ ～ 2.1t/m³
・
単位水量の最大値　※185kg/m³　・
鉄筋　種類記号　※SD295
補強鉄線の径(mm)　・3.2　・4.0　・5.0　・6.0
異形寸法　・
シーリング材の種類（目地等）
種類及び寸法等　※図示による
ガラスの取付け材料
・構造ガスケット　形状、寸法等　・図示　・
耐火処理
適用部位、材料等　※図示による
断熱材 G　種類（　　）
種類及び範囲　※図示による
先付けの材料
・表面仕上げ材　・セラミックタイル
・石材（・花こう岩　・大理石　・　　）
・建具枠
・ゴンドラ用ガイドレール

形状及び仕上げ
製品に見え掛り部の寸法許容差
辺長　※±3mm　・　ねじれ、そり　※0～5mm　・
対角線長の差　※0～5mm　・　曲がり　※0～3mm　・
版厚　※±2mm　・　面の凹凸　※0～3mm　・
開口部内法寸法　※±2mm　・　先付け金物の位置　※0～5mm　・
PCカーテンウォールの仕上げ　・
構造ガスケットを用いる場合のアンカー溝の寸法及び寸法許容差
※図示による
製作
PC版の配筋　※図示による
取付け
躯体付け金物の取付け位置の寸法許容差
鉛直方向　※±10mm
水平方向　※±25mm
カーテンウォール部材の取付け位置の寸法許容差
目地の幅　※±5mm　・
目地の心の通り　※0～3mm　・
目地両側の段差　※0～4mm　・
各階の基準墨から各部材までの距離　※±5mm　・
ガラスの取付け方法
・ガラスの取付け材が構造用ガスケットで複層ガラス等を使用する場合は排水機能の設置及びガラスの封着処理の強化を行う

18 塗装工事

①材料

屋内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量　(18.1.3)
※F☆☆☆☆

・防火材料　※屋内の壁、天井仕上げは防火材料とする
・仕上表による

②素地ごしらえ

(18.2.2～7)

下地面等		種別		
木部	不透明塗料塗りの場合	※A種	・B種	
	透明塗りの場合	・A種	※B種	
鉄鋼面（DP以外）		・A種	・B種	※C種
鉄鋼面（DPのみ）		・A種	※B種	・C種
亜鉛めっき鋼面		・A種	・B種	
モルタル面及びせっこうプラスター面		・A種	※B種	
コンクリート面（ＤＰ以外）及びＡＬＣパネル面		・A種	※B種	
押出成形セメント板面		・A種	※B種	
コンクリート面（ＤＰのみ）		※A種	・B種	
せっこうボード面及びその他ボード面	目地：縦目処理工法	※A種	・B種	
	目地：縦目処理工法以外	・A種	※B種	

3 錆止め塗料塗り

(18.3.2、3)

下地面	塗料の種別	錆止め塗料の種別	錆止め塗料の工程
鉄鋼面	SOP	A種	見え掛り：A種 見え隠れ：B種
	DP	C種及びD種	表18.3.4
	EP-G	・A種　※B種	見え掛り：A種 見え隠れ：B種
亜鉛めっき鋼面	SOP	※A種　・B種	鋼製建具等：A種 上記以外：B種
	DP	B種	表18.3.6
	EP-G	C種	鋼製建具等：C種 上記以外：B種

④塗装

(18.4.1～18.12.2)

塗装		種別	塗料の種類
・合成樹脂調合ﾍﾟｲﾝﾄ塗り(SOP)	木部屋外	※A種　・B種	—
	木部屋内	・A種　※B種	
	鉄鋼面	・A種　※B種	
	亜鉛めっき鋼面	—	
・クリヤラッカー塗り（CL）		・A種　※B種	—
・アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り（NAD）		・A種　※B種	—
※耐候性塗料塗り（DP）	鉄鋼面	—	上塗り塗料の等級（　）級
	亜鉛めっき鋼面	—	上塗り塗料の等級（　）級
・つや有合成樹脂ｴﾏﾙｼｮﾝﾍﾟｲﾝﾄ塗り（EP-G）	ｺﾝｸﾘｰﾄ面、ﾓﾙﾀﾙ面、せっこうﾌﾞﾗｽﾀｰ面、せっこうﾎﾞｰﾄﾞ面、その他ﾎﾞｰﾄﾞ面等	・A種　※B種	—
	屋内の木部、鉄鋼面	・A種　※B種	—
	亜鉛めっき鋼面		
・合成樹脂エマルションペイント塗り（EP）		・A種　※B種	—
・ウレタン樹脂ワニス塗り（UC）		・A種　※B種	—
・ステイン塗り		・ﾋﾞｸﾞﾒﾝﾄｽﾃｲﾝ塗り ・ｵｲﾙｽﾃｲﾝ塗り（OS）	—
・木材保護塗料塗り（WP）		・A種　※B種	—

屋上、屋根面の金属面に塗装する場合の塗料は高日射反射率塗装 G とする。
クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用
・適用しない　・適用する（着色剤：・溶剤系着色剤　・油性染料着色剤）
ウレタン樹脂ワニス塗りの工程1の着色の適用
・適用する　・適用しない
オイルステン塗りの工程等 ※製造所の仕様による

19 内装工事

1 接着剤

(19.2.2)
ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ、ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ、ｺﾞﾑ床ﾀｲﾙ用接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆
施工箇所の下地がセメント系下地及び木質系下地以外の場合の接着剤の種別
・図示　・

2 下地の工法

標準仕様書19.2.3(1)～(3)以外の下地の工法　・図示　・

③ビニル床シート G

(19.2.2、3)

種類の記号	色柄	厚さ(mm)	備考
※FS(複層ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ) ・ ・	・無地 ・ﾏｰﾌﾞﾙ柄 ・柄物	※2.0 ・	

接合部の処理　※熱溶接工法　・

4 ビニル床タイル G

(19.2.2)

種類の記号	色柄	寸法	厚さ(mm)	備考
※KT(ｺﾝﾎﾟｼﾞｼｮﾝﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・TT(単層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・FT(複層ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・FOA(置敷き ﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ) ・FOB(薄型置敷きﾋﾞﾆﾙ床ﾀｲﾙ)	・無地 ・柄物	・300×300 ・450×450 ・500×500	※2.0 ・2.5 ・3.0 ・	

5 特殊機能床材

(19.2.2)

シート種別	厚さ、寸法、形状	性能	種類
・帯電防止床シート	(mm)		
・帯電防止床タイル	× (mm)		
・視覚障害者用床タイル	(mm)	視覚障害者誘導ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列はJIS T 9251による	
・耐動荷重性床シート	(mm)		
・防滑性床シート	(mm)		
・防滑性床タイル	× (mm)		

⑥ビニル幅木

材質　・軟質　・硬質　・床シート巻上げ（端部の処理は図示）　(19.2.2)
高さ(mm)　※60　・75　・100
厚さ(mm)　※1.5以上　・

7 ゴム床タイル

(19.2.2)
色柄　（　　）
厚さ(mm)　（　　）
寸法(mm)　（　　）

8 カーペット敷き G

・織じゅうたん　(19.3.2、3)(表19.3.1)

織り方	パイル形状
・ウィルトンカーペット ・ダブルフェースカーペット ・アキスミンスターカーペット	・カットパイル ・ループパイル ・カット/ループパイル

色柄、※模様のない無地
パイル糸の種類等　※無地の織りじゅうたんの種別（・A種　・B種　・C種）
帯電性　・適用する　・適用しない
織じゅうたんの接合方法　※ヒートボンド工法　・つづり縫い
下敷き材　※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号　呼び厚さ8mm　・

・タフテッドカーペット

パイル形状	ﾊﾟｲﾙ長さ(mm)	工法	帯電性	備考
・カットパイル	・5～7　・	・全面接着工法 ・グリッパー工法	・適用する（　　） ・適用しない	
・ループパイル	・4～6　・			
・カット、ループ併用	・			

下敷き材（グリッパー工法の場合）
※反毛フェルト(JIS L 3204)の第2種2号　呼び厚さ8mm　・
タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆

・タイルカーペット

パイル形状	種別	施工箇所	寸法(mm)	総厚さ(mm)	備考
※ループパイル	※第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・カットパイル	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	
・ｶｯﾄ、ﾙｰﾌﾟ併用	・第一種 ・第二種		※500×500 ・	※6.5 ・	

タイルカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆
タイルカーペットの敷き方　平場　※市松敷き　・機棟流し　・
階段部分　※機棟流し　・市松敷き　・
見切り、押え金物　・材質、種類、形状等　※図示　・

9 合成樹脂塗床

塗床材のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(19.4.2、3)(表19.4.4～8)

種別	施工箇所	工法	仕上げの種類
・厚膜型塗床材 弾性ｳﾚﾀﾝ樹脂系塗床			※平滑仕上げ ・防滑仕上げ　・つや消し仕上げ
・厚膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床		・薄膜流しのべ工法 ・厚膜流しのべ工法 ・樹脂ﾓﾙﾀﾙ工法	・平滑仕上げ ・防滑仕上げ
・薄膜型塗床材 ｴﾎﾟｷｼ樹脂系塗床			※平滑仕上げ
・ｱｸﾘﾙ樹脂塗床 （JIS K 5970） （防塵塗料塗り）		※製造所の指定による	工程 塗布量（kg/㎡） ※0.25kg/㎡以上 表面仕上げ ※平滑　・防滑 溶剤 ※水性　・溶剤系　・無溶剤系 仕上げ色 ※標準色　・

10 フローリング張り

フローリングのホルムアルデヒド放散量等　(19.5.2～5)(表19.5.1～6)
※標準仕様書19.5.2(2)による
各工法に使用する接着剤のホルムアルデヒドの放散量　※F☆☆☆☆

単層フローリング
・フローリングボード１等
工法　・釘止め工法（・根太張り　・直張り）　・接着工法
樹種　※なら　・
厚さ、大きさ　※標準仕様書表19.5.1、3による　・
仕上塗装　・塗装品　・無塗装品
間伐材等の適用　・する　・しない
・フローリングブロック１等
工法　※接着工法　・
樹種　※　なら　・
厚さ、大きさ　※標準仕様書 表19.5.1による
仕上塗装　・塗装品　・無塗装品
間伐材等の適用　・する　・しない
複合フローリング
・天然木化粧複合フローリング
工法　・釘止め工法（・根太張り　・直張り）　・接着工法
樹種　※なら　・
種別（標準仕様書表19.5.2、4、6）　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種
仕上塗装　・塗装品　・無塗装品
間伐材等の適用　・する　・しない
接着工法の場合の不陸緩和材　※合成樹脂発泡シート　・
・現場塗装仕上げ　※ウレタン樹脂ワニス塗り
・オイルステインの上、ワックス塗り
・生地のままワックス塗り

11 畳敷き

(19.6.2)(表19.6.1)
種別　・A種　・B種　・C種　・D種（畳床：・KT-Ⅰ・KT-Ⅱ・KT-Ⅲ・KT-K・KT-N）
下地の種類　・標準仕様書表12.6.1による床組
・ポリスチレンフォーム床下地（ノンフロン G ）
・
畳表及び畳床はホルムアルデヒド、アセドアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ない材料を使用したものとする。
衝撃緩和型畳　（畳表：・C1　・C2）

⑫せっこうボード、その他のボード及び合板張り

MDF、パーティクルボード及び接着剤の　(19.7.2、3)(表19.7.1)
ホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・
合板のホルムアルデヒド放散量　※標準仕様書 19.7.2(2)(4)の(a)～(d)のいずれか

木質系セメント板

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質木毛セメント板 G	・15　・20　・25　・
・中質木毛セメント板 G	・15　・20　・25　・
・普通木毛セメント板 G	・15　・20　・25　・

木片セメント板

種類	厚さ(mm)、規格等
・硬質木片セメント板 G	・12　・15　・18　・21　・
・普通木片セメント板 G	・30　・

繊維強化セメント板

・けい酸カルシウム板	普通ボード0.8FK　ﾀｲﾌﾟ2（無石綿）　・6　・8
・化粧けい酸カルシウム板 ・フレキブルボード	普通ボード0.8FK　ﾀｲﾌﾟ2（無石綿）　・6　・8 表面への化粧張り等の加工　・ｱｸﾘﾙ樹脂系焼付

火山性ガラス質複層板

・火山性ガラス質複層板	・図示による

繊維板

ハードボード（素地） スタンダードボード（無処理）	・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（・未研磨板(RN)⊙研磨板(RS)） ・内装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE) 厚さ　・2.5　・3.5　・5　・7
テンパードボード（処理）	・素地ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ（・未研磨板(RN)・研磨板(RS)） ・外装用化粧ﾊｰﾄﾞﾎﾞｰﾄﾞ(DE) 厚さ　・2.5　・3.5　・5　・7
・ミディアムデンシティファイバーボード（MDF） G	・3　・7　・9　・12　・
・インシュレーションボード G	A級（・天井仕上　・内装仕上　・　） ・9　・12　・15　・18

パーティクルボード

・単板張りパーティクルボード G	・無研磨板 VN　・研磨板 VS ・10　・12　・15　・18　・
・化粧パーティクルボード G	・単板ｵｰﾊﾞｰﾚｲ DV　・ﾌﾟﾗｽﾁｯｸｵｰﾊﾞｰﾚｲ DO ・塗装 DC ・10（難燃）　・12（難燃）　・

⊙化粧メラミンボード　厚3mm(厚12mm耐水合板下地)

吸音材料

・ロックウール化粧吸音板	・フラットタイプ （・9(不燃)　・12(不燃)　・　） ・凹凸タイプ （・12(不燃)　・15(不燃)　・　）
・ロックウール吸音ボード1号	・25　・
・グラスウール吸音ボード32K	・25（ガラスクロス包）　・

・せっこうボード製品

※せっこうボード(GB-R)	※9.5（準不燃）　・15（不燃）
・不燃積層せっこうボード(GB-NC)	9.5（不燃）　・化粧無（下地張り用） ・化粧有（トラバーチン模様）
・シージングせっこうボード(GB-S)	12.5（※不燃　・準不燃）
・強化せっこうボード(GB-F)	・12.5（不燃）　・15（不燃）
・せっこうラスボード(GB-L)	9.5
・化粧せっこうボード(GB-D)(木目)	12.5（不燃） 幅440mm程度 模様(・柾目　・板目)専用下地材有り
・化粧せっこうボード(GB-D) （トラバーチン模様）	9.5（準不燃）

合板

・普通合板 G	表板の材種 生地、透明塗料塗り （※ﾗﾜﾝ程度　・　） 不透明塗料塗り （※しな程度　・　） 板面の品質（　） 厚さ(mm)（　） 防虫処理　・行う　・行わない
・天然木化粧合板 G	化粧板の樹種名（　） 厚さ(mm)（　） 防虫処理　・行う　・行わない
・特殊加工化粧合板 G	化粧加工の方法（・ｵｰﾊﾞｰﾚｲ　・ﾌﾟﾘﾝﾄ　・塗装） 表面性能（　）タイプ 厚さ(mm)（　） 防虫処理　・行う　・行わない

化粧板

・メラミン樹脂化粧板	JIS K 6903による厚さ（※1.2　・　）
・ポリエステル樹脂化粧板	

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合　※図示　・
合板類の張付け　・A種　・B種
せっこうボードの目地工法等　目地工法の種類　※仕上表による　・

突付け工法のエッジの種類	・ベベルエッジ	・スクェアエッジ
目透かし工法のエッジの種類	・ベベルエッジ	・スクェアエッジ

⑬壁紙張り

壁紙のホルムアルデヒド放散量　※F☆☆☆☆　・　(19.8.2、3)

施工箇所	壁紙の種類						防火性能	備考
	紙	織物	塩化ﾋﾞﾆﾙ	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	無機質	その他		
・壁	・	・	※	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	
	・	・	・	・	・	・	・不燃・準不燃・難燃	

モルタル及びせっこうプラスター面の素地ごしらえの種別　・A種　※B種
コンクリート面の素地ごしらえの種別　・A種　※B種
せっこうボード面の素地ごしらえの種別　・A種　※B種

⑭断熱材 G

(19.9.2～4)
ﾌｪﾉｰﾙﾌｫｰﾑ断熱材、保温剤又は接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆　・
開口部等補修のための張付け用の接着剤のﾎﾙﾑｱﾙﾃﾞﾋﾄﾞ放散量　※F☆☆☆☆　・

※断熱材打込み・充填工法

種類	厚さ(mm)	施工箇所
・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材	・	・
・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(スキン層なし) （※2種bA　・3種bA　・3種bC　・3種bD ）	・100mm	・床
・グラスウール断熱材 32k	・50mm ・175mm	・壁 ・天井

・断熱材現場発泡工法
断熱材の種類　・A種1　・A種1H
吹付け厚さ(mm)
施工箇所　・図示　・

20 ユニット及びその他工事

1 フリーアクセスフロア　(20.2.2)

施工箇所	構　法	寸法(mm)	高さ(mm)	耐震性能	所定荷重(N)	表面仕上げ材	備　考
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	
	・置敷式 ・支柱調整式	・500×500 ・		・1.0G ・0.6G	・3,000 ・5,000	・帯電防止床ﾀｲﾙ ・ﾀｲﾙｶｰﾍﾟｯﾄ ・	

フリーアクセスフロアスフロアの試験方法
※標準仕様書20.2.2(2)(ｲ)(a)～(d)による　・
寸法精度
※標準仕様書20.2.2(2)(ｵ)(a)～(c)による　・
・以下による
パネルの長さの寸法精度（　）
パネルの平面形状（角度）の寸法精度（　）
フリーアクセスフロアの高さの寸法精度（　）
帯電防止性能
・評価値（U）≧0.6以上
・評価値（U）≧1.2以上
感電防止性能
漏えい抵抗（R）≧$1\times10^6\Omega$

2 可動間仕切

パネル材料のホルムアルデヒド放出量　※F☆☆☆☆　・　(20.2.3)

構造形式	構成基材の種類		パネル表面仕上げ	遮音性(db/500HZ)	防火性能
	ｽﾀｯﾄﾞ	パネル			
・スタッド式（内蔵） ・スタッド式（露出） ・パネル式 ・スタッドパネル式			・メラミン樹脂焼付又は アクリル樹脂焼付 ・壁紙張り	・0 ・12 ・20 ・28 ・36	・不燃

パネル内に取付ける建具　・あり（※図示　・　）　・なし
パネル内に取付ける建具のドアクローザ、丁番、錠前、上げ落しは、標準仕様書 16章 8節 の建具用金物に対応する材質とする。
表面仕上材を壁紙張りとする場合の品質、性能は標準仕様書19章による。

3 移動間仕切　(20.2.4)

構造形式	操作方法	圧接装置の操作方法	総厚さ(mm)	パネル表面材 材質	パネル表面材 仕上げ	遮音性(dB/500Hz)
・平行方向移動式 ・二方向移動式	・手動式 ・電動式 ・部分電動式	・プッシュ式 ・ハンドル式 ・		・鋼板 ・	・焼付塗装 ・壁紙張り ・	・36未満 ・36以上

パネル表面仕上げの壁紙張りの品質、性能は、標準仕様書19章による。
遮音性能は、JIS A 6512に準拠し、中心周波数500Hzの音についての透過損失とする。
ハンガーレールの取付け下地の補強
※取付け全重量の５倍以上の荷重に対して、使用上支障のない耐力及び変形量となるように補強する。
・図示
パネルをランナーに取り付ける部品
※ランナーに加わる重量の5倍以上の荷重に耐えられるもの
ハンガーレール及びランナー
※パネル重量の5倍の荷重を、パネル１枚に使用するランナー数で除した値に対して、耐力及び変形量が使用上支障のないもの

4 トイレブース

パネル材料のホルムアルデヒド放射量　※F☆☆☆☆　・　(20.2.5)

表面材の種類	脚部種類	ドアエッジの材質	ドアエッジの形状
⊙メラミン樹脂系化粧板 ・ポリエステル樹脂系化粧板	※幅木タイプ ・	※製造所の標準仕様 ・アルミニウム製 ・ステンレス製 ⊙表面材と同材	⊙標準 ・Rタイプ

5 手すり

材料の種類及び仕上げ　(20.2.6)
・SUS304　表面処理　※HL程度　・
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき（※標準仕様書 表14.2.2による種別(　種)）
・アルミニウム 表面処理（※標準仕様書 表14.2.1による種別（　種））
色合等　・標準色（　）　・特注色（　）
手すりの握り部分

材種	表面仕上げ	直径(mm)	取付箇所	備考
・集成材(材種：　)	・ｸﾘｱﾗｯｶｰ　・	・30程度・35程度　・45程度		
・ﾋﾞﾆﾙ製ﾊﾝﾄﾞﾚｰﾙ	・	・30程度・35程度　・45程度		
・樹脂被膜ﾀｲﾌﾟ	・	・34φ		

6 階段滑り止め

材種　・ステンレス製　・黄銅製押出型材　(20.2.7)
・アルミニウム製押出型材　・
形状　※タイヤ型（タイヤの材質：ゴム又は合成樹脂合等）　・タイヤレス製
端部の形状　フラットエンド　・あり　・なし
寸法(幅)　・35mm程度　・40mm程度　・50mm程度
取付け工法　※接着工法　・埋め込み工法　・

7 黒板及びホワイトボード G

・黒板　区分　※焼き付け　・　(20.2.9)
種類　・ほうろう　・鋼製　・
色　※緑　・
・ホワイトボード（　）

8 鏡

取付箇所（　）　(20.2.10)
寸法（mm）　・図示　・
厚さ（mm）　※5　・

9 表示

衝突防止表示　(20.2.11)
・設置場所　※図示による
形状・寸法（・30Φ　・　）
材質　（・ステンレス製　・塩ビシート　）
・設置しない
誘導標識、非常用進入口等の表示　※消防法に適合する市販品　・
室名札、ピクトグラフ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等(案内用図記号はJIS Z 8210による)
※図示による

10 タラップ

材質及び仕上げ　(20.2.12)
・SUS304（スリップ止め加工　※あり　・なし　）
・鋼製　表面処理　溶融亜鉛めっき
（※標準仕様書表 14.2.2による種別（※C種　・　種））

11 煙突ライニング

適用安全使用温度　・　(20.2.13)
工法
※鋼製ユニット煙突(煙突用成形ライニング材)

12 ブラインド　(20.2.14)

形式	操作方法	操作方法の種類	スラットの材種	ｽﾗｯﾄ幅(mm)	ﾎﾞｯｸｽ・ﾚｰﾙの材種	幅・高さ取付箇所
・横形	・手動	※ギヤ式 ・コード式 ・操作棒式	※アルミニウム合金製 G ・	※25 ・	※鋼製 ・	・図示 ・
	・電動	－				
・縦形	・手動	※２本操作ｺｰﾄﾞ式 ・１本操作ｺｰﾄﾞ式	・アルミスラット ・クロススラット ・	・80 ・100	※ｱﾙﾐﾆｳﾑ合金製	・図示 ・
	・電動	－				

縦型ブラインドのスラットの材質
アルミスラット　焼付け塗装仕上げ
クロススラット　消防法で定める防炎性能の表示がある特殊樹脂加工
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合 G とする

⑬ロールスクリーン

操作方法　・スプリング式　※コード式　・電動式　(20.2.15)
幅、高さ、取付箇所　※図示　・
材種　※ガラス繊維製　・合成・天然繊維製
品質等　・
その他の材料　※ロールスクリーンの製造所の仕様による　・
スクリーンの仕様
消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用した製品を使用する場合は G とする

14 カーテン　(20.2.16)

形式		開閉操作	ひだの種類	生地の種別、品質、特殊加工等	取付け箇所	備考
・シングル ・ダブル	・片引き ・引分け	・手引き ・ひも引き ・電動	・つまみひだ ・箱ひだ、片ひだ ・ﾌﾟﾚｰﾝひだ		・図示 ・	
						(暗幕)

生地の仕様　消防法で定める防炎性能の表示があるもの
ポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用する場合は、G とする
暗幕カーテンの両端、上部及び召合せの重なり　※300mm以上　・

15 カーテンレール

材料による区分　※アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材　(20.2.16)
・ステンレス製
強さによる区分　※10-90　・
仕上げ　※アルマイト　・
形状　※角形　・

16 ブラインドボックス及びカーテンボックス

溝幅×深さ(mm)　・90×150　※120×80　・120×150　・150×80　・図示
材種　※集成材（仕上げ：　）
・アルミニウム製　押出し型材（市販品）
種別（標準仕様書表14.2.1）　・BC-1種　・BC-2種
色合い　・標準色（　）　・特注色（　）
・鋼製（仕上げ：　）

17 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
※アルミニウム製 ・	・450×450 ・600×600 ・	・一般形	・屋内外用 ・屋内用	・額縁タイプ ・目地タイプ	・額縁タイプ ・目地タイプ
		・気密形			

18 床点検口

材種	寸法	形式		備考
・アルミニウム製 ⊙ステンレス製 ・鋼製	・450×450 ⊙600×600 ・	・一般形 ⊙密閉形	⊙屋内外用 ・屋内用	⊙鍵付き

密閉型とは、ボルト、ナット等メカニカル構造にパッキンを装着したものとする。

19 耐震スリット

方向	幅(mm)	タイプ	耐火性能	防水性能	備考
・垂直 ・水平	・25 ・	※完全（全貫通型）	・耐火型 ・非耐火型	・有り ・無し	

目地

目地	内壁	外壁
目地材	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材（見え掛かり部のみ） ・	・ｼｰﾘﾝｸﾞ材（見え掛かり部のみ） ・ｼｰﾘﾝｸﾞ材（内外とも）
目地寸法(幅mm×深さmm)	・スリット幅×深さ10 ・	・スリット幅×深さ10 ・

目地材の材質は標準仕様書表9.7.1による。

20 止水版

形式　・差込式　・据置式　・壁張り式
施工箇所　・図示　・

21 エキスパンション・ジョイント金物

材質	階区分	建築物間のｸﾘｱﾗﾝｽ(mm)	変位追従性(mm)	耐火性能	断熱性能	備考
・ｱﾙﾐﾆｳﾑ製 ・ｽﾃﾝﾚｽ製	( )階～( )階 ( )階～( )階	・50 ・100 ・150 ・	(避難経路の床等) ・　以上 (その他) ・　以上	・有り(　) ・無し	・有り(　) ・無し	

外部は防水型とする。
エキスパンションジョイントカバーには、脱落防止措置を講ずる。

22 くつふきマット

材種	受け枠	備考
・塩化ビニル又はゴム製 ・硬質アルミニウム合金製 ・ステンレス鋼(SUS304)製 ・	・ステンレス製(SUS304) ・硬質アルミニウム合金 ・	

23 流し台ユニット

材種	寸法(mm) W	D	H	備考
・流し台	・1200 ・1500 ・1800	・550 ・600 ・650	・800 ・850	市販品 トラップ付き 天板ステンレス製
・コンロ台	・600	・550 ・600 ・650	・620 ・670	市販品 バックガード有り 天板ステンレス製
・つり戸棚	・1200 ・900	・450	・500 ・700	市販品
・水切り	・1200 ・900 ・600	－	－	市販品 ステンレス製 ・１段式　・

品質・性能　外観は、JIS A 4420「キッチン設備の構成材」の4.1 による。
構成材は、JIS A 4420の8 により試験を行ったとき、表1 の規定による。
形状　※図示　・

24 旗竿

材種	形式	高さ(m)	操作方法	固定方法	備考
・アルミニウム合金製 ・	・テーパー式 ・同一断面式		・ハンドル式 ・ロープ式	・埋込式 ・ベース式 ・バンド式	

25 旗竿受金物

材種　・ステンレス製（SUS304）　・

26 車止めさく

形式		材種	柱径、肉厚(mm)	高さ(mm)
・上下式鎖内蔵式	・標準品 ・スプリング式	・ステンレス製 ・	・	・
・				

㉗フェンス

フェンスの種類　・ビニル被覆エキスパンドフェンス
・樹脂塗装メッシュフェンス
・鋼管フェンス　・アルミフェンス
高さ　・図示　・

28 プレキャストコンクリート

(20.3.2～4)
コンクリートの設計基準強度
※水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m³ を満足する調合強度
・図示
配筋
※配筋を定めた計算書を監督員に提出する。　・図示
取付け方法
※図示　・

29 間知石及びコンクリート間知ブロック積み

(20.4.2、3)

	材種	種類	質量区分	備考
・間知石	・花こう岩 ・凝灰岩	－	－	
・コンクリート間知ブロック	－		・A　・B	

積み方　※谷積み　・布積み
目塗り　・図示　・
伸縮調整目地　材種　・図示　・
厚さ　・図示　・

30 鋼製書架及び物品棚

種　類	規　格　等	JIS による種類
・鋼製書架	JIS S 1039の規格による	・１種　・２種　・３種
・鋼製物品棚		・４種　・５種　・６種　・

31 屋内掲示板

枠の材質　※アルミニウム製　・
表面の材質　※塩ビ発泡シート張り　・

32 洗面カウンター

材種　・メラミン樹脂化粧板張り（芯材：集成材）　・人工大理石
奥行き(mm)　・約450　・約600

33 防煙垂れ壁

・固定式

材　質	厚さ(mm)	高さ(mm)	備　考
※網入り磨板ガラス ・線入り磨板ガラス	※6.8 ・	※500 ・	アルミ製枠付き

・可動式

種　類	材　質	高さ(mm)	備　考
・垂直降下式（巻取り型）	※不燃布（不燃認定品）	※500 ・800 ・	ガイドレール ※固定式（壁埋込型） ・可動式（天井収納型）
・回転降下式	鋼板製又はアルミ製	※500 ・800 ・	表面仕上げ ※天井材張り ・

降下機構　煙感知器連動及び手動開放装置（埋込型）

34 屋外掲示板

照明器具　※有り　・無し
施錠　※有り　・無し
製造所　（　）

35 収納家具

材質、形状、寸法　※図示　・
材料のホルムアルデヒド放散量
※F☆☆☆☆　・

21 排水工事

1 屋外雨水排水

材料　(21.2.1、2)(表21.2.1、2)

材種	種類・記号	形状	呼び径	備考
・遠心力鉄筋コンクリート管	※外圧管（1種）	・B形管 ・	※図示　・	
・硬質ポリ塩化ビニル管	・VP		※図示　・	
	・VU		※図示　・	
	・RF-VP G		※図示　・	
	・RS-VU G		※図示　・	

基床の厚さ及び種類　・図示　・
硬質ポリ塩化ビニル管の継手に用いる材料　※接着剤　・ゴム輪
側塊の形状及び寸法　・図示　・
排水桝、ふたの種類　・図示　・
砂地業に用いる材料(標準仕様書4.6.2(2))
・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂
砂利地業に用いる材料(標準仕様書4.6.2(1))
・再生クラッシャラン G　・切込砂利　・切込砕石
現場打ちの場合のコンクリート材料
種類　※普通コンクリート
設計基準強度　※18N/mm²　・
スランプ(cm)　※15又は18
現場打ちの場合の鉄筋　種類の記号　※SD295　・
排水桝が現場打ちの場合の足掛け金物
※標準仕様書21.2.2(6)(ｵ)
・ステンレス製　・鋼製　・合成樹脂被覆加工されたもの
凍上抑制層の厚さ　・図示　・
凍上抑制層に用いる材料　・
（砂を用いる場合の粒度試験）・行う　・行わない

2 鋳鉄製ふた

鋳鉄製マンホールふた　(21.2.1)

種類	適用荷重	鍵	備考
・水封形 ・簡易密閉形(パッキン式) ・密閉形(テーパ・パッキン式) ・中ふた付き密閉形 (テーパ・パッキン式) ・	・T－２用 ・T－６用 ・T－２０用 ・	・有り ・無し	左記以外の品質等は、(公社)空気調和衛生工学会SHASE-S209による。

3 グレーチング

・鋼製　(21.2.1)

形式	用途	適用荷重	ﾒｲﾝﾊﾞｰﾋﾟｯﾁ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた(横断用) ・溝ふた(側溝用) ・桝ふた ・U字溝用	・歩行用	・細目 ・	・（　）	・凹凸形 ・
		・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用 ・	・普通目 ・細目	・（　）	・平形 ・

・ステンレス製

形式	用途	適用荷重	ﾒｲﾝﾊﾞｰﾋﾟｯﾁ	亜鉛めっき（付着量）	上面形状
・受枠付き、ボルト固定 ・	・溝ふた(横断用) ・溝ふた(側溝用) ・桝ふた ・U字溝用	・歩行用	・	－	・凹凸形 ・
		・T-2用 ・T-6用 ・T-14用 ・T-20用 ・	・	－	・平形 ・

4 街きょ、縁石、側溝

(21.3.1、2)(表21.3.1)

種類	形状、寸法
・縁石	・図示　・
・L形側溝	・図示　・
・U形側溝	・図示　・
・U形側溝ふた	・図示　・
・	・図示　・

砂地業に用いる材料
・シルト　・山砂　・川砂　・砕砂
砂利地業に用いる材料
・再生クラッシャラン G　・切込砂利　・切込砕石
砂利地業の厚さ　※100(mm)　・図示
現場打ちの場合のコンクリート材料
種類　※普通コンクリート
設計基準強度　※18N/mm²　・
スランプ(cm)　※15又は18
現場打ちの場合の鉄筋　種類の記号　※SD295　・
凍上抑制層に用いる材料　・
（砂を用いる場合の粒度試験）・行う　・行わない

5 埋戻し

・B種　(21.2.1)(表3.2.1)

22 舗装工事

1 路床

路床の材料　(22.2.2、3～5)(表22.2.1)

種別	材料	厚さ(mm)
・盛土	・A種　・B種　・C種　・D種 ・建設汚泥から再生した処理土 G	・図示 ・
・凍上抑制層	・再生クラッシャラン G　・クラッシャラン ・切込み砂利 ・砂（標準仕様書表21.2.2による） ・	・図示 ・
・フィルター層	・川砂、海砂、良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下） ・	・図示 ・

（凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験 ）・行う　・行わない

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262 E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp	特記仕様書（その５）	No　scale	図面No. A-05

・路床安定処理
安定処理の方法　・安定処理工法　・置き換え工法
添加材料による安定処理
種類　・普通ポルトランドセメント　・高炉セメントB種 G
・フライアッシュセメントB種
・生石灰（・特号　・1号）　・消石灰（・特号　・1号）
添加量　・　kg/m³（目標CBR　・3以上　・　）

・不織布（ジオテキスタイル）
単位面積質量　・60g/㎡以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm（10kgf/5cm）以上　・
透水係数　**・1.5×10⁻¹cm/sec以上**　・

試験
砂の粒度試験　・行う　・行わない
路床土の支持力比（ＣＢＲ）試験　・行う（　箇所）　・行わない
現場ＣＢＲ試験　・行う（　箇所）　・行わない
安定処理土のＣＢＲ試験　**・行う**　**・行わない**
路床締固め度の試験　**・行う**（　箇所）　**・行わない**
六価クロム溶出試験　・行う　・行わない

2 路盤

路盤及び厚さ　・図示　・　(22.3.2、3)(表22.3.1)
路盤材料（標準仕様書 表22.3.1による種別）

種別	
砕石	・クラッシャラン
	・粒度調整砕石
再生材	**・再生クラッシャラン** G
	・再生粒度調整砕石 G
・クラッシャラン鉄鋼スラグ G	
・粒度調整鉄鋼スラグ G	
・水硬性粒度調整鉄鋼スラグ G	

3 アスファルト舗装

アスファルト舗装の構成及び厚さ　※図示　・　(22.4.2～4、6)(表22.4.1、4)
材料及び種類
アスファルト　・再生アスファルト G
（標準仕様書 表22.4.1による種類：　**・60～80**　**・80～100**）
・ストレートアスファルト
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 G
加熱アスファルト混合物等の種類
・密粒度アスファルト混合物（１３）
・細粒度アスファルト混合物（１３）
・密粒度アスファルト混合物（１３Ｆ）
試験
アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

4 コンクリート舗装

構成及び厚さ　(22.5.2～4)(表22.5.1～3)

舗装の種類	部位	構成	厚さ(mm)
コンクリート舗装	・車路、駐車場	※図示	**・図示**
	・歩行者用通路	※図示	※70　・

材料
コンクリート
※普通コンクリート　標準仕様書表22.5.1による　・
・以下による
コンクリートの種類　・
設計基準強度(N/mm²)　**・**
所定のスランプ(cm)　**※8**　**・**
粗骨材の最大寸法(mm)　**・**
早強ポルトランドセメント　・使用する　・使用しない
注入目地材料　※低弾性タイプ　・高弾性タイプ
目地
種類　※標準仕様書表22.5.3による　・
間隔　※標準仕様書表22.5.3による　・　m程度ごと
構造　※標準仕様書図22.5.1による　・図示
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

5 カラー舗装

・加熱系カラー舗装　(22.6.2～4)
構成及び厚さ　※図示　・
加熱系混合物の結合材
・アスファルト混合物
・石油樹脂系混合物　顔料の添加量（　%）
添加材
着色骨材　（　）
自然石　（　）
・常温系カラー舗装
工法　**・ニート工法（配合その他：　）**
・塗布工法（配合その他：　）
着色部の下部　・アスファルト舗装　・コンクリート舗装
舗装の平たん性
※通行の支障となる水たまりを生じない程度　・

6 透水性アスファルト舗装

透水性舗装の構成及び厚さ　※図示　・　(22.7.2、3、6)
材料
骨材　・道路用砕石
・アスファルトコンクリート再生骨材 G
（標準仕様書 表22.4.1による種類：　**・60～80**　**・80～100**）
舗装の平たん性　**※著しい不陸がないもの　・**
試験
開粒度アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない
・透水性コンクリート舗装　(22.5.2～4、6)
コンクリート舗装に対する基準値

項目	基準値
最大粒径　(mm)	13
空隙率　(%)	20以上
透水係数　(cm/s)	1×10^{-2}以上
目地の間隔	版厚の20倍程度

構成、厚さはコンクリート舗装による
・不織布（ジオテキスタイル）
敷設位置　※フィルター層と路床の間の敷設　・図示

・透水性コンクリート平板舗装　(22.8.2、3)
透水性コンクリート平板舗装は、ブロック系舗装による

・透水性インターロッキングブロック舗装　(22.8.2、3)
透水性インターロッキングブロック舗装は、ブロック系舗装による

7 半たわみ性舗装

区分	種類	厚さ(mm)
表層	**半たわみ性舗装用アスファルト混合物Ⅰ型(13)**	40
基層	再生粗粒度アスファルト混合物(20)	40

試験
半たわみ性舗装用アスファルト混合物等の抽出試験　・行う　・行わない

材料
浸透用セメントミルクの標準的な性状

項目	性状	試験方法
フロー値(Pロート)秒	10～14	舗装調査・試験法便覧（C041）
圧縮強度(７日養生)　MPa	9.8～29.4	JIS R 5201
曲げ強度(７日養生)　MPa	2.0以上	舗装調査・試験法便覧（C042）

8 弾性舗装

弾性舗装（歩行者用通路）の構成及び厚さ　※図示　・

区分	種類	厚さ(mm)
表層	弾性舗装材	15～20
基層	再生密粒度アスファルト混合物（13）	30

加熱アスファルト混合物は、アスファルト舗装による

9 ブロック系舗装

・コンクリート平板舗装 G　(22.8.2、3)
※図示　・

種類	寸法(mm)	厚さ(mm)	目地材	備考
※普通平板（N） ・透水平板（P） ・保水性平板（M）	※300角 ・	※60 ・	※砂 ・モルタル	表面加工 ・研ぎ出し ・洗い出し ・たたき出し
敷砂層	・砂 ・空練りﾓﾙﾀﾙ			

クッション材　※砂　・空練りモルタル

普通平板はG（再生材料を用いた舗装用ブロック）、
透水平板はG（透水性コンクリート）とする。

仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、コンクリート平板間の段差は3mm以内とする。
・

・インターロッキングブロック舗装 G

種類	部位	形状寸法	厚さ(mm)	曲げ強度(N/mm²)	横断面勾配	目地材	備考
※普通ブロック（N） ・透水性ブロック（P） ・保水性ブロック（M）	車路、駐車場	・図示 ・	80	**※5.0**	2%	砂	色彩、表面加工 ・標準品 ・
※普通ブロック（N） ・透水性ブロック（P） ・保水性ブロック（M）	歩行者用通路	・図示 ・	60	**※3.0**	1.5～2%		

クッション材　※砂　・空練りモルタル
歩行者用通路に使用する普通ブロックは G（再生材料を用いた舗装用ブロック）、透水性ブロックは G（透水性コンクリート）とする。

仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm以内とする。
・

区分	部位	厚さ(mm)	種類
敷砂層	・車路、駐車場	20	砂
	・歩行者用通路	30	
フィルター層		100	川砂、海砂又は良質な山砂（75μmふるい通過量6%以下）

・不織布（ジオテキスタイル）
敷設位置　※図示
・敷砂層と路盤の間に敷設　・フィルター層と路床の間に敷設
単位面積質量　・60g/㎡以上　・
厚さ(mm)　・0.5～1.0　・
引張強さ　・98N/5cm(10kgf/5cm)以上　・
透水係数　・1.5×10^{-1}cm/sec以上　・
舗装の割付（車路、駐車場）
・ヘリンボンボンド(45°)　・ヘリンボンボンド(90°)
仕上り面の平たん性　※走行、歩行に支障となる段差がないものとし、ブロック間の段差は3mm 以内とする。
・

・鋪石舗装

種類	形状・寸法(mm)	厚さ(mm)	張り方	基層	基層の厚さ(mm)
・花こう岩 ・	・割石・図示 ・	・	・うろこ張り ・	・ｺﾝｸﾘｰﾄ版 ・ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物	※70　・ **※70**　・

クッション材　※砂　・空練りモルタル
仕上り面の平たん性　※歩行に支障となる段差がないものとし、鋪石間の段差は3mm 以内とする。
・

10 砂利敷き

種別　(22.9.2)(表22.9.1)
・A種（施工範囲：・図示　・通路　・　）
・B種（施工範囲：・図示　・建物周囲他　・　）

11 路面標示用塗料

路面標示用塗料は JIS K 5665 による。

種類	施工	適用	色	幅(mm)	塗布厚さ(mm)
・1種 G	常温	液状	・白	・150	・1.0
・2種 G	加熱	・	・	・100	・
※3種1号	溶融	粉体状			

G 低揮発性有機溶剤型の路面標示用水性塗料

23 植栽及び屋上緑化工事

1 植栽地の確認等

土壌の水素イオン濃度（pH）試験　・行う　・行わない　(23.1.3)
電気伝導度（EC）の試験　・行う　・行わない

2 植栽基盤の整備

(23.2.2)

植栽	工法	有効土層の厚さ(cm)	整備範囲	土壌改良材
・樹木	※A種 ・B種 ・C種 ・D種	樹高12m以上 （※100　・120　・150） 樹高7m以上～12m未満 （※80　・100） 樹高3m以上～7m未満 （※60　・80） 樹高3m未満 （※50　・60）	・葉張り部分 **・植栽帯部分** ・図示 ・	・適用する ・適用しない
※芝、地被類	※B種 ・	※20 ・	・植栽部分 ・図示 ・	・適用する ・適用しない

植栽基盤の排水設備　・設ける（※図示　・　）　・設けない

3 植込み用土

・現場発生土の良質土　・客土　・　(23.2.3)

4 土壌改良材

種類及び指定量等　(23.2.3)
・バーク堆肥 G
施工箇所　※植栽範囲　・図示
使用量　植栽基盤面積１㎡あたり（・5L　・　）
・汚泥発酵肥料（下水汚泥コンポスト）G
施工箇所　※植栽範囲　・図示
使用量　植栽基盤面積１㎡あたり（・10L　・　）
材料
「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令」の別表第一の基準に適合する原料を使用したもので、植害試験の調査の結果、害が認められないものとする。

5 樹木

樹種、寸法、株立数等　※図示　・　(23.3.2)

6 支柱

支柱材　※丸太（間伐材）G　・真竹　・　(23.3.2、3)
防腐処理方法　※加圧式防腐処理丸太材　・
形式　・図示

7 幹巻き用材料

材料　※幹巻き用テープ　・わら及びこも　・　(23.3.2)

8 芝

種類　※コウライシバ　・ノシバ　・　(23.4.2、3)
芝張りの工法
平地　※目地張り　・べた張り
法面　・目地張り　※べた張り法面

9 吹付けは種

(23.4.2)

種子の種類	発芽率	種子の量（g/㎡）	備考
※洋芝類（採取後２年以内）	※発芽率80%以上		
・	・		

10 地被類

(23.4.2)

樹種	コンテナ径	単位面積当たりのコンテナ数	芽立数
・	・	・	・

11 新植、移植樹木、芝等の枯補償

(23.3.4、6)(23.4.7)(23.5.5)
新植樹木（芝張り、吹付けは種及び地被類を含む）の枯補償の期間
※引渡しの日から１年　・無し　・
移植樹木の枯損処置を行う期間
※引渡しの日から１年　・無し　・

12 屋上緑化 G

植栽基盤及び材料　(23.5.2～4)
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ　・図示　・
排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　）　・板状成型品
植込み用土　※改良土　・人工軽量土
樹木、芝及び地被類の樹種又は種類、寸法、株立数等　※図示　・
見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等　※図示　・
支柱　・設置する（形式　・図示　・　）
かん水装置　・設置する（種類　・　）
工法
「屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件」（平成12年5月31日　建設省告示第1458号）に基づく風圧力に対応した工法
・図示による

お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262
E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

案　内　図

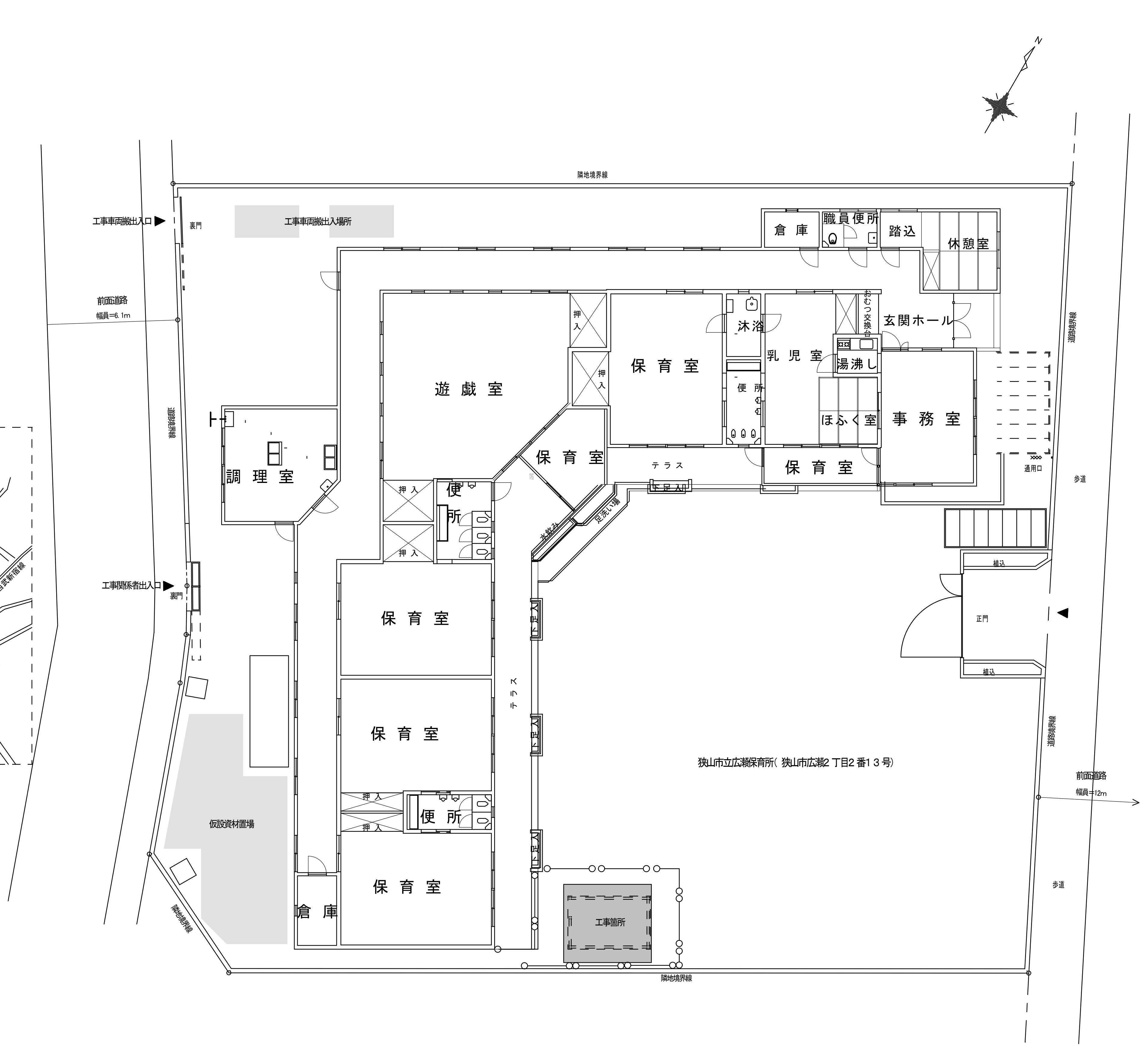

案 内 図

配 置 図 S=1／150

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262 E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp	案内図 配置図	1/150	A-07

外部仕上仕様書	
基礎	鉄筋コンクリートベタ基礎（構造図参照）　　外部見え掛り仕上げ：DP塗装
外壁	厚12㎜構造用合板貼＋透湿性防水シート貼＋厚15㎜通気胴縁＋厚15㎜窯業系サイディング（準防火認定（建基法23条））
屋根	1寸勾配屋根＋厚12㎜野地用合板貼＋改質アスファルトルーフィング敷き＋厚0.4㎜ガルバリウム鋼板立平葺き
破風板	100×30木下地　　厚1.0㎜ガルバリウム鋼板貼り
軒裏天井	厚4㎜珪酸カルシウム板（一部有孔ボード）下地DP塗料塗布仕上
その他	化粧砕石敷きt35、フェンス取付

木材	
土台	材質：105×105
柱	材質：105×105（渡廊下柱仕上げ：　防水透湿シート貼＋厚15㎜通気胴縁＋厚15㎜窯業系サイディング（準防火認定（建基法23条））
梁、桁	材質：集成梁(E105　F300)　105×105繋梁：米松無垢材　　梁伏図、軸組図参照
造作材	材質：桟、スプルス無垢材　アカダモ積層集成材等(無公害木材保護塗料塗布[OS]))
使用構造金物	国土交通省認定木造用構造金物使用
その他	大引、根太、間柱等サイズは矩計図、各伏図等参照

内部仕上仕様書

室名	床	巾木	壁	天井	廻縁	備考
相談室	長尺ビニルシートt2、衝撃吸収床緩衝シートt5 下地：構造用合板ｔ24 床断熱材：ウレタンフォームｔ100	ビニルソフト巾木 H60	仕上：ビニルクロス 下地：石膏ボードGB-R t9.5 断熱材：ロックウール t50(32k)	仕上：ビニルクロス 下地：石膏ボードGB-R t9.5 断熱材：透湿グラスウールt175(16K)	塩ビ廻縁	ロールスクリーン

	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262 E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		仕　上　表	No scale	A-08

相談室床面積：8.281㎡

N

▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す

▽既存テラス天端（1段目）段鼻を示す

▽相談室屋根先を示す

△相談室屋根先を示す

H1170
AW-1
FL+1100

H1818
AD-1
FL±0

650

1,680

807

1,664

910

910

195

300

300

600

455

2,275

910

GL ±0

GL +200

GL +50

GL +466

Y1

Y2

Y3

Y4

A

X1

X2

X3

X4

X5

樹脂製メッシュフェンス
H900mm

敷地境界から1,100

650

▽敷地境界線

910

910

910

910

1,800

3,640

1,800

5
通り

お米香るまち 狭山市
総務部公共施設管理課
〒350-1392 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-ma@city.sayama.saitama.jp

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	平　面　図	A1：1/10 A3：1/20	図面No. A-09

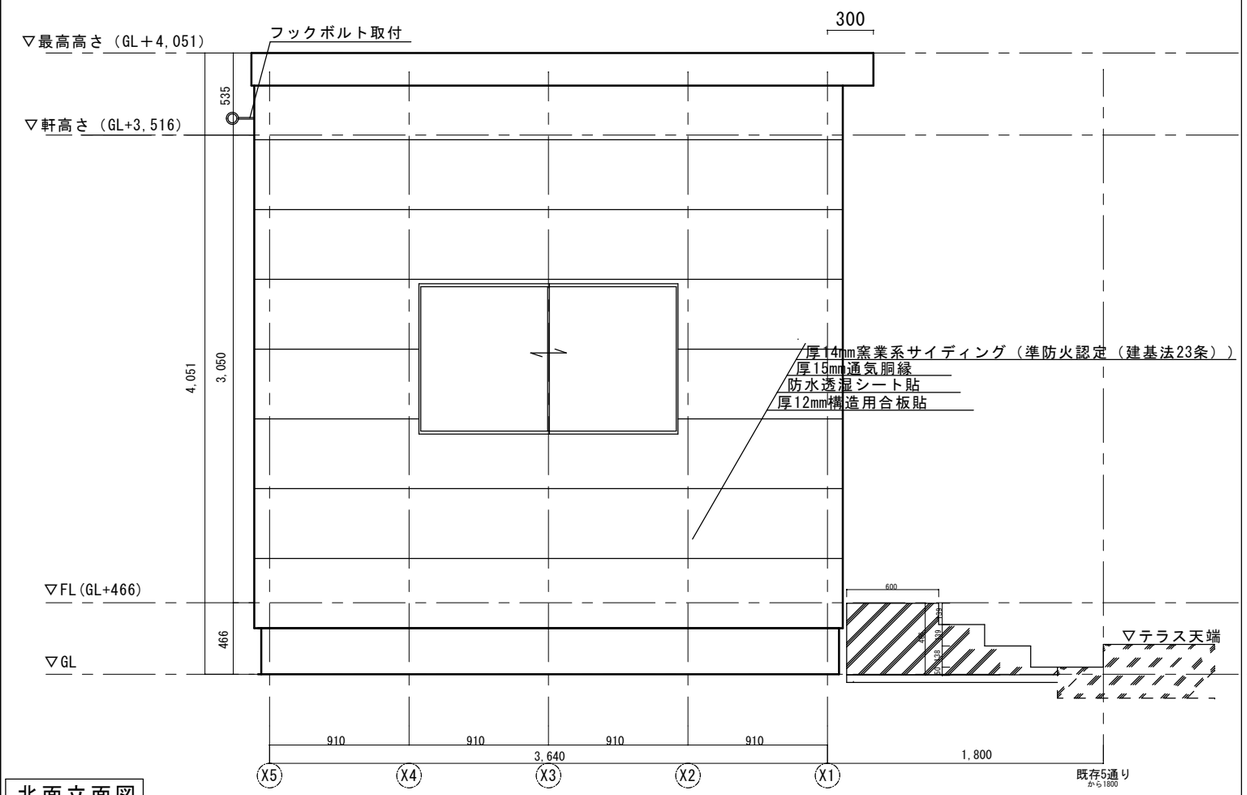

北面立面図

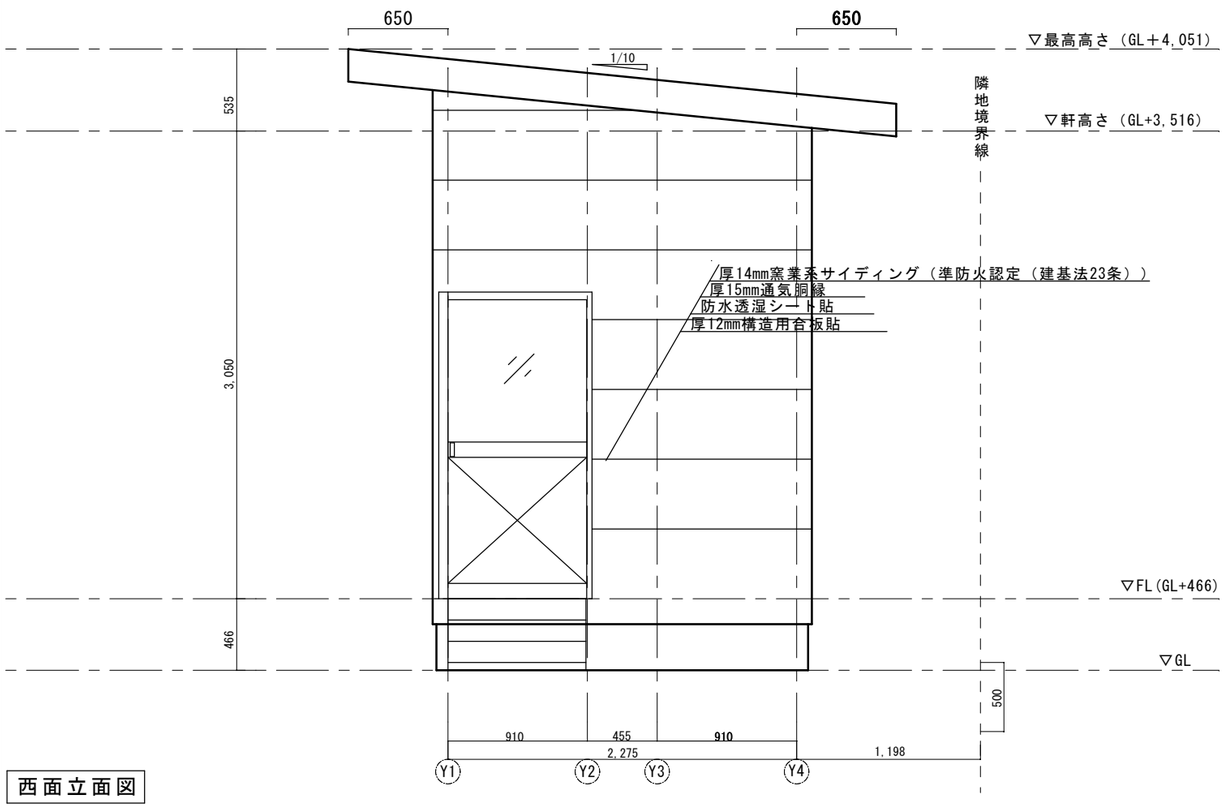

西面立面図

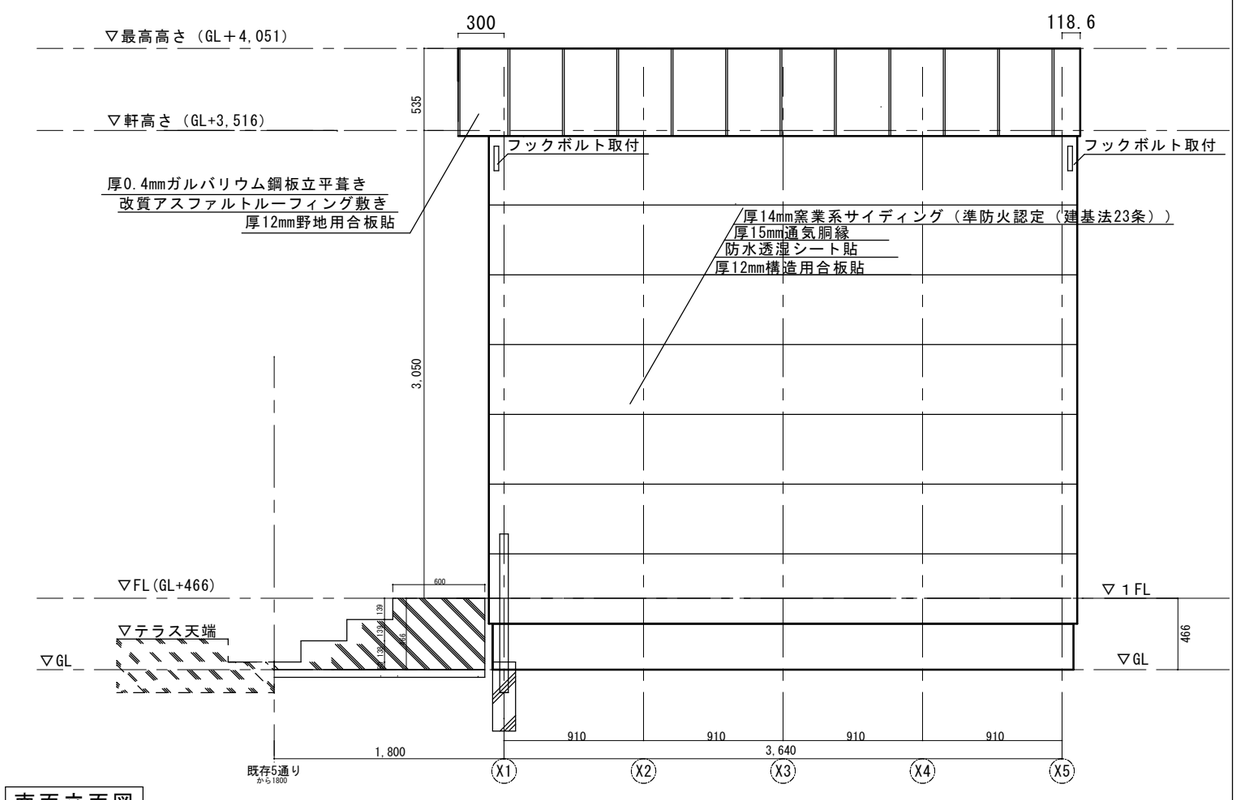

南面立面図

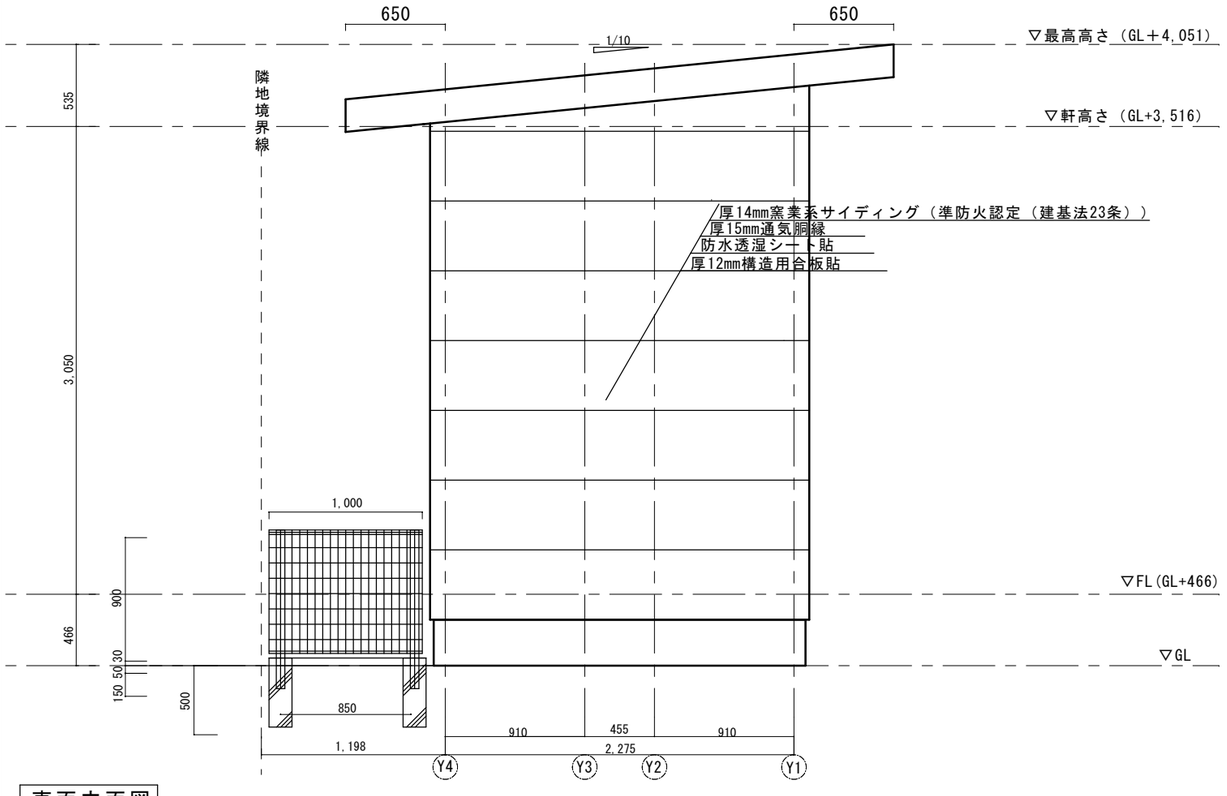

東面立面図

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		立　面　図	A1：1/10 A3：1/30	図面No. A-10

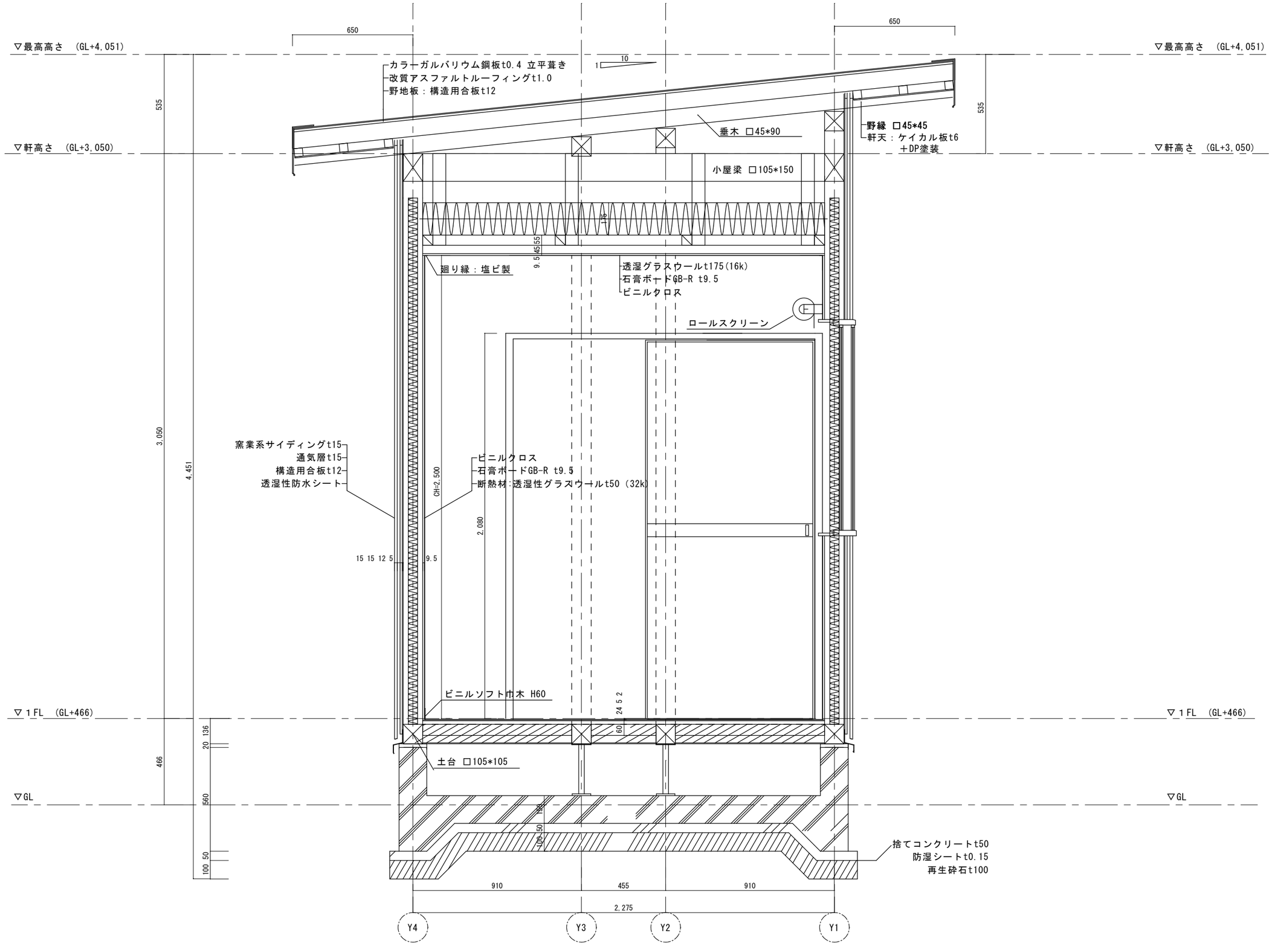

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		矩 計 図 （１）	A1：1/10 A3：1/30	図面No. A-11

▽最高高さ (GL+4,051)

▽軒高さ (GL+3,050)

破風板：ガルバリウム鋼板t1.0

垂木 □45*90@455

母屋 □105*105

束柱 □105*105

小屋梁 □105*150

吊り木 □70*45@900

野縁 □45*45

軒天：ケイカル板t6＋DP塗装

フックボルト取付

廻り縁 塩ビ製

透湿グラスウールt175(16k)
石膏ボードGB-R t9.5
ビニルクロス

野縁 □45*45@455

野縁受 □55*55@900

ｱﾙﾐﾆｳﾑ製建具片引き戸 H2000

窯業系サイディングt15
通気層t15
構造用合板t12
透湿性防水シート

ビニルクロス
石膏ボードGB-R t9.5
断熱材:透湿性グラスウールt50（32k）

長尺床シートt2
衝撃吸収床緩衝シートt5
床下地：構造用合板t24
床断熱材:ポリスチレンフォームt100

ビニルソフト巾木 H60

水切金物

ノンスリップ金物

土台 □105*105

▼1FL

▼GL

▼テラス天端（既存）

CH= 2,500

2,950（既存）

4,451

3,050

535

560

136

20

100

50

466

1,100

910 910 910 910 1,800

3,640

1,395

X5 X4 X3 X2 X1

既存5通り

1,800

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mg1@city.sayama.saitama.jp		矩 計 図 （２）	A1：1/7 A3：1/14	図面No. A-12

相談室床面積：8.281㎡

▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す
▽既存テラス天端（1段目）段鼻を示す
▽相談室屋根先を示す
△相談室屋根先を示す
▽相談室屋根先を示す

ノンスリップ金物SUS　タイヤレス
35mm幅

窯業系サイディングt15
通気層t15、木下地
構造用合板t12
透湿性防水シート

H1170
AW-1
FL+1100

ロールスクリーンW1880
1,680

H1818
AD-1
FL±0

650
807
1,664
910
910
455
2,275

195　300　300　910　600

FL-266
FL-133
FL-416

Y1
Y2
Y3
Y4

相談室
FL+±0

相談室	
床	構造用合板t24+衝撃吸収床緩衝材t5+長尺床ｼｰﾄt2
巾木	ソフト巾木H60
壁	石膏ボード+ビニルクロス貼り
天井	石膏ボード+ビニルクロス貼り
その他	ロールスクリーン

ｺﾝｸﾘｰﾄ天端　床刷毛引仕上

断熱材：透湿性グラスウールt50（32k）
石膏ボードGB-R t9.5
ビニルクロス

A
▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す

樹脂製ﾒｯｼｭﾌｪﾝｽ
H900mm

化粧砕石敷t35

敷地境界から1,100

▽相談室屋根先を示す

▽敷地境界線

910　910　910　910
1,800
3,640

5
通り
1,800

X1　X2　X3　X4　X5

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）　E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		平　面　詳　細　図	A1：1/10 A3：1/20	図面No. A-13

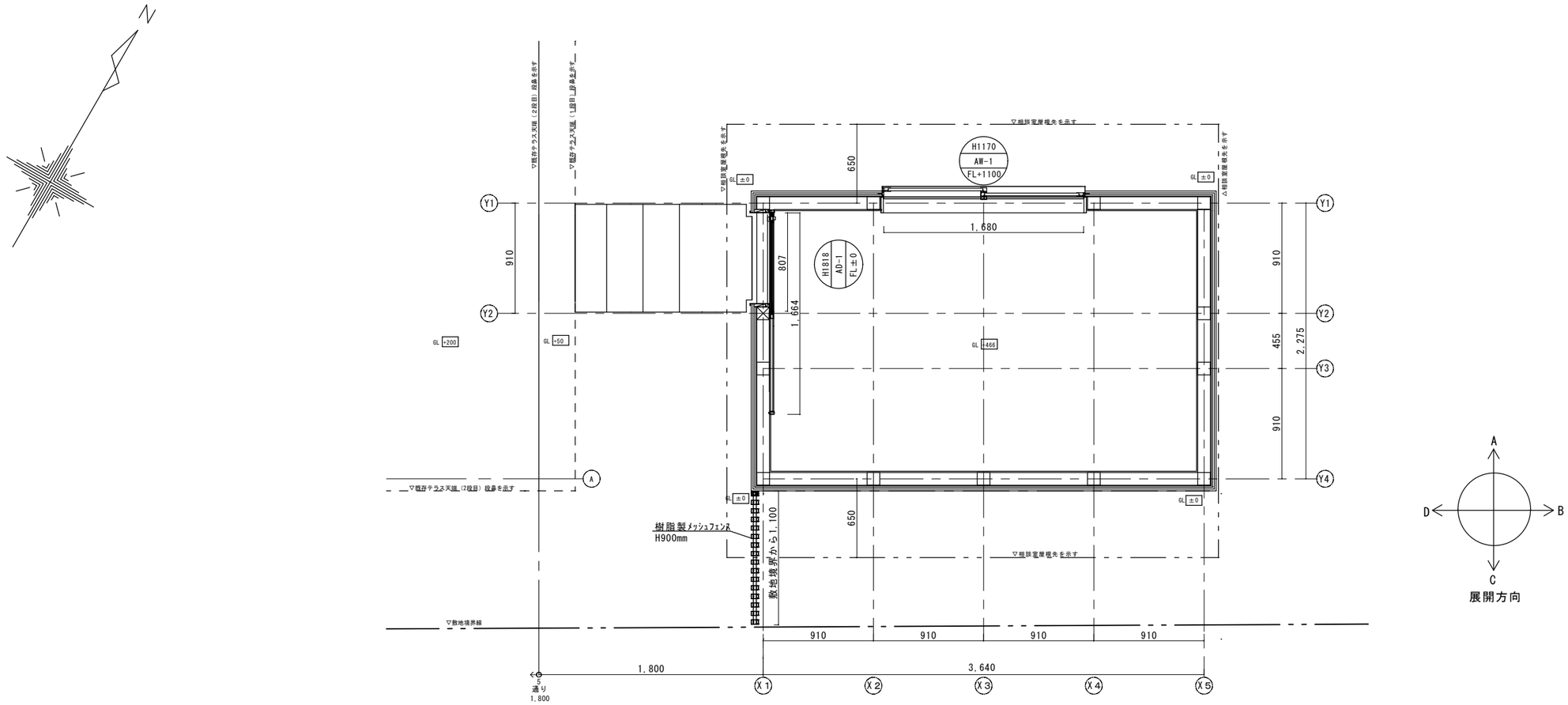

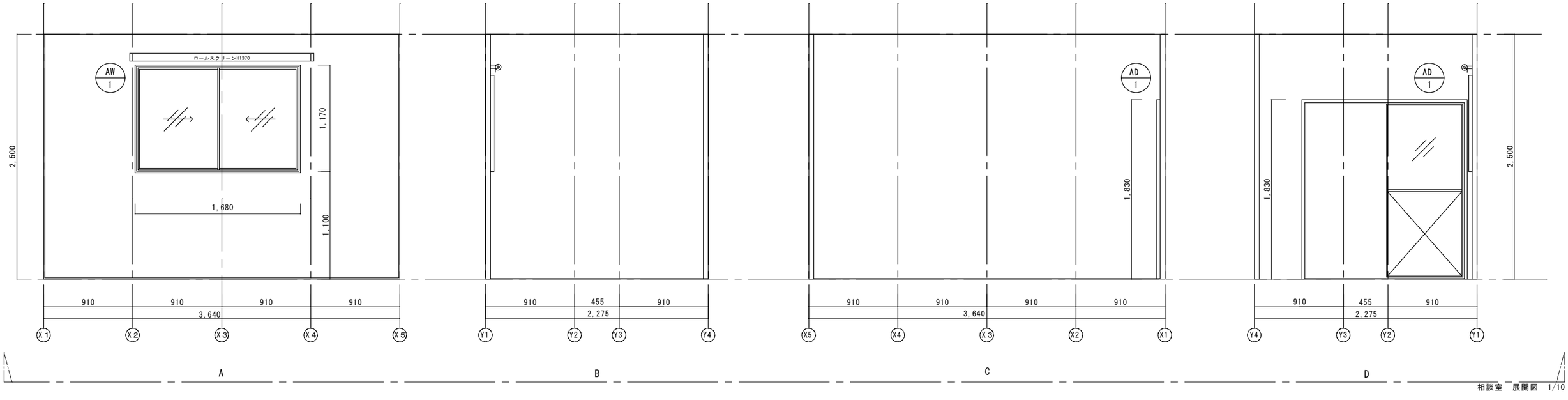

相談室　展開図　1/10

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	狭山市	総務部公共施設管理課		展　開　図	A1：1/10 A3：1/20	図面No. A-14

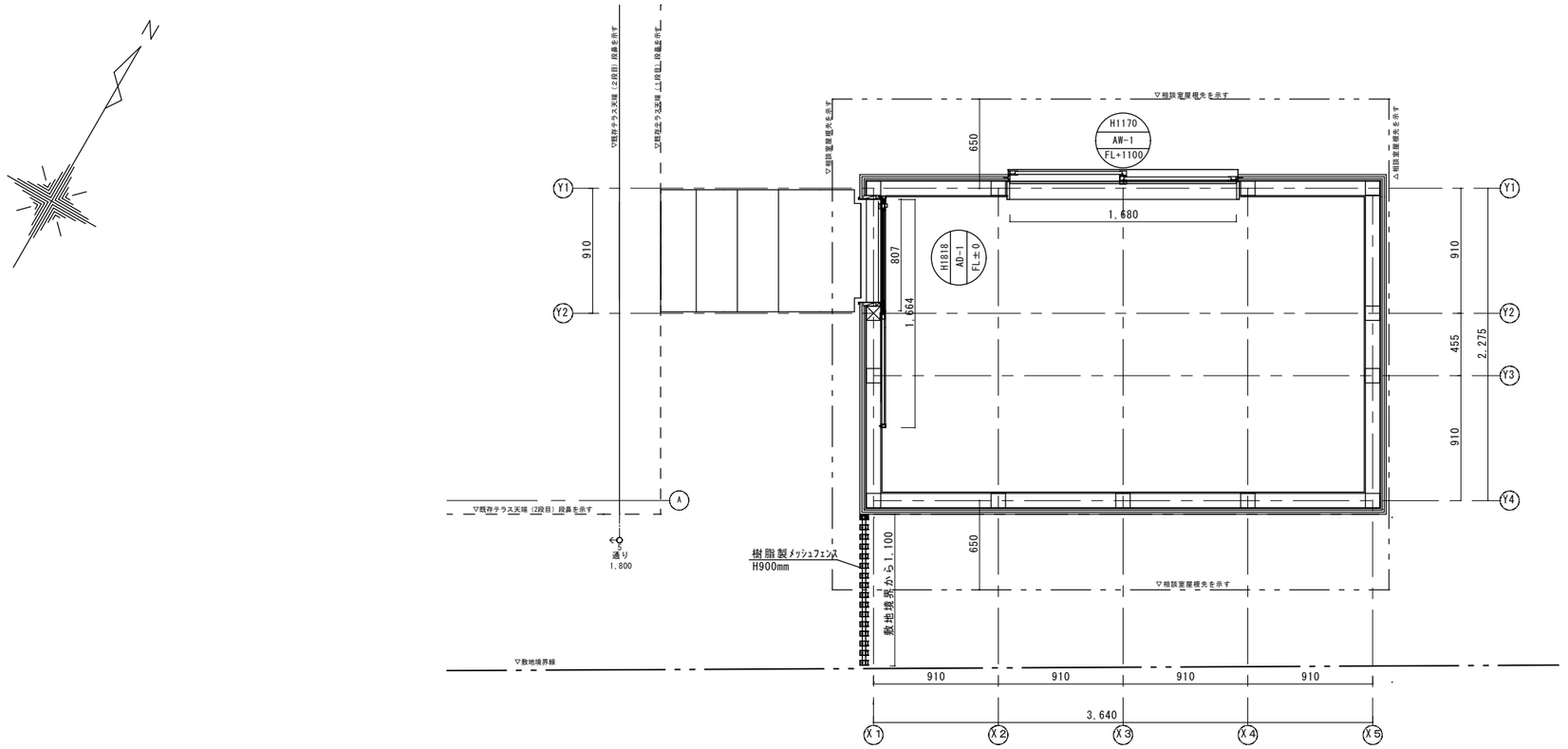

建具表 S=1／50（建具）

符号・数量	AD 01 × 1 カ所	AW 01 × 1 カ所
型式	アルミニウム製片引きドア(後付型片面袋タイプ)	アルミ製引き違い窓
形状・寸法	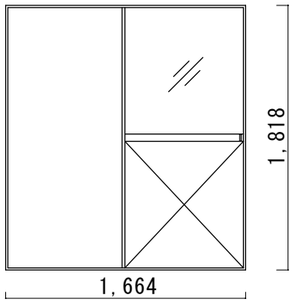	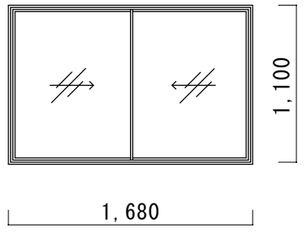
取付位置	相談室	相談室
仕様	【上部】ガラス 【下部】アルミパネル	[外側] アルミ押し出し材 [内側] 樹脂押し出し材 見込: 70mm
金物	金物一式	クレセント金物
ガラス	Low-E複層ガラスt6.0mm×型板ガラス	Low-E複層ガラスt6.0mm×型板ガラス
備考		半外付型

	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262 E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		建具表	1/50	図面No. A-15

相談室床面積：8.281㎡

軒天：ケイ酸カルシウム板t4+DP塗装

▽既存テラス天端（2段目）段鼻を示す

▽既存テラス天端（1段目）段鼻を示す

▽相談室屋根先を示す

△相談室屋根先を示す

650

1,680

H1818
AD-1
FL±0

H1170
AW-1
FL+1100

CH=3060

CH=2930

CH=2500

910

198 300 300 900 600

807

1,664

35

455

2,275

Y1

Y2

Y3

Y4

天井仕上げ
石膏ボード9.5+ビニルクロス貼り
天井廻り縁取付

A

5
通り
1,800

650

有孔板

▽敷地境界線

910 910 910 910

3,640

X1 X2 X3 X4 X5

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp	天井伏図	A1：1/10 A3：1/30	図面No. A-16

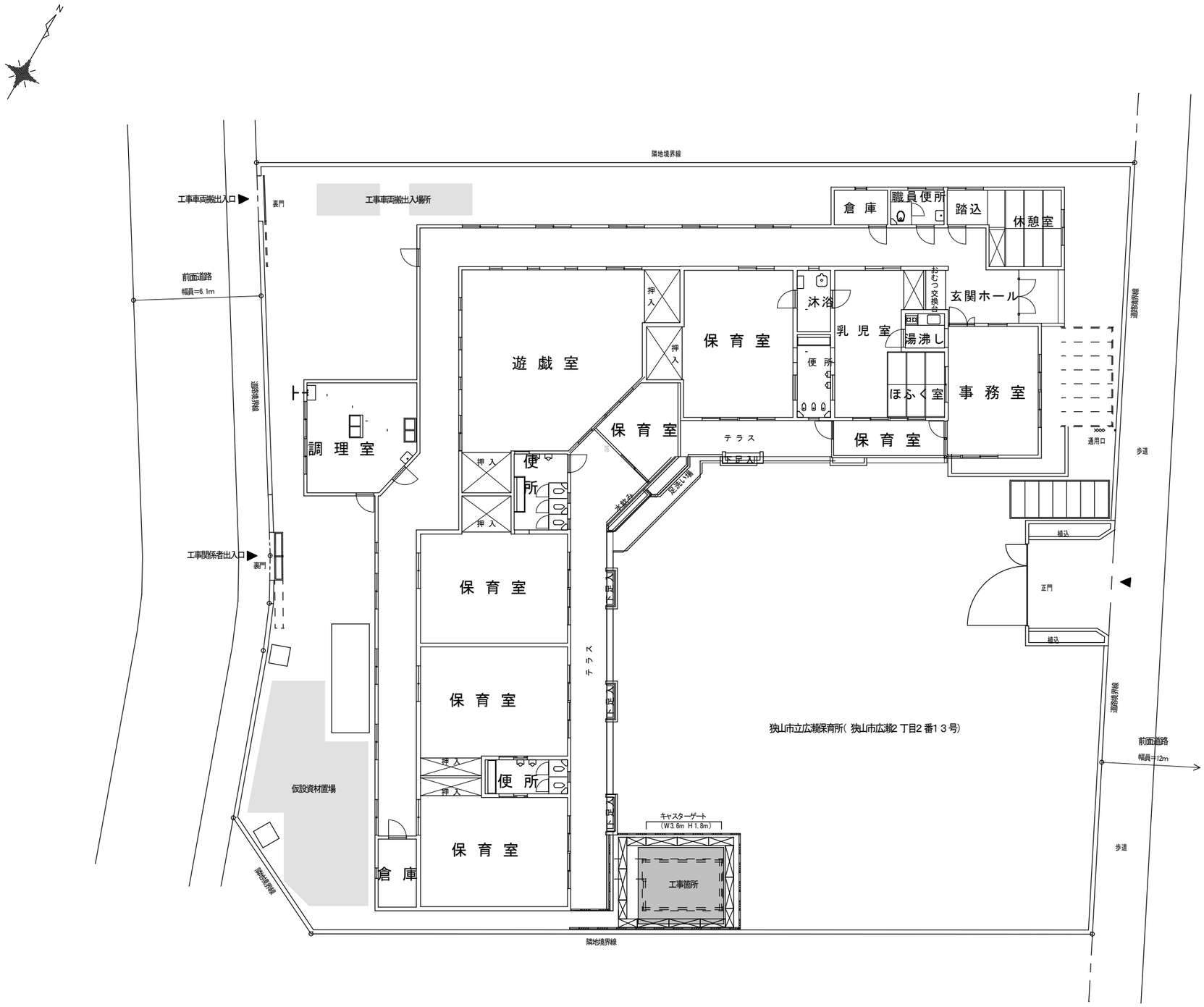

凡　例

仮囲い（ガードフェンス1.8m）を示す

手摺先行型くさび緊結式足場　垂直養生
（ネット防炎シート　Ⅰ類）

工事範囲・工事仮設ヤードを示す

配　置　図　S=1／１５０

	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代）FAX：04-2954-6262 E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp	仮設計画図	1/150	図面No. A-17

工事名　狭山市立広瀬保育所相談室増設工事

特記仕様書（構造関係）

Ⅰ　建物概要

1．主要用途　保育所

2．工事場所　狭山市立広瀬保育所（埼玉県狭山市広瀬２丁目２番１３号）

3．棟名称及び構造･階数等

２棟　木造　１階建て（地下　　階・ＰＨ　　階）

建築面積　8.281　㎡

延べ面積　8.281　㎡

床 面 積　1 階　8.281　㎡

階　㎡

階　㎡

階　㎡

階　㎡

建物高さ　4.051ｍ　　軒高さ　3.05　ｍ

工事種別　(・)新築　・増築　・改築　・移転

増築計画　・有り　(・)無し

構造種別　地上　木造　地下　造

架構型式　Ｘ方向　在来工法

Ｙ方向　在来工法

耐震構造方式　(・)耐震構造　・免震構造　・制振構造

耐震安全性の分類　・Ⅰ類(I=1.50)　・(Ⅱ)類(I=1.25)　・Ⅲ類(I=1.00)

4．構造計算条件

a　耐震設計条件

地震荷重	建物一次固有周期		（ 0.114 ）秒
	地盤種別		第 （ 2 ） 種地盤
	地域係数		Z= 1.0
計算ルート	X方向		※ 許容応力度計算 （ルート 1 ）
			・その他
			・
	Y方向		※ 許容応力度計算 （ルート 1 ）
			・その他
			・
設計層間変形角	X方向	一次設計	1/150
		二次設計	該当しない
	Y方向	一次設計	1/150
		二次設計	該当しない

b　耐風設計条件

基準風速　（Ｖ）	（ 32 ） m／秒
地表面粗度区分	・Ⅰ　・Ⅱ　・(Ⅲ)　・Ⅳ

c　耐積雪設計条件

建設地の標高	（ 77.2 ） m
多雪区域の指定	・有り　(・)無し
設計垂直積雪量	（ 32 ） ｃｍ

5．地盤調査資料

調査内容	・サウンディング　（※ 標準貫入試験　・　）
	・土質試験　・ 孔内水平載荷試験　※ 平板載荷試験
	・
	・
調査位置 ボーリング柱状図	監督員との協議　による
液状化対策の検討	・有り　・無し

Ⅱ　建築工事仕様

（1）質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて「埼玉県建築工事特別共通仕様書」及び「国土交通大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」（以下、「標準仕様書」という。）による。
なお、新たな版が出版され、当該基準によりがたい場合は、監督員と協議し、適用する基準等を決定する。
（2）標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・工法・検査方法等を明示している場合において、それらが関係法令等（条例を含む）と異なる場合には、具体的な対応策について監督員と協議すること。
（3）特記仕様書の表記
1）項目は、番号に○印の付いたものを適用する。
2）特記事項は、(・)印の付いたものを適用する。(・)印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。
(・)印と ※印の付いた場合は、共に適用する。(・)印と ※の場合は、(・)のみを適用する。
3）特記事項に記載の｛　.　.　｝内の表示番号は、埼玉県建築工事特別共通仕様書の当該項目、当該図表を示す。
4）特記事項に記載の（　.　.　）内の表示番号は、標準仕様書の当該項目、当該図表を示す。
5）製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（　）内は製品名を示す。
6）Ⓖは「特定調達物品等」を表す。
7）注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。

章	項　目	特　記　事　項
4 地業工事	①支持地盤等	・杭基礎　(4.2.1)(4.3.4、5)(4.5.5、6) 支持地盤の位置及び種類(基礎ぐいの先端の位置含む) ・図示による（　　）　・ ・直接基礎 支持地盤の位置及び種類(基礎底部の位置含む) ・図示による（　　）　・ 試験掘り(根切り底の状態の確認等)　(3.2.1) ・行う（位置等　・図示による（　　）・　　） 長期設計支持力度　・（２０．０）kN/㎡ ※地盤の載荷試験　（ 1 ）箇所　(4.2.4) 載荷試験の方法 ・地盤工学会基準JGS 1521による　・ 試験の位置、載荷荷重 ・図示による（　　）　※監督員との協議による ・液状化対策 工法、施工範囲、仕様及び計測、試験等　※図示
	2 既製コンクリート杭地業	種類　(4.3.3) ・遠心力高強度プレストレストコンクリート杭（PHC杭） ・プレストレスト鉄筋コンクリート杭（PRC杭） ・外殻鋼管付きコンクリート杭（SC杭） SC杭の鋼管材料　・SKK400　・SKK490 ・ 寸法、継手、性能等　（種別：種類、性能及び曲げ強度区分）　(4.2.2)(4.3.3) 試験杭 上杭/中杭/下杭：種類／コンクリート強度(N/mm²)／鋼管厚(mm)／杭径(mm)／杭長(m)／継手数／ｾｯﾄ数／長期設計支持力(kN/本)／備考 本杭 上杭/中杭/下杭：同上 杭先端部形状　(4.3.3) ・開放形　・半開放形　・閉そく形　・ 施工方法 ・セメントミルク工法　(4.2.2)(4.3.1、4) 試験杭の位置　・図示による（　　）　・ 掘削深さ　・図示による（　　）　・ 杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（　　）　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法　・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜　・1/100以内　・ 根固め液及び杭周固定液の管理試験 ※標準仕様書4.3.4(6)(ｺ)による　・ ・特定埋込杭工法　(4.2.2)(4.3.1、5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=（　　）、β=（　　）、γ=（　　） 工法 ・プレボーリング拡大根固め工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ 杭周固定液　・使用する　・使用しない 試験杭の位置　・図示による（　　）　・ 杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（　　）　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ※評定等の評価内容による　・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による　・1/100以内　・ 杭の継手の工法　(4.3.3、6)(7.2.5) ・アーク溶接継手 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による　・図示による（　　） ・ ・機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法　※評定等を受けた工法　・ 検査　※評定等により定められた項目　・ 施工　※評定等をされた施工管理基準による　・ 杭頭の処理　(4.3.8) ・処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による(　　)　・ 杭頭の中詰め材料 ・基礎のコンクリートと同調合のもの　・
	3 鋼杭地業	材料、寸法、継手等　(4.4.2、3、5) 試験杭 上杭/中杭/下杭：種類／厚さ(mm)／杭径(mm)／杭長(m)／継手数／ｾｯﾄ数／長期設計支持力(kN/本)／備考 本杭 上杭/中杭/下杭：同上 特定埋込杭工法　(4.2.2)(4.3.1、5) ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式でα=250を採用できる工法 ・H13国土交通省告示第1113号第6 による地盤の許容支持力式の内α、β、γが下記の値を採用できる工法 α=（　　）、β=（　　）、γ=（　　） 工法 ・中堀り拡大根固め工法 ・ 試験杭の位置　・図示による（　　）　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ寸法 ※評定等の評価内容による　・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜 ※評定等の評価内容による　・1/100以内　・ 杭の継手の工法　(4.4.3、5)(7.2.5) ・溶接継手 形状 ・JIS A 5525 による　・ 溶接材料 ・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による　・図示による（　　） ・
	4 場所打ちコンクリート杭地業	・機械式継手(継手部に接続金具を用いた方式のもの) 工法　※評定等を受けた工法　・ 検査　※評定等により定められた項目　・ 施工　※評定等をされた施工管理基準による　・ 杭頭の処理　(4.3.8)(4.4.6) ・処理する 処理方法（切断にともなう補強方法含む） ・図示による(　　)　・ 杭頭の中詰め材料　(4.3.8) ・基礎のコンクリートと同調合のもの　・ 工法　(4.5.1、4~6) ・アースドリル工法　(安定液　・使用する　・使用しない) ・リバース工法 ・オールケーシング工法　(孔内の水張り　・行う　・行わない) ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 鋼管巻き材料　・SKK400　・SKK490　・ 鋼管径・板厚・長さ　※図示による（　　）　・ 併用する工法 ・拡底杭工法(安定液　・使用する　・使用しない) 材料その他　(4.2.2)(4.5.4) 寸法等 試験杭 本杭：軸径(mm)／拡底径(mm)／杭長(m)／ｾｯﾄ数／長期設計支持力(kN/本)／備考 鉄筋の種類 種類の記号／呼び径(mm)／備考 ・SD295 ・SD345 ・ 帯筋 ・図示による（構造関係共通図(配筋標準図)6.2帯筋(2)⑥(ﾛ)） ・ 鉄筋の最小かぶり厚さ ・100mm　・ 鉄筋かごの補強 ・図示による（　　）　・ 組み立て鉄筋の筋ごとの継手 ※重ね継手（重ね継手の長さ：標準仕様書 表5.3.2による） ・図示による（　　）　・ 主筋の基礎底盤への定着長さ ・図示による（　　）　・ セメントの種類 ※高炉セメントB種 Ⓖ　・ コンクリートの設計基準強度　・（　　）N/mm　・ コンクリートの種別 ・A種　・B種　・評定等の内容による スランプ ・18cm　・21cm 構造体強度補正値 ・3N/mm²　・評定等の内容による　・ 試験杭の位置　・図示による（　　）　・ 杭の支持層への根入れ深さ ・図示による（　　）　・ 杭の精度 水平方向の位置ずれ ・評定等の内容による　・杭径の1/4かつ100mm以下　・ 杭の傾斜 ・評定等の内容による　・1/100以内　・ 孔壁の保持状況（孔壁測定） 測定箇所　・試験杭(　)箇所及び本杭(　)箇所　・ 測定方法　・超音波測定器　・
	⑤砂利地業	材料　・再生クラッシャラン Ⓖ　・切込砂利又は切込砕石　・　(4.6.2、3) 施工範囲　・基礎下、基礎梁下、土間コンクリート下、土に接するスラブ下 ・図示による(　　)　・ 厚さ　※50mm　・
	6 砂地業	材料　・シルト　(4.6.2、3) ・有機物等の混入しない締固めに適した山砂、川砂又は砂砂 ・ 施工範囲　・図示による（　　）　・ 厚さ　※60mm　・
	⑦捨コンクリート地業	材料　※普通コンクリート　・　(4.6.4)(6.14.1~3) 設計基準強度　※18N/mm²　・　・ スランプ　※15cm又は18cm　・ 施工範囲　・基礎下、基礎梁下、土に接するスラブ下 ・図示による(　　)　・ 厚さ　※50mm（※平たん仕上げ　・　　）　・
	⑧床下防湿層	材料　(4.6.2、5) ・ポリエチレンフィルム厚さ0.15mm以上　・ 施工範囲 ・建物内の土間スラブ及び土間コンクリート下（ピット下を除く）
	9 地盤改良工法	種類及び施工方法等　・図示による（　　）　・ 六価クロム溶出試験　・行う
5 鉄筋工事	1 鉄筋	鉄筋の種類　(5.2.1) 種類の記号／呼び径(mm)／備考 ・SD295／※ D16以下 ・SD345／※ D19以上 ・ ・
	2 溶接金網	形状等　(5.2.2) 種類／種類の記号／網目の形状、寸法、鉄線の経(mm)／使用部位 ・溶接金網 ・鉄筋格子
	3 鉄筋の継手	鉄筋の継手方法等　(5.3.4) 部位／継手方法／呼び径(mm) 柱、梁の主筋／・ガス圧接　・機械式継手　・溶接継手／※ D19以上 耐力壁の鉄筋／・重ね継手　・ 基礎、耐圧スラブ、土圧壁／・重ね継手　・ガス圧接 その他の鉄筋(　　)／・重ね継手　・ 継手位置 ・図示による（構造関係共通図(配筋標準図)5.1、6.1、7.1、7.3、8.1） 基礎梁主筋の継手位置　・図5.2　・図5.3　・図5.4 ・図示による（　　）　・ 柱及び梁の重ね継手の長さ ・図示による（　　）　・ 耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さ ※図示による（構造関係共通図(配筋標準図)3(1)(ｳ)） ・図示による（　　）　・ 柱及び梁の主筋で隣り合う継手を同一箇所に設ける部分の位置及び施工方法等 ・図示による（　　）　・
	④鉄筋の定着	鉄筋の定着長さ　(5.3.4) ・図示による（　　） 機械式定着工法 運用場所 ・図示による（　　）　・ 種類 ・摩擦圧接接合　・螺合グラウト固定 ・鋲合グラウト固定　・ 工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法とする 必要定着長さ ※評定等の評価内容による 補強筋形状 ※評定等の評価内容による かぶり厚さ ※評定等の評価内容による 品質確認 ※評定等の評価内容による 検査 ※評定等の評価内容による 鉄筋の余長の長さ 構造関係共通図（配筋標準図）による。これによらない箇所は図示による。
	⑤鉄筋のかぶり厚さ及び間隔（溶接金網含む）	最小かぶり厚さ（目地底から算出を行う）　(5.3.5) ※図示による（構造関係共通図(配筋標準図)4(1)表4.1） ・図示による（　　）　・ 柱及び梁の主筋にD29以上の使用 ・あり　適用箇所(　　) 主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保する 耐久性上不利な部分(塩害等を受けるおそれのある部分等) ・あり　適用箇所(　　) ・最小かぶり厚さに加える厚さ　(　　)mm ・
	⑥各部配筋	※図示による　(5.3.7)
	7 ガス圧接	圧接完了後の圧接部の試験　(5.4.10) 外観試験 ※行う（全ての圧接部） 抜取試験 ※超音波探傷試験（試験方法　標準仕様書5.4.10(ｲ)(a)による） ・引張試験 試験方法　※標準仕様書5.4.10(ｲ)(b)による ・
	8 機械式継手	適用箇所　(5.5.3、5) ・図示による（　　）　・ H12建告第1463号に適合する性能 ・A級　・ 種類 ・ねじ式鉄筋継手 充填方式 ・無機グラウト方式　・有機グラウト方式　・ ・端部ねじ加工継手 ・モルタル充填式継手 ・ 工法 ※第三者機関の評定等を取得している工法 鉄筋相互のあき ※評定等の評価内容による 品質の確認 ※評定等の評価内容による 検査 ※評定等の評価内容による 施工完了後の継手部の試験 ・外観試験 試験対象　※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による　・ 試験方法 ・評定等の評価内容による　・ ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・1組の作業班が1日に行った継手箇所で、最大200箇所程度とする ・ 試験の箇所数 ・1ロットに対して（　　）箇所 ・全数 試験項目　※挿入長さ 試験方法 ※JIS Z 3064（鉄筋コンクリート用機械式継手の鉄筋挿入長さの超音波測定方法及び判定基準）による 不合格となった場合の措置 ・
	9 溶接継手	適用箇所　(5.5.3、5) ・図示による（　　）　・ H12建告第1463号に適合する性能 ・A級　・ 溶接継手の工法 ・図示による（　　）　・ 鉄筋相互のあき ・標準仕様書5.3.5(4)による ・評定等の評価内容による ・図示による（　　） 施工完了後の溶接部の試験 ・外観試験 試験対象　※全数 試験項目 ・評定等の評価内容による　・ 試験方法 ・評定等の評価内容による　・ ・超音波測定試験 試験対象 ・抜取り ロット ・1組の作業班が1日に行った溶接箇所で、最大200箇所程度とする ・ 試験の箇所数 ・1ロットに対して（　　）箇所 ・全数 試験項目　※内部欠陥の検出 試験方法 ※JIS Z 3063（鉄筋コンクリート用異形棒鋼溶接部の超音波測定方法及び判定基準）による 不合格となった場合の措置 ・

お茶香るまち 狭山市
総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）　E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付	工事名称	図面No.
2025.7.20	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	S-01
改訂 R5.4(Ver.R5-1)	図面名称 特記仕様書（構造関係・その１）	

6 コンクリート工事

① コンクリートの種類等

類別 (6.2.1)
※Ⅰ類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート）
・Ⅱ類（JIS A 5308 に適合したコンクリート）

普通コンクリート (6.2.1～6.2.4)

設計基準強度 (N/mm²)	気乾単位容積質量 (t/m³)	スランプ	適用箇所
・24	2.3程度	・15又は18 ・18	
・		・	
・		・	
・		・	
・		・	

構造体強度補正値(S) (6.3.2)
※標準仕様書 表6.3.2による
補正値Ｓ＝３（ 月 日～ 月 日、 月 日～ 月 日）
Ｓ＝６（ 月 日～ 月 日、 月 日～ 月 日）
・

② セメント

種類 (6.3.1)
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又は
フライアッシュセメントＡ種
適用箇所（※下記以外全て ・ ）
普通ポルトランドセメントの品質は、JIS R 5210 に示された規定の他、水和熱が7日目で 352 J/g以下、かつ28日目で 402 J/g以下のものとする。
・高炉セメントＢ種 G
適用箇所（・1FL より下部（立上り部含む） ・ ）
・フライアッシュセメントＢ種 G
適用箇所（・ ）
・

③ 骨材

アルカリシリカ反応性による区分 (6.3.1)
※Ａ ・Ｂ（コンクリート中のアルカリ総量が 3.0 kg/m³ 以下）

④ 混和材料

・混和剤 (6.3.1)
混和剤の種類
※標準仕様書6.3.1(4)(a)による ・
・混和材
混和材の種類
※標準仕様書6.3.1(4)(b)による ・

⑤ 打継ぎの位置、ひび割れ誘発目地、打継ぎ目地

打継ぎの位置 (6.6.4)
梁及びスラブ
※スパンの中央又は端から1/4の付近
・図示による（ ） ・
柱及び壁
※スラブ、壁梁又は基礎の上端
・図示による（ ） ・

目地の寸法 (6.6.4)(6.8.1)(9.7.3)
・標準仕様書 9.7.3(1)(ｱ)による ・
※ひび割れ誘発目地、打継目地の深さ寸法は、躯体外側の打増し部で処理する
・図示による（ ） ・

ひび割れ誘発目地の位置、形状、寸法 (6.8.1)
・図示による（ ） ・

6 湿潤養生

湿潤養生の期間 (6.7.2)
・セメントの種類が普通エコセメントの場合 （ ）日

⑦ コンクリートの仕上り

合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ (6.2.5)(6.8.2)

種別	適用箇所
・Ａ種	※図示による（ ）
※Ｂ種	※図示による（ ）
・Ｃ種	※図示による（ ）

コンクリートの仕上りの平たんさ

種別	適用箇所
・ａ種	※図示による（ ）
・ｂ種	※図示による（ ）
・ｃ種	※図示による（ ）

8 打増し厚さ（打放し仕上げ部）

打増し厚さ (6.8.1)
・打放し仕上げの打増し厚さ(外部に面する部分に限る)
・20mm ・
・打放し仕上げの打増し厚さ(内部に面する部分に限る)
・10mm ・20mm ・
・外装タイル後張り面の打増し処理
・20mm ・
打増し範囲
・図示による( ) ・

⑨ 型枠

せき板の材料及び厚さ (6.8.2)
・合板（※12mm ・ ） G
コンクリート打設時の充填性の確認のため、型枠の一部に透明型枠等を使用する場合は、強度、変形等について、事前に監督員と協議する。
・断熱材を兼用した型枠の使用
適用箇所 ・図示による（ ） ・
・ＭＣＲ工法用シートの使用
適用箇所 ・図示による（ ） ・
打増し厚さ ・20mm ・
打増し範囲 ・図示による（ ） ・
スリーブの材種･規格等
・図示による（ ） ・

存置期間及び取外し (6.8.4)
※標準仕様書6.8.4による
・普通エコセメントの場合（※図示による（ ） ・ ）

10 軽量コンクリート

適用箇所 (6.10.1、2)
・図示による（ ） ・
種類
・1種 ・2種
気乾単位容積質量
・標準仕様書 表6.10.1による ・
スランプ
※21cm ・

11 寒中コンクリート

適用期間（ 月 日～ 月 日） (6.11.1、2)
構造体強度補正値(S)を積算温度を基に定める場合
・図示による（ ）、Ｓ＝（ ）・
(6.12.2)

12 暑中コンクリート

適用期間（ 月 日～ 月 日）
構造体強度補正値(S)
※ｋN/mm² ・図示による（ ）、Ｓ＝（ ）・

13 マスコンクリート

適用箇所 (6.13.1、2)
・図示による（ ） ・
セメントの種類
・普通ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・中庸熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ ・低熱ﾎﾟﾙﾄﾗﾝﾄﾞｾﾒﾝﾄ
・高炉セメントＢ種 ・ﾌﾗｲｱｯｼｭｾﾒﾝﾄＢ種 ・シリカセメント
混和材の適用
・あり（・標準仕様書6.13.2(2)(ｱ)による ・標準仕様書6.13.2(2)(ｲ)による
・ ）
スランプ
※15cm ・
構造体強度補正値(S)
※標準仕様書表6.13.1による ・

14 無筋コンクリート

コンクリートの種類 (6.14.1)
※普通コンクリート ・
セメントの種類
※普通ポルトランドセメント、高炉セメントＡ種、シリカセメントＡ種又は
フライアッシュセメントＡ種
・高炉セメントＢ種 G
・フライアッシュセメントＢ種 G
設計基準強度 ※18 (N/mm²) ・
スランプ ※15cm又は18cm ・
適用箇所
※標準仕様書6.14.1(4)による箇所 ・図示による（ ）

⑮ コンクリートの単位水量測定

実施要領
(1)単位水量の測定は、150m³に1回以上及び荷下し時に品質の異常が認められた時に実施する。
(2)単位水量の上限値は、標準仕様書6.3.2(4)(c)による。
(3)単位水量の管理目標値は次の通りとして、施工する。
1)測定した単位水量が、計画調合書の設計値(以下、「設計値」という。)±15kg/m³の範囲にある場合はそのまま施工する。
2)測定した単位水量が、設計値±15を超え±20kg/m³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、設計値±15kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
3)設計値±20kg/m³ を超える場合は、生コンを打込まずに持ち帰らせ、水量変動の原因を調査するとともに生コン製造者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い設計値±20kg/m³ 以内であることを確認する。更に、設計値±15kg以内で安定するまで、運搬車の３台毎に１回、単位水量の測定を行う。
4)3)の不合格生コンを確実に持ち帰ったことを確認する。
(4)単位水量管理についての記録を書面(計画調合書、製造管理記録、打込み時の外気温、コンクリート温度等)と写真により提出する。
(5)単位水量の測定方法は、高周波誘電加熱乾燥法(電子レンジ法)、ｴｱﾒｰﾀ法又は静電容量測定法による。また、試験機関は該当コンクリート製造所以外の機関とする。

7 鉄骨工事

1 鉄骨製作工場

鉄骨製作工場の加工能力 (7.1.3)
建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認定を受けた(株)日本鉄骨評価センター及び(株)全国鉄骨評価機構(旧(社)全国鉄構工業協会)の「鉄骨製作工場の性能評価基準」により評価を受け、国土交通大臣から認定を受けた工場、又は同等以上の能力のある工場
評価の区分
※（ ）グレード ・指定しない
・監督員の承諾する工場（標準仕様書7.1.1以外の適用範囲に限る）

2 施工管理技術者

配置する (7.1.3、4)

3 鋼材

種類等 (7.2.1)

種類の記号	適用箇所（主要な部分）	規格
		・JIS規格による ・
		・JIS規格による ・
		・JIS規格による ・
		・JIS規格による ・

溶接亜鉛めっき工法の適用箇所
・
・

4 高力ボルト

ボルトの種類 (7.2.2)
・トルシア形高力ボルト ・JIS形高力ボルト
・溶融亜鉛めっき高力ボルト
・
ボルトのねじの呼び ・図示による（ ） ・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
・図示による（構造関係共通図(鉄骨標準図)1-1 縁端距離及びボルト間隔）
・

摩擦面の処理方法等 (7.4.2)(7.12.5)
溶融亜鉛めっき以外
※標準仕様書7.4.2(1)による ・
溶融亜鉛めっき面
・ブラスト処理（表面粗度50μm Rz以上）
・ブラスト処理以外の特別な処理方法
・図示による（ ） ・
すべり試験
・行う（※すべり係数試験 ・すべり耐力試験）
試験の方法等 ・図示による（ ） ・

5 普通ボルト

ボルト及びナットの材料 (7.2.3)(7.5.2)
・標準仕様書 表7.2.3(JIS附属書品)又は次による
ボルトの規格は JIS B 1180 とする。
（ボルトの種類は、呼び径六角ボルト又は全ねじ六角ボルトとし、材料は鋼とする。ボルトの強度区分は、4.6又は4.8とする。なお、呼び径六角ボルトの軸径の最大寸法は、ボルトの径の値以下とする。ナットの規格は、JIS B 1181とする。ナットの種類は、六角ナット-Cとし、材料は鋼とする。）
・
ボルトのねじの呼び ・図示による（ ） ・
座金 ※ JIS B 1256 による ・
戻り止め ※二重ナット ・
ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-1 縁端距離及びボルト間隔）
・

6 アンカーボルト

・構造用アンカーボルト（JIS B 1220） (7.2.4)(7.10.3)
種類 ・ABR400 ・ABR490 ・
・建方用アンカーボルト（JIS G 3101）
種類 ・SS400 ・
アンカーボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度
※標準仕様書 表7.2.3による ・

ボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 (7.3.2)
・図示による（構造関係共通図(鉄骨標準図)1-1 縁端距離及びボルト間隔）
・

7 溶接材料

溶接材料 (7.2.5)
・標準仕様書7.2.5(1)、(2)による
・標準仕様書7.2.5(1)、(2)以外の溶接材料
材料及び使用箇所 ・図示による( ) ・

8 ターンバックル

種類 (7.2.6)
建築用ターンバックル
※羽子板ボルト ・
建築用ターンバックル胴
※割枠式 ・
ねじの呼び
・図示による（ ） ・

9 床構造用のデッキプレート

材質、形状及び寸法 (7.2.7)(7.7.8)

	適用箇所	材質・形状・寸法	備考
・デッキプレート単独の構法			
・デッキプレートとコンクリートとの合成スラブとする構法			

開口部補強要領（補強筋の定着長さ等を含む）
・図示による（ ） ・

鉄骨部材への溶接方法
・図示による（ ） ・

耐火認定
・あり（耐火時間 ・図示による( ) ・ ）

10 スタッド

頭付きスタッド（JIS B 1198）の種類等 (7.2.8)(7.7.6)

呼び名	呼び長さ (mm)	適用箇所
・16		
・19		
・22		

スタッド溶接完了後、外観試験及び打撃曲げ試験を行う。

11 柱底均しモルタル

無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 (7.2.9)
※標準仕様書7.2.9(2)(ｱ)から(ｴ)による ・

12 製作精度

鉄骨の製作精度は、JASS 6 付則6.鉄骨精度検査基準に加えて、次による。 (7.3.3)
通しダイヤフラムの突合せ継手の食い違いの寸法
※H12建告第1464号第二号イ(2)による ・
アンダーカットの寸法
※H12建告第1464号第二号イ(3)による ・
食い違い・仕口のずれの検査方法及び補強方法
・「突合わせ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」による
・

13 溶接技能者の技量付加試験

試験の要領 (7.6.3)
・図示による（ ） ・

14 溶接接合

開先の形状 (7.6.4)
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-2 溶接継手の種類別開先標準）
・

エンドタブの切除する部分 (7.6.7)
切断する場所 ・図示による（ ） ・
切断範囲
・エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジ等の端から 5mm 以上残して直線上に切断する。なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する。
・
切断面の仕上げ
・標準仕様書7.6.7(1)(ﾊ)(b)②による ・

完全溶込み溶接
板厚が異なる場合の突合せ継手
低応力高サイクル疲労を受ける部位
・図示による（ ） ・

スカラップの形状
・図示による（構造関係共通図（鉄骨標準図）1-4(4)改良型スカラップ）
・

15 入熱、パス間温度の管理

適用箇所
・図示による（ ）
・柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接部

16 溶接部の試験

H12建告第1464号第二号に関する外観試験方法等 (7.6.12)
・「突合せ継手の食い違い仕口のずれの検査・補強マニュアル」3.5.2 受入検査による
・抜き取り検査①
※抜き取り検査②
・

JASS 6 付則6［鉄骨精度検査基準］の付表3「溶接」に関する確認方法等
・JASS 6 10.4［受入検査］e.溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の抜取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする。外観試験の不合格箇所は、すべて標準仕様書7.6.13による補修を行い、再試験する。
・

完全溶込み溶接部の超音波探傷試験
・工場溶接の場合
AQQL(%) ※4.0 ・2.5

節				
検査水準				

・全数 ・
・工事現場溶接の場合
※全数 ・

17 錆止め塗装

塗装の範囲 (7.8.2)
耐火被覆材の接着する面
・図示による（ ） ・
耐火被覆材の接着する面以外
※標準仕様書7.8.2(1)(ｱ)～(ｵ)以外の範囲
・図示による（ ） ・

塗料の種別 (7.8.4)
・鉄鋼面の錆止め塗料
屋外
・標準仕様書 表18.3.1 Ａ種 ・
屋内
・標準仕様書 表18.3.1（ ）種 ・
・亜鉛めっき鋼面の錆止め塗料
・標準仕様書 表18.3.2（ ）種 ・
・鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリーブの内面（鉄骨に溶接されたものに限る）
・標準仕様書 表18.3.1 Ａ種 ・
・耐火被覆材の接着する面へ塗装する場合の錆止め塗料
・標準仕様書 表18.3.1（ ）種 ・標準仕様書 表18.3.2（ ）種
・

18 耐火被覆

種類、材料、工法等 (7.9.2～8)

種類	材料・工法	性能（耐火時間）	適用箇所（部位・部分）
・耐火材吹付け	・乾式吹付ﾛｯｸｳｰﾙ		
	・湿式ロックウール		
	・半乾式吹付ﾛｯｸｳｰﾙ		
	・		
	・		
・耐火板張り	・繊維混入けい酸カルシウム板		
	・		
・耐火材巻付け	・高断熱ロックウール		
	・		
・ラス張りモルタル塗り	ー		
・耐火塗料			

材料及び工法は、建築基準法に基づき定められたもの又は認定を受けたものとする

19 建方精度

※JASS6 付則6［鉄骨精度検査基準］付表5［工事現場］による (7.10.2)

20 アンカーボルト等の設置

構造用アンカーボルトの形状及び寸法 (7.10.3)
・図示による（ ） ・

構造用アンカーフレームの形状及び寸法
・図示による（ ） ・

建方(及び付属鉄骨)用アンカーボルトの保持及び埋込み工法(標準仕様書 表7.10.1)
種別 ・Ａ種 ・Ｂ種

柱底均しモルタルの厚さ及び工法の種別(標準仕様書 表7.10.2)
厚さ ・
種別 ※Ａ種 ・Ｂ種

21 溶融亜鉛めっき（基礎、主要構造部及びその他構造耐力上主要な部分に限る。）

種別等 (7.12.4)(表14.2.2)

亜鉛めっきの種別	材料	適用部位
・Ａ種	最小板厚6.0mm以上の形鋼、鋼板	
・Ｂ種	最小板厚3.2mm以上、6.0mm未満の形鋼、鋼板	
・Ｃ種	普通ボルト・ナット類、アンカーボルト類 最小板厚2.3mm以上、3.2mm未満の形鋼、鋼板	

外観検査 ※行う ・行わない

22 梁貫通孔の補強

補強形式
・図示による（構造関係共通図(鉄骨標準図)1-6）
・
適用箇所
※図示による（ ） ・

お米香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mg@city.sayama.saitama.jp

日付	2025.7.20
改訂	R5.4(Ver.R5-1)

工事名称：狭山市立広瀬保育所相談室増設工事
図面名称：特記仕様書（構造関係・その２）
図面No.：S-02

構造関係共通図（配筋標準図）

総則

1．適用範囲
（1）本構造関係共通図は鉄筋コンクリート及び鉄骨鉄筋コンクリート造等における鉄筋の加工、組立の一般的な標準図とする。
（2）本構造関係共通図以外については、設計図及び監督員の指示による。

2．用語の定義
（1）設計図とは、建築構造図のうち特記仕様書（構造関係）、構造関係共通図以外の図面をいう。
（2）異形鉄筋の径（本文、図、表において「d」で示す。）は、呼び名に用いた数値とする。
（3）長さ、厚さの単位は、特記なき限りmmとする。

3．優先順位
（1）設計図書の図面のうち配筋方法に相違がある場合の優先順位は以下のとおりとする。
1．特記仕様書（構造関係）
2．図面 ┬ 2-1 設計図
　　└ 2-2 構造関係共通図（配筋標準図）
3．国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和４年版）」

4．記号
図面で使用する記号等は、表A～表Dを標準とする。

表A 異形鉄筋の断面表示記号

区分＼径	D10	D13	D16	D19	D22	D25	D29	D32
建築	●	×	⌀	●	○	⊙	⊗	◎

表B 各階伏図における記号

記号	説明	記号	説明
S^R	スラブの配筋種別		杭の位置
	スラブ厚さ		試験杭の位置
	階段の配筋種別		打増しの範囲
DO	土間コンクリート		スラブ開口
	コンクリートブロック壁（CB壁）		ボーリング位置
	梁・スラブの上がり下がりの範囲	（土　）	FLからの上がり下がり
EW○○ EKW○○ ERW○○	耐力壁の種別 片持ちスラブ形階段を受け、 かつ耐力壁の種別 土圧を受け、かつ耐力壁の種別	W○○ KW○○	一般壁の種別 片持ちスラブ形階段を受け、 かつ一般壁の種別

表C 梁貫通孔記号

区分＼径	50	75	100	125	150	175	200	225	250	275	300	325	350	375	400
建　築	⊖	⊗	⊢	⊘	⊖	⊗	⊢	⊘	⊖	⊗	⊢	⊘	⊖	⊗	⊢

表D スリーブ材質の凡例

管　名	鋼　管	溶融亜鉛めっき鋼版	硬質塩化ビニル管（薄肉管）	つば付き鋼管（黒管）
記号（建築用）	SP（白管）	GA	VU	RS

※建築用以外のスリーブ材質は各工事による。

1 鉄筋の加工

鉄筋の折曲げ内法直径は、表1.1を標準とする。

表1.1 鉄筋の折曲げ内法直径

折曲げ角度	折曲げ図（余長）	折曲げ内法直径(D)		
		SD295A SD295B、SD345		SD390
		D16 以下	D19 ～ D38	D19 ～ D38
180°	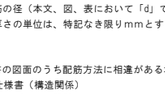	3d 以上	4d 以上	5d 以上
135°	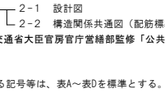			
90°				
135° 及び 90° （幅止め筋）	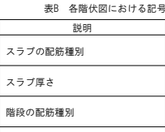			

1．片持ちスラブ先端、壁筋の自由端側の先端で90°フックまたは135°フックを用いる場合は、余長は 4d 以上とする。
2．90°未満の折曲げの内法直径は特記による。

2 異形鉄筋の末端部

次の部分に使用する異形鉄筋の末端部にはフックを付ける。
（1）柱及び梁（基礎梁を除く）の出隅部

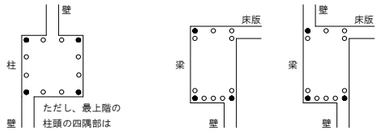

図2.1 末端部にフックを必要とする出隅部の鉄筋（ ● 印）

（2）煙突の鉄筋（壁の一部となる場合を含む）
（3）杭基礎のベース筋
（4）帯筋、あばら筋及び幅止め筋

3 継手及び定着

（1）鉄筋の重ね継手
（ア）径が異なる鉄筋の重ね継手の長さは、細い鉄筋の径による。
（イ）柱及び梁主筋並びに耐力壁を除く鉄筋の重ね継手の長さは、表3.1による。

表3.1 鉄筋の重ね継手の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L_1（フックなし）	L_{1h}（フックあり）
SD295	18	45d	35d
	21	40d	30d
	24，27	35d	25d
	30，33，36	35d	25d
SD345	18	50d	35d
	21	45d	30d
	24，27	40d	30d
	30，33，36	35d	25d
SD390	21	50d	35d
	24，27	45d	35d
	30，33，36	40d	30d

（注）1．L_1，L_{1h}：フックなし重ね継手の長さ及びフックあり重ね継手の長さ。
2．フックありの場合のL_{1h}は、図3.1に示すようにフック部分 Q を含まない。
3．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

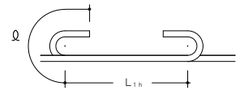

図3.1 フックありの場合の重ね継手の長さ

（ウ）耐力壁の鉄筋の重ね継手の長さは、フック有りなしにかかわらず
40d以上（軽量コンクリートの場合は 50d 以上）と表3.1の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値とする。
（エ）隣り合う継手の位置は、表3.2による。
ただし、スラブ筋で D16 以下の場合及び壁筋の場合は除く。

表3.2 隣り合う継手の位置

重ね継手	フックありの場合	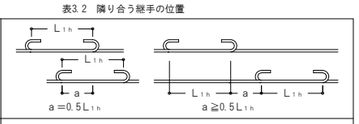
	フックなしの場合	
ガス圧接継手 溶接継手	—	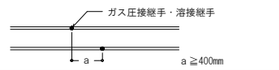
機械式継手	—	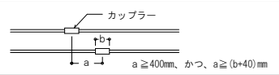

（2）鉄筋の定着
（ア）鉄筋の定着の長さは、表3.3及び図3.2による。

表3.3 鉄筋の定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	直線定着の長さ				フックあり定着の長さ			
		L_1	L_2	L_3		L_{1h}	L_{2h}	L_{3h}	
				小梁	スラブ			小梁	スラブ
SD295	18	45d	40d	20d	10d かつ 150mm 以上	35d	30d	10d	—
	21	40d	35d			30d	25d		
	24，27	35d	30d			25d	20d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD345	18	50d	40d			35d	30d		
	21	45d	35d			30d	25d		
	24，27	40d	35d			30d	25d		
	30，33，36	35d	30d			25d	20d		
SD390	21	50d	40d	(25d以上)	(25d以上)	35d	30d		
	24，27	45d	40d			35d	30d		
	30，33，36	40d	35d			30d	25d		

（注）1．L_1，L_{1h}：2．から4．まで以外の直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
2．L_2，L_{2h}：割裂破壊のおそれのない箇所への直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ。
3．L_3 ：小梁及びスラブの下端筋の直線定着の長さ。ただし、基礎耐圧スラブ及びこれを受ける小梁は除く。
なお、（　）は片持小梁及び片持スラブの場合を示す。
4．L_{3h}：小梁の下端筋のフックあり定着の長さ。
5．フックあり定着の場合は、図3.2に示すようにフック部分 Q を含まない。また、中間部での折曲げは行わない。
6．軽量コンクリートの場合は、表の値に 5d を加えたものとする。

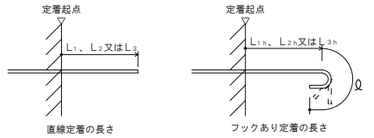

図3.2 直線定着の長さ及びフックあり定着の長さ

（イ）梁主筋の柱内折曲げ定着又は小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の方法は、図3.3により、次の(a)、(b)及び(c)をすべて満足するものとする。
（a） 全長は表3.3に示す直線定着の長さ以上
（b） 余長は 8d 以上
（c） 仕口面から鉄筋外面までの投影定着長さL_a及びL_bは表3.4に示す長さとする。
ただし、梁主筋の柱内定着においては、原則として、柱せいの3/4倍以上とする。

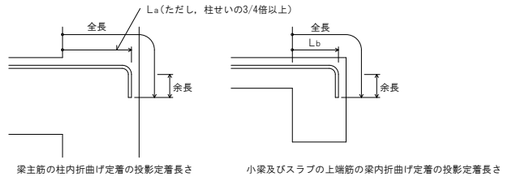

図3.3 折曲げ定着の方法

表3.4 鉄筋の投影定着の長さ

鉄筋の種類	コンクリートの設計基準強度 Fc（N/mm²）	L_a	L_b
SD295	18	20d	15d
	21	15d	15d
	24，27	15d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD345	18	20d	20d
	21	20d	20d
	24，27	20d	15d
	30，33，36	15d	15d
SD390	21	20d	20d
	24，27	20d	20d
	30，33，36	20d	15d

（注）1．L_a ：梁主筋の柱内折曲げ定着の投影定着長さ。
（基礎梁、片持ち梁及び片持ちスラブを含む。）
2．L_b ：小梁及びスラブの上端筋の梁内折曲げ定着の投影定着長さ。
（片持ち小梁及び片持ちスラブを除く。）
3．軽量コンクリートの場合は、表の値に５dを加えたものとする。

（ウ）溶接金網の継手及び定着は、図3.4による。
なお、L_1 は表3.1に、L_2 及びL_3 は表3.3による。

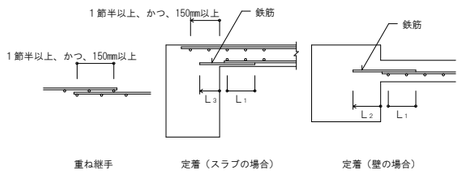

図3.4 溶接金網の継手及び定着

（4）スパイラル筋の継手及び定着は、図3.5による

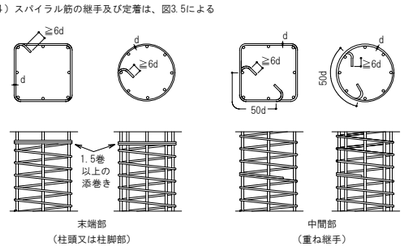

図3.5 スパイラル筋の継手及び定着

4 鉄筋の最小かぶり厚さ及び間隔

（1）鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さは、表4.1による。
ただし、柱及び梁の主筋に D29 以上を使用する場合は、主筋のかぶり厚さを径の1.5倍以上確保するように最小かぶり厚さを定める。

表4.1 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ

構造部分の種類				最小かぶり厚さ(mm)
土に接しない部分	スラブ，耐力壁以外の壁	仕上げあり		20
		仕上げなし		30
	柱，梁，耐力壁	屋内	仕上げあり	30
			仕上げなし	30
		屋外	仕上げあり	30
			仕上げなし	40
	擁壁，耐圧スラブ			40
土に接する部分	柱，梁，スラブ，壁			*40
	基礎，擁壁，耐圧スラブ			*60
煙突等高熱を受ける部分				60

（注）1．この表は、普通コンクリートに適用し、軽量コンクリートには適用しない。
また、塩害を受けるおそれのある部分等耐久性上不利な箇所には適用しない。
2．「仕上げあり」とは、モルタル塗り等の仕上げのあるものとし、鉄筋の耐久性上有効でない仕上げ（仕上塗材、塗装等）のものを除く。
3．スラブ、梁、基礎及び擁壁で、直接土に接する部分のかぶり厚さには、捨コンクリートの厚さを含まない。
4．杭基礎の場合の基礎下端筋のかぶり厚さは、杭天端からとする。

（2）柱、梁等の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、最小かぶり厚さに10mmを加えた数値を標準とする。
（3）鉄筋組立後のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。
（4）鉄筋相互のあきは図4.1により、次の値のうち最大のもの以上とする。
（ア）粗骨材の最大寸法の1.25倍
（イ）25mm
（ウ）隣り合う鉄筋の径（呼び名の数値）の平均の1.5倍

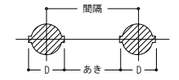

図4.1 鉄筋相互のあき及び間隔

（5）鉄骨鉄筋コンクリート造の場合、主筋と平行する鉄骨とのあきは、（4）による。
（6）貫通孔に接する鉄筋のかぶり厚さは、最小かぶり厚さ以上とする。

5.1 基礎梁

（1）一般事項
（ア）梁筋は、連続端で柱に接する梁筋が同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図5.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。
（イ）梁筋を柱内に定着する場合は、7.1(2)(ｴ)による。

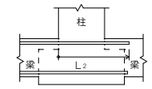

図5.1 梁筋の基礎梁内への定着

（b）独立基礎で基礎梁にスラブが付かない場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.2による。

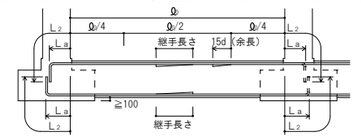

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

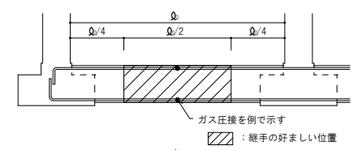

図5.2 主筋の継手、定着及び余長（その１）

（3）独立基礎で基礎梁にスラブが付く場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.3による。
ただし、耐圧スラブが付く場合は、(4)による。

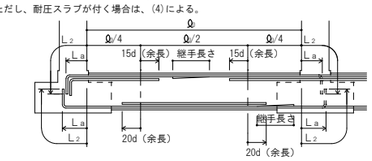

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
3．破線は、柱内定着の場合を示す。
4．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付	工事名称	図面No.
2025.7.20	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	S-03
改訂 R5.4(Ver.R5-1)	図面名称 構造関係共通図（配筋標準図・その１）	

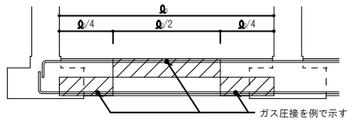

図5.3　主筋の継手、定着及び余長（その２）

（４）連続基礎及びべた基礎の場合の主筋の継手、定着及び余長は、図5.4による。（耐圧スラブがつく場合を含む）

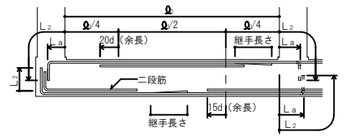

（注）１．図示のない事項は、7.1による。
２．═══ 印は、継手及び余長位置を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
４．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

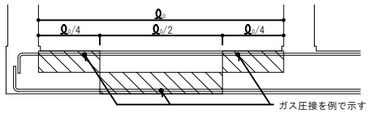

図5.4　主筋の継手、定着及び余長（その３）

5.2　基礎梁のあばら筋等

（１）一般事項
（ア）あばら筋の径および間隔は、設計図による。
（イ）あばら筋組立の形及びフックの位置は、7.2(2)による。
また、副あばら筋組立の形及びフックの位置は7.2(3)による。
ただし、梁の上下端にスラブが付く場合で、かつ、梁せいが1.5m以上の場合は、図5.5によることができる。

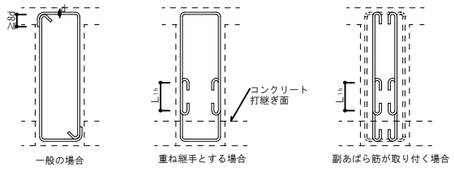

図5.5　あばら筋組立の形及びフックの位置

（２）腹筋及び幅止め筋は、7.2による。ただし、梁せいが1.5m以上の場合は設計図による。
（３）あばら筋の割付けは、7.2(4)による。

6.1　柱

（１）一般事項
（ア）継手中心位置は、梁上端から500mm以上、1,500mm以下、かつ、3ho/4（hoは柱の内法高さ）以下とする。
（イ）継手、定着及び余長は、図6.1による。
ただし、柱頭定着長さL₂が確保できない場合は、設計図による。

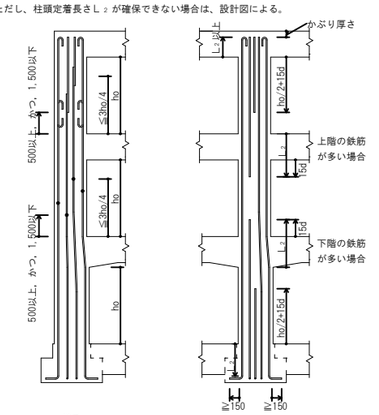

（注）１．柱の四隅にある主筋で、重ね継手の場合及び最上階の柱頭にある場合には、フックを付ける。
２．隣り合う継手の位置は、表3.2［隣り合う継手の位置］による。
３．継手及び定着は、すべての階に適用できる。

図6.1　柱主筋の継手、定着及び余長

（２）柱打増し部
（ア）打増し部分に、壁、梁及びスラブ等がとりつく場合は、壁、梁及びスラブ筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。
（イ）土に接する柱周囲の打増しは図6.2による。

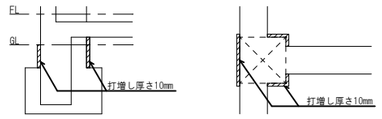

図6.2　柱打増し部

6.2　帯筋

（１）帯筋の種類及び間隔は、設計図による。
（２）帯筋組立の形は図6.3により、適用は構造図による。構造図に記載がなければ次による。
（ア）形は、図6.3①とする。
ただし、H形の135°曲げのフックが困難な場合は、Wー Ⅰ形とする。
（イ）溶接する場合の溶接長さしは、両面重ねアーク溶接の場合は 5d 以上、片面重ねアーク溶接の場合は10d 以上とする。
（ウ）ＳＰ形において、柱頭及び柱脚の端部は1.5巻以上の添巻き行う。

①Ｈ形

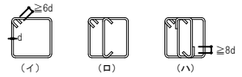

②Wー Ⅰ形　③Wー Ⅱ形　④Wー Ⅲ形

注）溶接は、鉄筋の組立前に行う。

⑤ＳＰ形（スパイラル筋）　⑥丸形

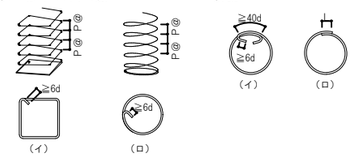

（注）③Wー Ⅱ形、④Wー Ⅲ形は耐震改修工事のみ

図6.3　帯筋組立の形

（３）フック及び継手の位置は交互とする。
（４）帯筋の割付けは図6.4とし、それ以外の場合は設計図による。

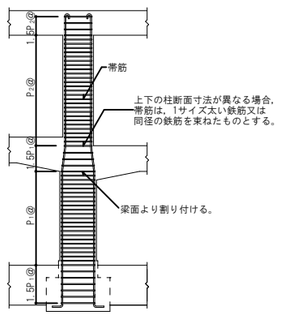

（注）１．柱に取り付く梁に段差がある場合、帯筋の間隔を1.5P @または1.5P @とする範囲は、その柱に取り付くすべての梁を考慮して適用する。
２．図中のP₁@ 、P₂@は、特記された帯筋の間隔を示す。

図6.4　帯筋の割付け

7.1　大梁

（１）一般事項
（ア）梁の上がり下がりは FL を基準とした寸法値とする。
（イ）地中梁下の砂利地業厚及び捨てコンクリート地業厚は設計図による。
（ウ）打増し部分に、スラブ、壁、梁筋等が取り付く場合は、スラブ、壁、梁筋等の定着長さには、打増し部分を含まない。

（２）大梁主筋の継手及び定着の一般事項
（ア）継手中心位置は、次による。
上端筋：中央 Ωo/2以内
下端筋：柱面より梁せい（Ｄ）以上離し、Ωo/4を加えた範囲以内
（イ）継手中央部の位置、定着長さ及び余長は図7.3及び図7.4による。
（ウ）梁筋は、連続端で柱に接する梁の主筋が、同数の時は柱をまたいで引き通すものとし、鉄筋の本数が異なる場合には、図7.1のように反対側の梁に定着する。外端部や隅部では、折り曲げて定着する。

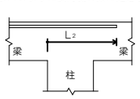

図7.1　梁主筋の梁内定着

（エ）梁主筋を柱内に折り曲げて定着する場合は次による。
なお、定着の方法は3(2)(イ)による。
上端筋：曲げ降ろす
下端筋（一般）：原則、曲げ上げる。
下端筋（ハンチ付き）：原則、曲げ上げる。
（オ）梁にハンチをつける場合、その傾斜は設計図による。
（カ）段違い梁は、図7.2による。

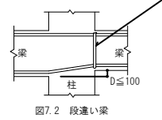

図7.2　段違い梁

（３）ハンチのない場合の重ね継手、定着及び余長は、図7.3による。

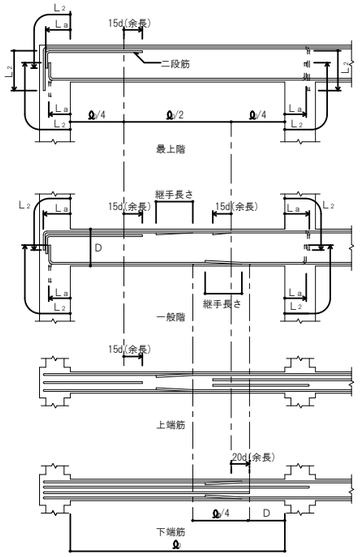

（注）１．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
２．═══ 印は、継手及び余長を示す。
３．破線は、柱内定着の場合を示す。
４．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.3　大梁の重ね継手、定着及び余長

（４）ハンチのある場合の定着及び余長は、図7.4による。

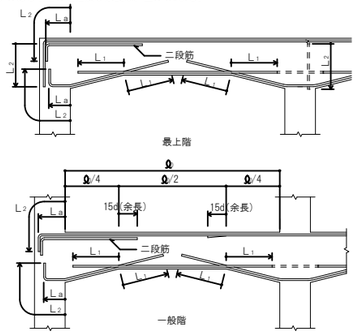

（注）１．梁主筋の重ね継手が、梁の出隅及び下端の両端にある場合（基礎梁を除く）には、フックを付ける。
２．═══ 印は、継手及び余長を示す。
３．梁内定着の端部下端筋が接近するときは、 ＝＝＝のように引き通すことができる。
４．破線は、柱内定着を示す。
５．梁主筋ののみ込み長さ（柱せいの3/4倍以上）

図7.4　ハンチのある大梁の定着及び余長

7.2　あばら筋等

（１）あばら筋、腹筋及び幅止め筋の一般事項
（ア）あばら筋の種類、径及び間隔は、設計図による。
（イ）腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とし、定着長さは図7.6による。
ただし、腹筋を計算上考慮している場合の継手長さ、定着長さは設計図による。
（ウ）幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000程度とする。

（２）あばら筋組立の形及びフックの位置
（ア）形は、図7.5.1 ① とする。
ただし、L形梁の場合は、② または ③、T形梁の場合は ② ～ ④ とすることができる。

（イ）フックの位置
（ａ）①の場合は交互とする。
（ｂ）②の場合　L形ではスラブの付く側、T形では交互とする。
（ｃ）③の場合は床版の付く側を 90° 折曲げとする。

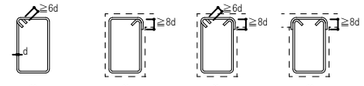

図7.5.1　あばら筋組立の形

（３）副あばら筋組立の形及びフックの位置
（ア）形は、図7.5.2 ⑤ または ⑥ とする。
ただし、L形梁またはT形梁の場合は ⑦ とすることができる。

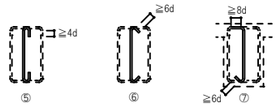

図7.5.2　副あばら筋組立の形

（４）あばら筋の割付け
（ア）間隔が一様でハンチのない場合は、図7.6による。

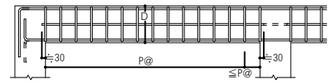

（注）１．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
２．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.6　あばら筋の割付け（その１）

（イ）間隔が一様でハンチのある場合は、図7.7による。

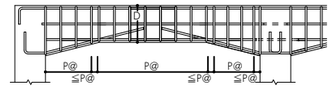

（注）１．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
２．図中のP@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.7　あばら筋の割付け（その２）

（ウ）梁の端部で間隔の異なる場合は、図7.8による。

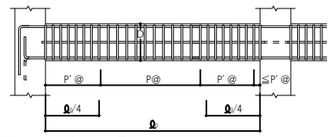

（注）１．あばら筋は、柱面の位置から割り付ける。
２．図中のP@、P'@は、特記されたあばら筋の間隔を示す。

図7.8　あばら筋の割付け（その３）

（５）腹筋及び幅止め筋
一般の梁は、図7.9による。

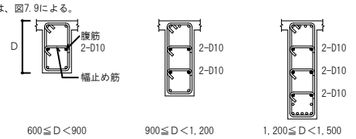

１．腹筋に継手を設ける場合の継手長さは、150mm程度とする。
２．幅止め筋及び受け用幅止め筋は、D10-1,000程度とする。

図7.9　腹筋および幅止め筋

7.3　小梁

（１）小梁主筋の継手、定着及び余長
連続小梁の場合は、図7.10による。

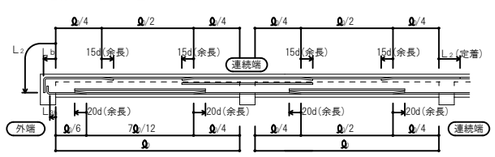

（注）１．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
２．═══ 印は、余長位置を示す。

図7.10　小梁主筋の継手、定着及び余長（その１）

お茶香るまち 狭山市　総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）　E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付	2025.7.20	工事名称	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	図面No.
改訂	R5.4(Ver.R5-1)	図面名称	構造関係共通図（配筋標準図・その２）	S-04

（2）単独小梁の場合は、図7.11による。

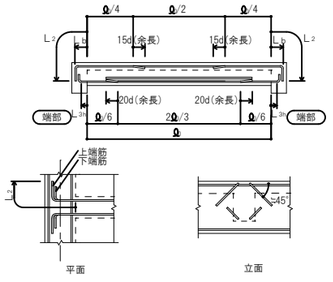

直交する梁へ斜めに定着する場合

（注）1．図示のない事項は、5.1及び7.1に準ずる。
2．═══ 印は、余長位置を示す。

図7.11　小梁主筋の継手、定着及び余長（その2）

（3）あばら筋は、7.2による。

7.4　片持梁

（1）片持梁主筋の定着及び余長
（ア）先端に小梁のない場合は、図7.12による。

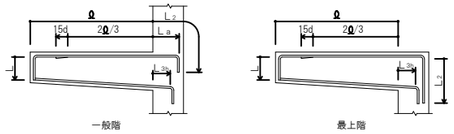

（注）1．図示のない事項は、7.1による。
2．═══ 印は、余長位置を示す。
3．先端の折曲げの長さLは、梁せいからかぶり厚さを除いた長さとする。

図7.12　片持梁主筋の定着及び余長

（イ）先端に小梁がある場合は、図7.13による。

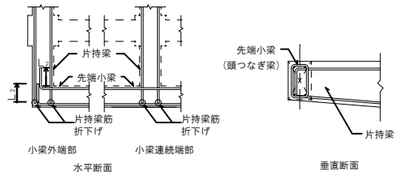

（注）1．図示のない場合は、（ア）による。
2．先端小梁終端部の主筋は、片持梁内に水平定着する。
3．先端小梁の連続端は、片持梁の先端を貫通する通し筋としてよい。

図7.13　片持梁主筋の定着

（2）あばら筋は、7.2による。

8.1　壁

（1）一般事項
（ア）一般壁筋の重ね継手の長さはL1とし、耐力壁筋の重ね継手長さは特記による。
また定着の長さはL2とし、鉄筋の継手位置は、柱・梁部以外とする。
（イ）幅止め筋は、縦横ともD10-1,000@程度とする。
（ウ）打増し部分に、壁及びスラブ等が取り付く場合は、壁及びスラブ筋等の定着長さには打増し 部分は含まない。

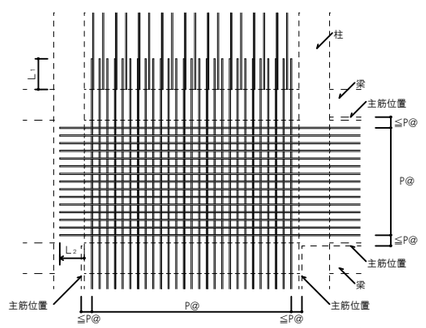

図8.1　壁の配筋

（注）図中のP@は、特記された壁筋の間隔を示す。

（2）壁の配筋は表8.1により、種別は設計図による。

表8.1　壁の配筋

種別	縦筋及び横筋	断面図　(mm)
W12	D10-200#シングル	120
W15A	D10-150#シングル	150
W15B	D10-100#シングル	
W18A	D10-200#ダブル	180
W18B	D10-150#ダブル	
W20A	D10-200#ダブル	200
W20B	D10-150#ダブル	

（注）　壁筋の配筋順序は、規定しない。

（3）片持スラブ形階段を受ける壁の配筋は表8.2により、種別は設計図による。

表8.2　片持スラブ形階段を受ける壁の配筋

種別	縦筋及び横筋		断面図　(mm)	階段の配筋種別(表10.1)
KW1	縦筋	D13-200#ダブル	180	KA1
	横筋	D10-200#ダブル		KA3
KW2	縦筋	D13-150#ダブル	200	KA2
	横筋	D10-200#ダブル		KA4

（注）　縦筋は，横筋の外側に配筋する。

（4）土圧を受ける壁の配筋は、設計図による。
（5）壁の交差部及び端部の配筋は、図8.2による。

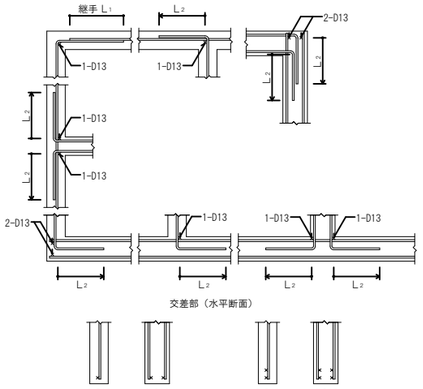

図8.2　壁の交差部及び端部の配筋

8.2　一般壁の補強

（1）壁開口部の補強
（ア）耐力壁を除く壁開口部の補強筋は、A形は表8.3、B形は表8.4とし、適用は構造図による。
なお、耐力壁の補強筋は、構造図による。

表8.3　壁開口部補強筋（A形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12，W15	1-D13	1-D13
W18，W20	2-D13	2-D13

表8.4　壁開口部補強筋（B形）

壁の種別	補強筋	
	縦横	斜め
W12，W15	2-D13	1-D13
W18，W20	4-D13	2-D13

（イ）壁開口部補強の定着長さは、図8.3による。

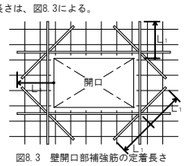

図8.3　壁開口部補強筋の定着長さ

（2）コンセントボックス等を壁に埋め込む場合の補強は、設計図による。

9.1　スラブ

（1）スラブ及び土間コンクリートの上がり下がりは、FLを基準とした寸法値とする。
（2）土間スラブ下の砂利地業厚及び捨てコンクリート厚は設計図による。
（3）土間コンクリート補強筋(D0) の配筋及びコンクリート厚さは設計図による。
（4）スラブの配筋（S形配筋）は表9.1及び図9.1により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.1　S形配筋

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
S 1	D13-100#	D13-100#
S 2	同　上	D13-150#
S 3	同　上	D10,D13-150#
S 4	D13-150#	D13-150#
S 5	同　上	D10,D13-150#
S 6	同　上	D10-150#
S 7	D10,D13-150#	D10,D13-150#

配筋種別	短辺方向（主筋）全域	長辺方向（配力筋）全域
S 8	D10,D13-150#	D10-150#
S 9	同　上	D10-200#
S10	D10,D13-200#	D10,D13-200#
S11	同　上	D10-200#
S12	同　上	D10-250#
S13	D10-200#	D10-200#
S14	同　上	D10-250#

（注）上端筋，下端筋とも同一配筋とする。

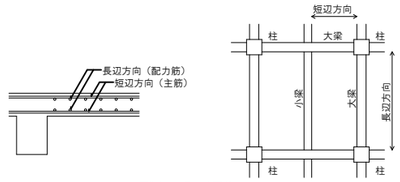

図9.1　スラブの配筋

（5）配筋の割付けは、中央から行い、端部は定められた間隔以下とする。
（6）原則として引き通し、鉄筋の重ね継手長さはL1とする。
（7）定着長さ及び受け筋は、図9.2による。
ただし、引き通すことができない場合は、図9.3により梁内に定着する。

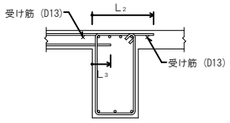

図9.2　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その1）

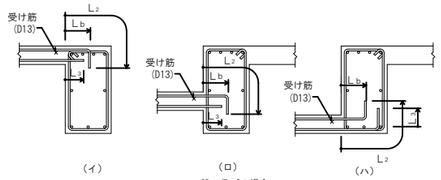

図9.3　スラブ筋の定着長さ及び受け筋（その2）

9.2　片持スラブ

片持スラブは、プレキャストコンクリート部材又は現場打ちコンクリート部材とする。
プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は、設計図による。
片持スラブの配筋は、次による。
（1）片持スラブの配筋（CS形配筋）は、表9.2並びに図9.4及び図9.5により、配筋種別及びスラブ厚さは、設計図による。

表9.2　CS形配筋

配筋種別		主筋
CS1	上	D13-100#
	下	D13-200#
CS2	上	D13-150#
	下	D13-300#
CS3	上	D10,D13-150#
	下	D10,D13-300#
CS4	上	D10,D13-200#
	下	D10-200#

配筋種別		主筋
CS5	上	D10-200#
	下	D10-400#
CS6	上	D10,D13-200#
	下	――
CS7	上	D10-200#
	下	――

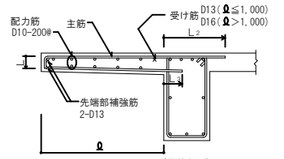

（段差なし）

（段差あり）

（注）1．先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.4　片持スラブの配筋（ CS11 からCS15 ）

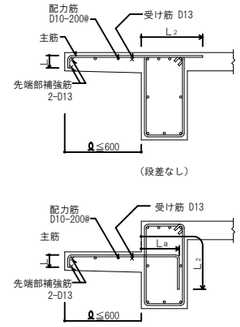

（注）1．先端の折り曲げ長さLは、スラブ厚さよりかぶり厚さを除いた長さとする。

図9.5　片持スラブの配筋（CS16及びCS17）

（2）先端に壁が付く場合の配筋は、図9.6による。

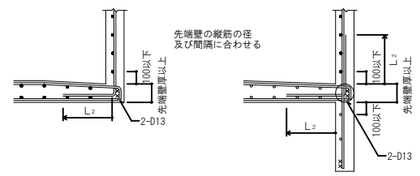

図9.6　先端に壁が付く場合の配筋

（3）出隅部
（ア）出隅部の補強筋は設計図により、配筋方法は、図9.7による。
（イ）出隅受け部分（図9.7の斜線部分）の補強筋は設計図による。

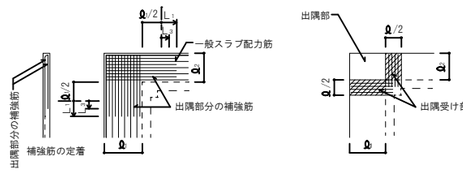

図9.7　片持ちスラブ出隅部の補強配筋

お茶香るまち 狭山市　総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）　E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付	工事名称	図面No.
2025.7.20	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	S-05
改訂 R5.4(Ver.R5-1)	図面名称 構造関係共通図（配筋標準図・その３）	

9.3　スラブ等の補強

（1）スラブ開口部の補強

スラブ開口部の補強方法は、設計図による。設計図になければ、(ア)(イ)による。

（ア）スラブ開口の最大径が700mm以下の場合は、図9.8により開口によって切られる鉄筋と同量の鉄筋で周囲を補強し、隅角部に斜め方向に2-D13（ℓ_d = 2L₁ ）シングルを上下筋の内側に配筋する。

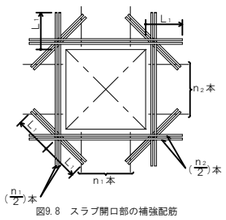

図9.8　スラブ開口部の補強配筋

（イ）スラブ開口の最大径が両方向の配筋間隔以下で、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋できる場合は、補強を省略することができる。

（2）屋根スラブの補強

屋根スラブの出隅及び入隅部分には、図9.9により、補強筋を上端筋の下側に配置する。

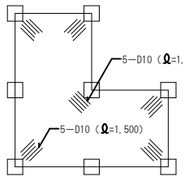

（3）土間スラブの打継ぎ補強

基礎梁とスラブを一体打ちとしないで、打継ぎを設ける場合の補強は図9.10による。

ただし、土間スラブとは、土に接するスラブで S形の配筋による ものをいう。

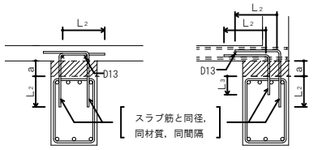

（注）a ≦300の場合

図9.10　打継ぎ補強配筋

（4）土間コンクリートの補強

土間コンクリートの補強筋は、設計図による。なお、基礎梁との接合部は、図9.11による。

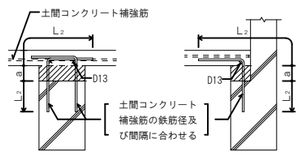

（注）a ≦300の場合

図9.11　土間コンクリートと基礎梁との接合部配筋

10.1　片持スラブ形階段

片持スラブ形階段の配筋は、表10.1及び図10.1により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.1　片持スラブ形階段の配筋

t：スラブ厚さ

配筋種別	KA1	KA2
配筋図	D13 D13 D10-300# D10-300# t	2-D13 D13 D10-300# D10-300# t
配筋種別	KA3	KA4
配筋図	D10-300# t t D13 D13	D10-300# t t D13 2-D13

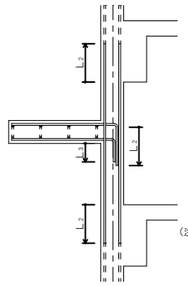

（注）1．壁配筋は、8.1(3)による。
2．階段主筋は、壁の中心線を越えてから縦に下ろす。
3．スラブ配力筋の継手及び定着の長さは、表3.3［鉄筋の定着の長さ］のL ₃とする。

図10.1　片持スラブ形階段配筋の定着

10.2　二辺固定スラブ形階段

二辺固定スラブ形階段は、プレキャストコンクリート部材又は現場打ちコンクリート部材とする。

プレキャストコンクリート部材とする場合の躯体への接続方法は設計図による。

二辺固定スラブ形階段の配筋は表10.2並びに図10.2及び図10.3により、寸法及び配筋種別は、設計図による。

表10.2　二辺固定スラブ形配筋

配筋種別	上端筋、下端筋とも（全域）
KB1	D13-200#
KB2	D13-150#
KB3	D13-100#
KB4	D13, D16-150#
KB5	D16-150#
KB6	D16-125#
KB7	D16-100#

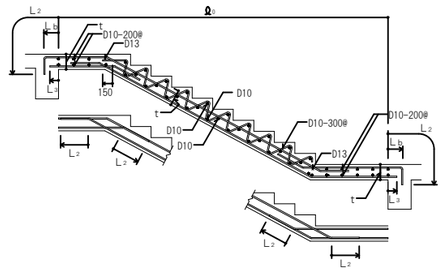

図10.2　二辺固定スラブ形階段配筋（その１）

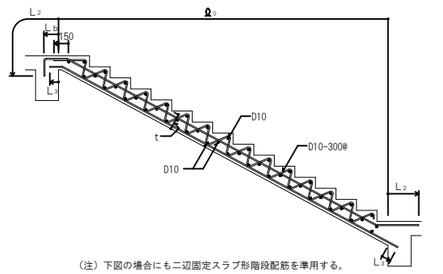

（注）下図の場合にも二辺固定スラブ形階段配筋を準用する。

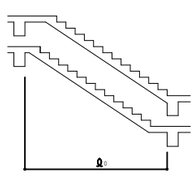

t：スラブ厚さ

図10.3　二辺固定スラブ形階段配筋（その２）

11.1　梁貫通孔

（1）梁貫通孔は、次による。

（ア）梁貫通孔補強筋の名称等は、図11.1による。

（イ）孔の径は、梁せいの1/3以下とする。

（ウ）孔の上下方向の位置は、梁せい中心付近とし、梁中央部下端は梁下端よりD/3（ Dは梁せい）の範囲には設けてはならない。

（エ）孔は、柱面から原則として、1.5D 以上離す。ただし、基礎梁及び壁付帯梁は除く。

（オ）孔が並列する場合の中心間隔は、孔の径の平均値の 3倍以上とする。

（カ）縦筋及び上下縦筋は、あばら筋の形に配筋する。

（キ）補強筋は、主筋の内側とする。また、鉄筋の定着長さは、図11.2による。

（ク）孔の径が梁せいの1/10以下、かつ、150mm未満のものは、鉄筋を緩やかに曲げることにより、開口部を避けて配筋でき、かつ、設計図に特記された場合において、補強を省略することができる。

（ケ）溶接金網の余長は、1格子以上とし、突出しは10mm以上とする。

（コ）溶接金網の貫通孔部分には、鉄筋 1-13φのリング筋を取り付ける。
なお、リング筋は、溶接金網に 4箇所以上溶接する。

（サ）溶接金網の割付け始点は、横筋ではあばら筋の下側とし、縦筋では貫通孔の中心とする。

（シ）他の開孔を設けない範囲は、図11.3による。

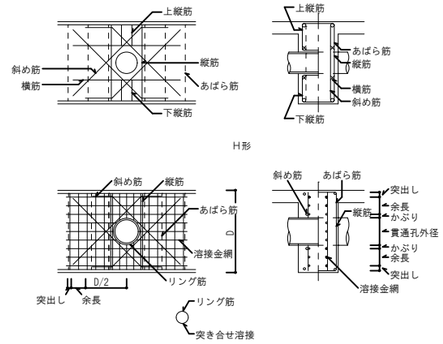

図11.1　梁貫通孔補強筋の名称等

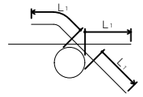

図11.2　補強筋の定着長さ

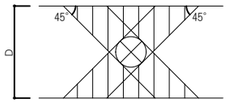

図11.3 他の開孔を設けない範囲

（2）梁貫通孔の補強形式は表11.1～表11.2により、配筋種別は設計図による。

表11.1　H形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	横筋	上下縦筋	配筋図
H1	2-2-D13	なし	なし	なし	
H2		2-2-D13			
H3	4-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	2-2-D13	
H4	4-2-D16				
H5	4-2-D16	4-2-D13	2-2-D13	3-2-D13	
H6	4-2-D19				
H7	4-2-D22				

（注）－－－－－ は、一般部分のあばら筋を示す。

表11.2　MH形配筋

配筋種別	斜め筋	縦筋	溶接金網	配筋図
MH1	2-2-D13	なし	なし	
MH2		2-2-D13		
MH3	2-2-D13	2-2-D13	2-6φ-100#	
MH4	4-2-D13			
MH5	4-2-D16			
MH6	4-2-D16	4-2-D13	2-6φ-100#	
MH7	4-2-D19			

（注）－－－－－ は、一般部分のあばら筋を示す。

11.2　コンクリートブロック帳壁との取合い

（1）控壁は、次による。

（ア）控壁の配置は、設計図による。

（イ）配筋は、図11.4による。

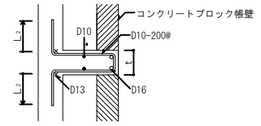

図11.4　控壁の配筋（水平、垂直とも）

（2）帳壁が土間コンクリート上に設置される場合の補強は、図11.5による。

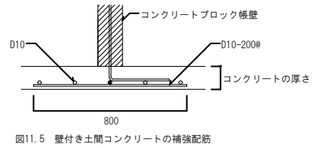

図11.5　壁付き土間コンクリートの補強配筋

11.3　パラペット

パラペットの先端補強筋は図11.6により、コンクリート厚さ及び配筋は構造図による。

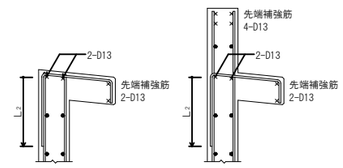

図11.6　パラペットの先端補強筋

12　擁壁

宅地造成等規制区域外での高さ2m以下の擁壁の鉄筋の定着長さは図12により、コンクリートの厚さ及び配筋は構造図による。

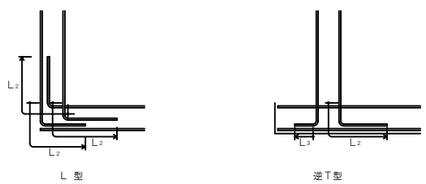

図12　擁壁の鉄筋の定着長さ

お茶香るまち 狭山市　総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）　E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付	2025. 7. 20	工事名称	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	図面No.	S-06
改訂	R5. 4 (Ver. R5-1)	図面名称	構造関係共通図（配筋標準図・その４）		

木造在来軸組工法標準納図（１）

１．一般事項

(1)構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

(2)施工の際は本標準図の他、「木造住宅工事共通仕様書(解説付)」((財)住宅金融普及協会)
「木造軸組工法住宅　接合部の設計と金物の取付」((社)日本木造住宅産業協会)等参照のこと。

(3)床組　下記●印で選択した床組を適用する

● 剛な床組　　　○ 柔な床組

２．金物

(1)使用する金物は、（財）日本住宅・木造技術センターの定める規格によるＺマーク表示品
または、これと同等以上のものを使用する。

(2)接合及び補強をするに当たっては、接合部位の納まりに適した金物を使用すること。

(3)接合金物の許容耐力一覧表

名　称	記　号	短期許容耐力（kN） べいまつ類	べいつが類	すぎ類	使用接合具等
太めくぎ	ZN 40	0.86	0.77	0.68	
	ZN 65	0.86	0.77	0.68	
	ZN 90	1.26	1.14	0.98	
スクリューくぎ	ZS 50	1.48	1.34	1.17	
柱脚金物	PB-33	11.38	10.40	10.00	六角ボルト M12(1本)
	PB-42	22.76	20.80	20.00	六角ボルト M12(2本)
ひら金物	SM-12	1.72	1.54	1.36	太めくぎ ZN65(4本)
	SM-40	4.30	3.85	3.40	太めくぎ ZN65(12本)
ひねり金物	ST-9 ST-12	1.72	1.54	1.36	太めくぎ ZN40(4本)
折曲げ金物	ST-15 SF	2.58	2.31	2.04	太めくぎ ZN40(6本)
くら金物	SS	5.16	4.62	4.08	
羽子板ボルト	SB·F SB·F2 SB·E SB·E2	5.69	5.20	5.00	六角ボルト M12(1本)
かど金物	CP·L CP·T	4.30	3.85	3.40	太めくぎ ZN65(10本)
山形プレート	VP	5.04	4.56	3.92	太めくぎ ZN90(8本)
短ざく金物 かね折り金物	S SA	5.69	5.20	5.00	六角ボルト M12(2本)
かすがい	C-120 C-150	1.27	1.18	1.08	
手違いかすがい	CC-120 CC-150				
引き寄せ金物	HD-B10 S-HD10	11.38	10.40	10.00	六角ボルト M12(2本) 又はラグスクリューLS12(2本)
	HD-B15 S-HD15	17.07	15.60	15.00	六角ボルト M12(3本) 又はラグスクリューLS12(3本)
	HD-B20 S-HD20	22.76	20.80	20.00	六角ボルト M12(4本) 又はラグスクリューLS12(4本)
	HD-B25 S-HD25	28.45	26.00	25.00	六角ボルト M12(5本) 又はラグスクリューLS12(5本)
	HD-N5	7.56	6.84	5.88	太めくぎ ZN90(6本)
	HD-N10	12.60	11.40	9.80	太めくぎ ZN90(10本)
	HD-N15	20.16	18.24	15.68	太めくぎ ZN90(16本)
	HD-N20	22.68	20.52	17.64	太めくぎ ZN90(20本)
	HD-N25	29.48	26.68	22.93	太めくぎ ZN90(26本)

※　表値は鋼板添え板による25%割増の値を示す。長期許容せん断耐力の値は表値の1/2とする。

※　べいまつ類：べいまつ・くろまつ・あかまつ・からまつ・つが
べいつが類：べいひ・べいつが・ひば・ひのき・もみ
すぎ類：とどまつ・えぞまつ・べにまつ・スプルース・すぎ・べいすぎ

※　ラグスクリューLS12は首下長11cm以上とし、柱寸法10.5cm角以上の部材に適用される。

※　算出根拠は、日本建築学会発行の「木質構造設計基準・同解説」による。

(4)アンカーボルト　下記●印で選択したアンカーボルトを適用する

アンカーボルト	M12	L＝　●400　・450　・500	
	M16	L＝　●600　●700　・800　・900　・1000	

３．各部構造の施工上の留意点

1　基礎と土台の緊結

(1)アンカーボルトの配置

(a)筋違いを設けた耐力壁の部分は両端柱の外側下部に近い位置を原則とする

①　ホールダウン金物をアンカーボルト（A-70）で緊結する場合

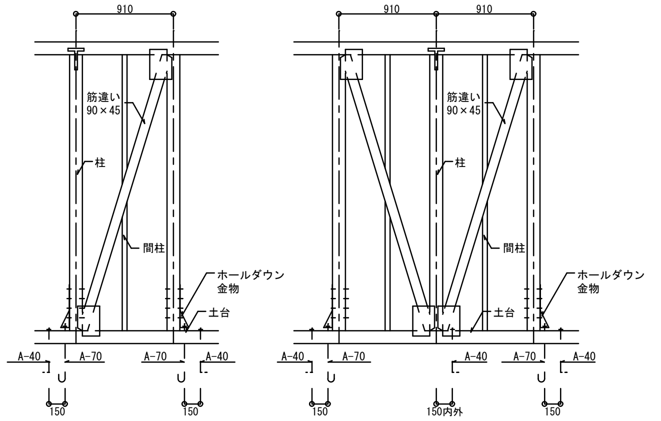

②　ホールダウン金物を座金付きボルト(M16W)で土台と緊結する場合

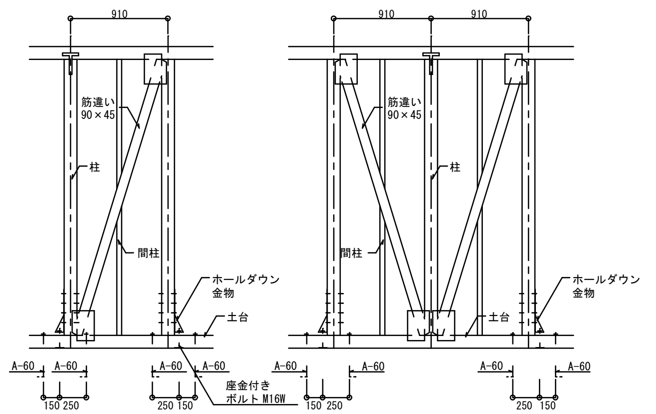

③　山形プレートで土台と緊結する場合、または金物の無い場合

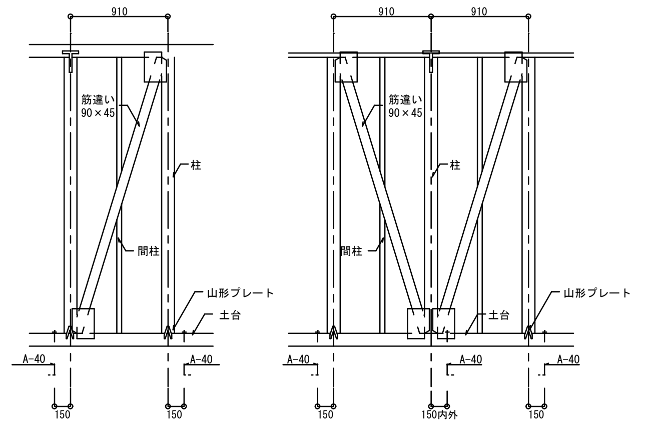

(b)構造用合板を張った耐力壁の場合は(c)に準ずる

(c)隅各部、土台継手及び土台仕口箇所の端部

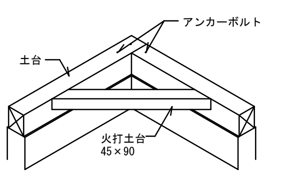

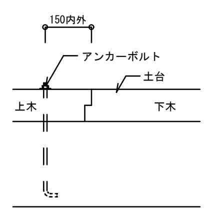

(d)上記(a),(b)及び(c)以外の部分においては間隔2m以内になるような位置とする

(2)　アンカーボルトの施工

(a)アンカーボルトの芯出しは、型板を用いて基準墨に正確に合わせる。

(b)アンカーボルトのコンクリート基礎への埋め込み長さはA-60,A-70については360mm以上、
A-40については250mm以上とする。
なお、アンカーボルトの先端は土台の上端よりナットの外にねじが３山以上出るように
固定する。

(c)アンカーボルトは、所定の位置に垂直に敷設されるよう位置決め固定具等を使用し、
アンカーボルトを布基礎型枠材に固定してからコンクリートを打設すること。

(d)アンカーボルトは、衝撃などにより曲がりが生じないよう、慎重に取り扱う。
また、ねじ部分には、損傷・錆の発生・汚れ等を防止するために布、ビニールテープなど
を巻いて養生を行う。

(3)アンカーボルトの定着のチェック方法

埋込位置のマークを確認する。
（埋込マークの中心ポイント）

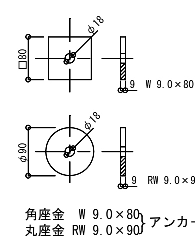

角座金　W 9.0×80
丸座金　RW 9.0×90 } アンカーボルト用

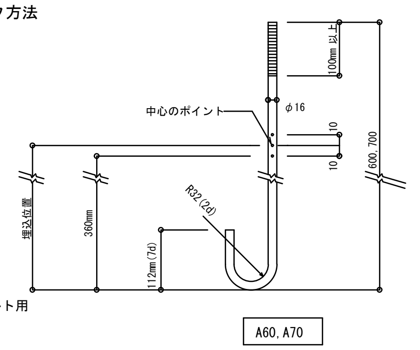

2　柱と基礎（土台）との緊結

(a)柱は、構造計算による引き抜き応力に耐えられるように接合金物（ホールダウン金物）に
より基礎または土台と緊結する。ホールダウン金物は、柱の下部に締め代を30mm程度とり
六角ボルト(M12)、ラグスクリュー(LS12)または太めくぎ(ZN90)にて柱に固定する。

(b)　緊結方法は次による

①　ホールダウン用アンカーボルトを用いて直接基礎に緊結する場合

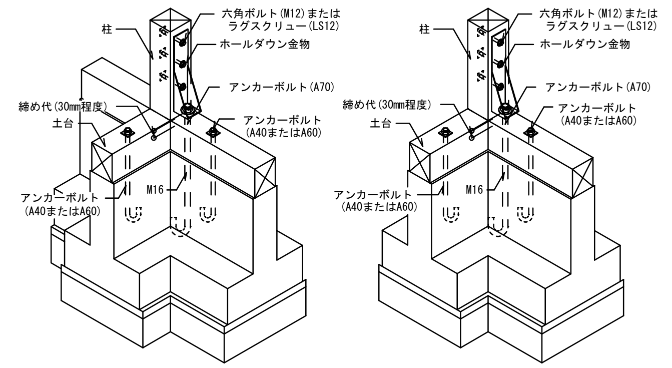

②　座金付きボルト(M16W)を用いて土台と柱を緊結する場合

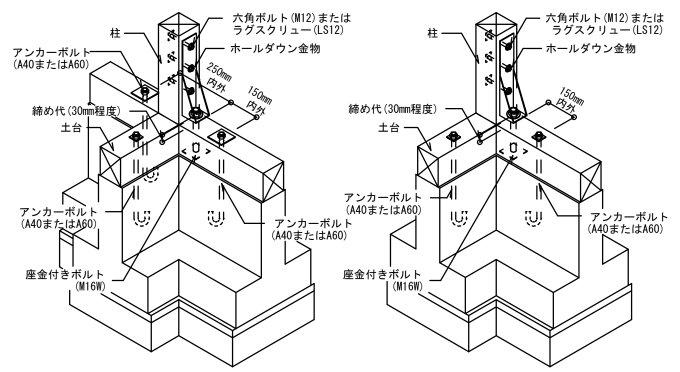

3　筋違いの仕口

筋違いの仕口は筋違いプレート（BP,BP-2）によって緊結する

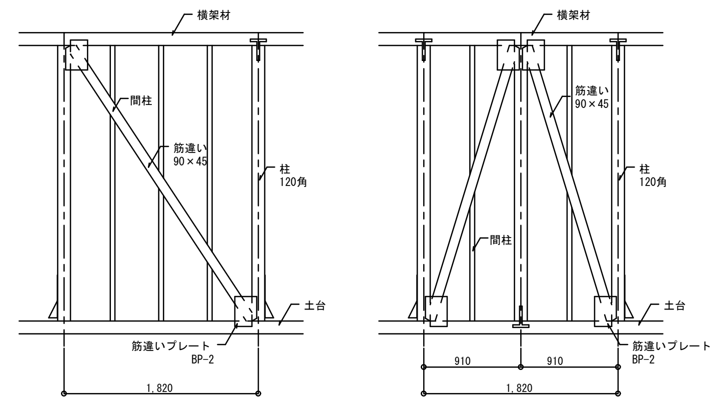

4　通し柱

(a)通し柱は、次のいずれかによる

①　1階から3階に達する通し柱とする。

②　1階から2階までの通し柱と、2階から3階までの通し柱を組み合わせて使用する場合、
当該通し柱と管柱とは接合金物で緊結する。

(b)通し柱に代わる管柱の補強

外周部の主要な隅柱及び構造計算による引抜き応力が大きい2階の柱は、1階の管柱と接合
金物（ホールダウン金物）で緊結する。ホールダウン金物の取付けは、次による。

①　上階の柱及び下階の柱にホールダウン金物を用い、柱の下部及び上部に締め代を取
り六角ボルト(M12)、ラグスクリュー(LS12)等で各々取付ける。

②　ホールダウン金物は相互に六角ボルト（M12またはM16）を用い緊結する。

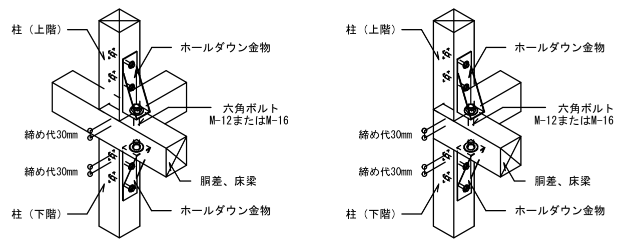

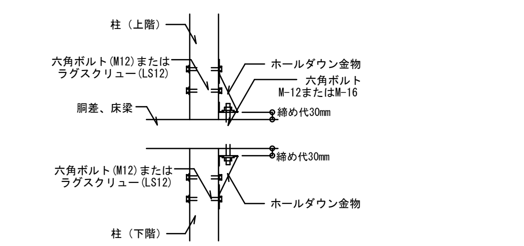

(c)上記(b)以外の構造計算による引抜き応力が小さい2階柱の接合金物は、短ざく金物(S),
ひら金物(SM-40)等のＺマーク表示品、または、これらと同等以上のものとする。

お茶香るまち 狭山市　総務部公共施設管理課
〒350-1380　埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代）　E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付 2025.7.20	工事名称	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	図面No. S-07
改訂 R5.4(Ver.R5-1)	図面名称	木造在来軸組工法標準納図（１）	

（１）隅柱

(a)出隅

① 直交する胴差がほぼ同寸であり、かつ同一高さで取合う場合

一方の胴差(B)を他方の胴差(A)に大入れ片あり掛け、胴差相互を建物の内側に添えた羽子板ボルト(SB-E)で引き寄せ、上下管柱は胴差(A)に短ほぞ落としとし、管柱出隅両面にひら金物(SM-40)を当て、各々太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

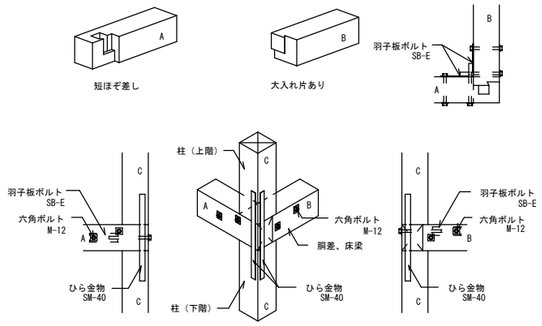

② 直交する胴差の寸法が異なり段違いに取合う場合

一方の胴差(A)を他方の胴差(B)に大入れ（かぶと）ありに仕掛け、胴差(A)の下部に添わせた羽子板ボルト(SB-F)で胴差(B)を引寄せ、さらに、胴差(B)の内側に添わせた羽子板ボルト(SB-E)で胴差(A)を引寄せる。

上下管柱はいずれもそれぞれ胴差(A,B)に扇ほぞ差し、管柱出隅両面にひら金物(SM-40)を当て各々太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

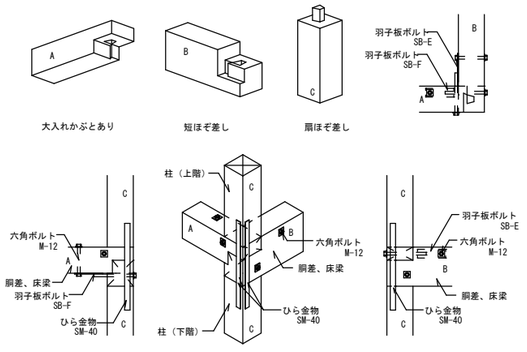

①,②共、状況に応じて、かね折り金物(SA)を胴差に対して取り付けること。

(b)入り隅

入り隅は出隅の場合に準ずる。ただし、準ずることが困難な場合には通し柱とする。

(2)「隅柱に準ずる柱」の通し柱と同等以上の耐力を有するような補強方法

① 直交する胴差がほぼ同寸で、かつ、同一高さで取合う場合

間仕切桁(B)は胴差(A)に大入れあり掛け、胴差(A)を間仕切桁(B)より羽子板ボルト(SB-E)で引寄せる。

上下管柱は胴差(A)へ短ほぞ差しとし、上下管柱外側にひら金物(SM-40)を当て、各々太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

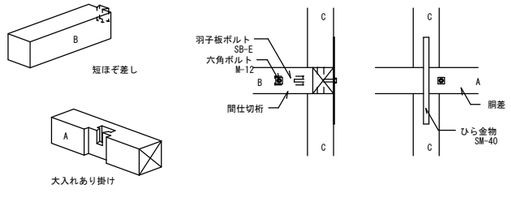

② 胴差と直交する梁があり、上端が揃う場合

床梁(B)は胴差(A)に大入れあり掛け、下階柱には大入れ、胴差(B)を床梁(A)及び管柱(C)より羽子板ボルト(SB-E)で引き寄せる。

上下管柱は胴差(A)へ短ほぞ差しとし、上下管柱外側にひら金物(SM-40)を当て、各々太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

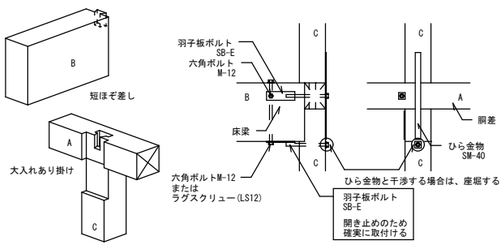

③ 胴差と直交する床梁が胴差の下側にある場合

床梁(B)は下階管柱の長ほぞに差し込み、かど金物(CP-L)を片面に当て、太めくぎ(ZN65)で打ち、胴差(A)は床梁(B)に渡りあり掛け、床梁(B)を羽子板ボルト(SB-E)で引き寄せる。

上階柱は胴差(A)に短ほぞ差しとし、上下管柱相互は外側にひら金物(SM-40)(長さが足りない場合は、帯金物(S-65)を代用する）を当て、各々太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

床梁(B)と下階柱とは、かど金物(CP-L)を片面に当て、太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

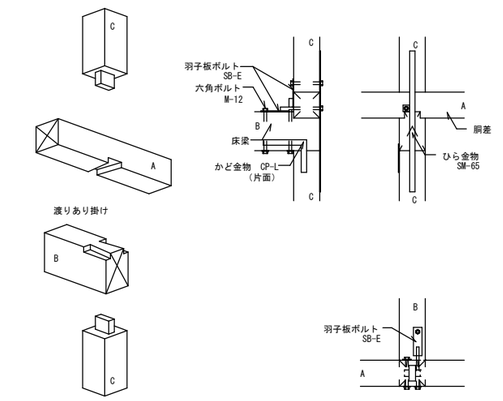

④ 胴差と直交する床梁が胴差の上側にある場合

下階管柱の短ほぞに胴差(A)を差し込み、床梁(B)は胴差(A)にすべりあご掛けとし、胴差より羽子板ボルト(SB-E)で引き寄せる。

上階管柱は床梁(B)へ短ほぞ差しとし、上下管柱相互は外側にひら金物(SM-40)(長さが足りない場合は、帯金物(S-65)を代用する）を当て、各々太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

上階管柱と床梁(B)とはかど金物(CP-L)を片面に当て、太めくぎ(ZN65)で打ち固める。

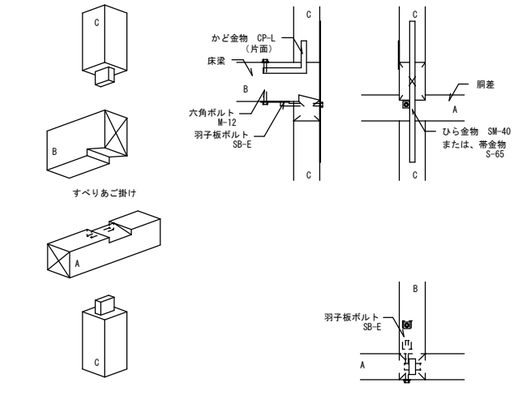

5 ホールダウン金物周辺の納まり

(1)筋違いとホールダウン金物の納まり

筋違いとホールダウン金物は極力重ならないように位置を決定する。

重なりが出てきた場合には、以下の方法を参考に納まりを決定する。

(a)ホールダウン金物自体と筋違いの重なり

ホールダウン金物と横架材間の締め代を長く取り、筋違いと重ならないようにする。

その場合、座金付きボルト（土台）やアンカーボルト（基礎）、ボルト（床梁等）が標準の場合より長くなることに注意する。

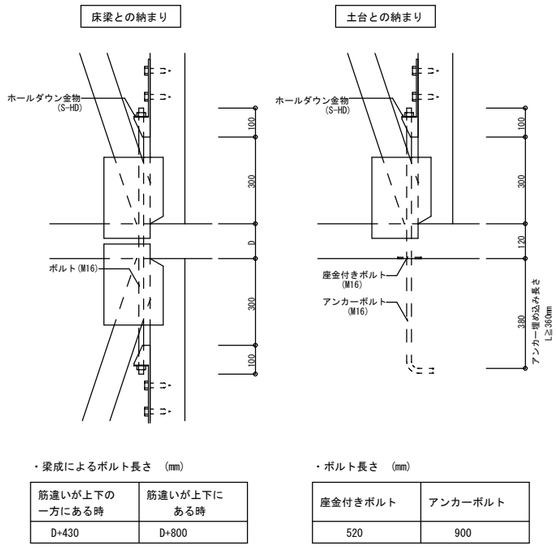

・梁成によるボルト長さ （mm）

筋違いが上下の一方にある時	筋違いが上下にある時
D+430	D+800

・ボルト長さ （mm）

座金付きボルト	アンカーボルト
520	900

(b)ホールダウン金物の引寄せボルトと筋違いプレートの角根平頭ボルトのナット部分との重なり

120mm×120mmの柱に対して45mm×105mmの筋違いが取り付く場合ホールダウン金物の引寄せボルトと筋違いプレートの角根平頭ボルトのナット部分との重なりを防ぐため以下のように納める。

ただし､120mm角未満の場合は施工できないことに注意する。

① ホールダウンをずらす

筋違いプレートの角根平頭ボルトのナットが入るように、柱芯から筋違いと反対側に15mmずらす。

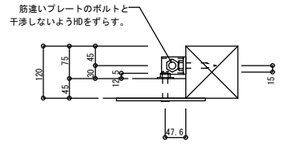

② 改良した筋違いプレートを使用する

筋違いプレート(BP-2)の角根平頭ボルト用穴と隣の釘穴位置を入れ換えたもので、構造性能に関わる基本的な仕様が変わらないプレートを作成し使用する。

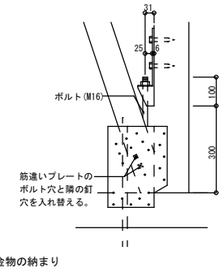

(c)折衷壁（壁の片側が真壁）におけるホールダウン金物の納まり

折衷壁（壁の片側が真壁）の場合、柱芯から筋違い側に5mmずらし、かつ上記(b)-②のように改良した筋違いプレートを使用する。

ただし、筋違い厚さは45mm以下となるようにする。

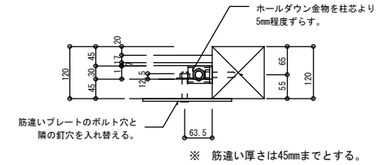

※ 筋違い厚さは45mmまでとする。

(2)両側真壁の場合のホールダウン金物の納まり

両側真壁の場合、ホールダウン金物をS-HDとし、また柱のちりを16mm程度にする。

ただし、この場合筋違いは設けられない。

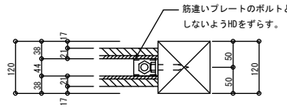

(3)2本のホールダウン金物の納まり

① 向かい合わせに設ける場合、六角ボルトを共有できるようにする。

② 直交する場合、ホールダウンの取り付け位置を上下に45mmずらし六角ボルトが重ならないようにする。この場合欠損が大きいのでラグスクリューを使用することが望ましい。

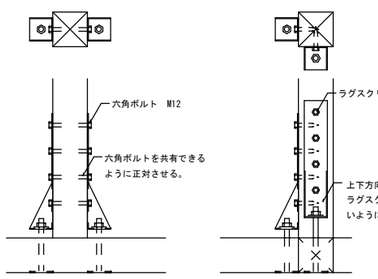

(4)ホールダウンの選定

ホールダウン	ホールダウンのとりつく壁の種類		
	大壁 ※	折衷壁	両面真壁
HD-N	○	×	×
HD-B	○	×	×
S-HD	○	○	○

記号

○：使用できる。

×：納まらないため、使用できない。

※ 面材の受材・筋違い等が干渉する場合はS-HDを使用する。

(5)3階建て用筋違い金物

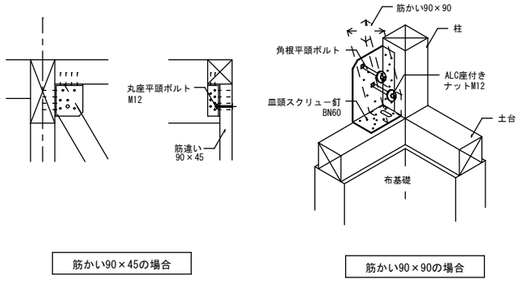

筋かい90×45の場合

筋かい90×90の場合

お茶香るまち 狭山市
総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

日付	工事名称	図面No.
2025.7.20	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	S-08
改訂 R5.4(Ver.R5-1)	図面名称 木造在来軸組工法標準納図（２）	

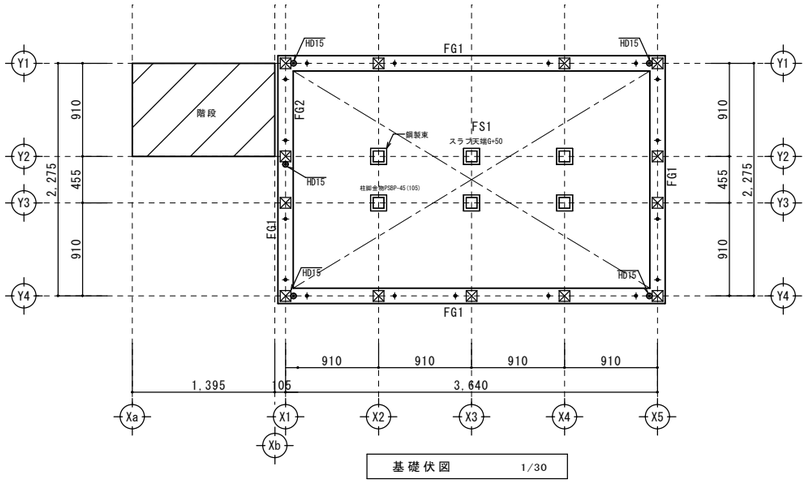

基礎伏図　1/30

■コンクリート設計強度FC21

■鉄筋　SD295

■工事施工前に地耐力20.0KN/㎡以上 である事を確認してから施工する。
※着工前にサウンディング調査などを実施し地盤データー・地耐力算定結果を
速やかに確認機関に提出すること。

特記なき外周部基礎立上りの芯振分けは75mm/75mm とする。
特記なき内部基礎立上りの芯振分けは75mm/75mm とする。

1階柱位置

アンカーボルト（M12 L=400以上、埋め込み長さは250mm以上）
または同等品

ホールダウン用 埋込みアンカーボルトは下記による

HD25以下のZ表示アンカーボルトA-70(M16)埋め込み長さは360mm以上とする
または、メーカーのアンカーボルトを使用する場合はメーカーの仕様に従うこと
※HD25を超えるホールダウンはメーカー対応のアンカーボルトを使用のこと

ホールダウン金物の表記
柱脚

基礎と土台は、アンカーボルト（M12 L=400以上）で緊結する。
アンカーボルトは、柱芯から200ｍｍ以下とし
但し、ホールダウン用アンカーボルトがある場合は、
ホールダウン用アンカーボルトから、200ｍｍ以下に設けること
土台継手（仕口）の端部、又は2000以内に設けること

基礎断面リスト　1/30

組立鉄筋（ユニット）とする。 縦筋フック無しも可とし、点付溶接は不可とする
主筋の二段目は現場結束も可とする

FG1(外周部)立上り配筋	FG2(内部)立上り配筋	階段配筋	
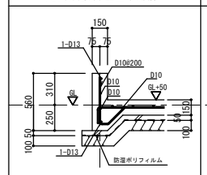	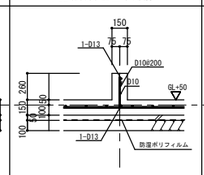	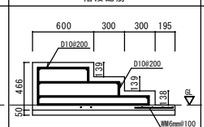	

※縦筋・横筋共D10@200とする

耐圧版リスト　1/30

FS1

	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市	総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		基礎伏図・基礎詳細図	A1：1/30 A3：1/60	S-09

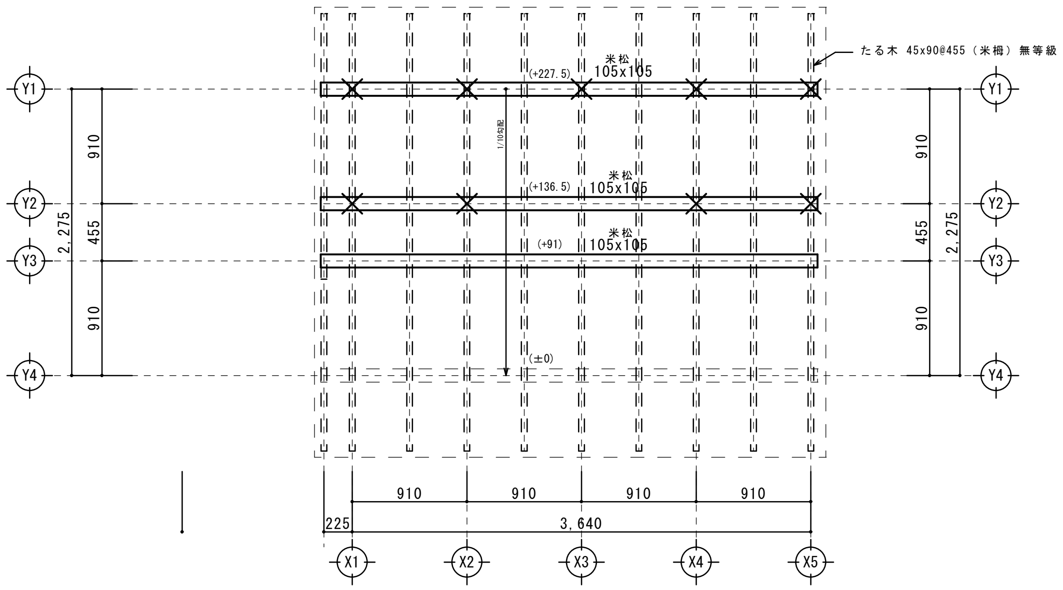

屋根伏図　1/30

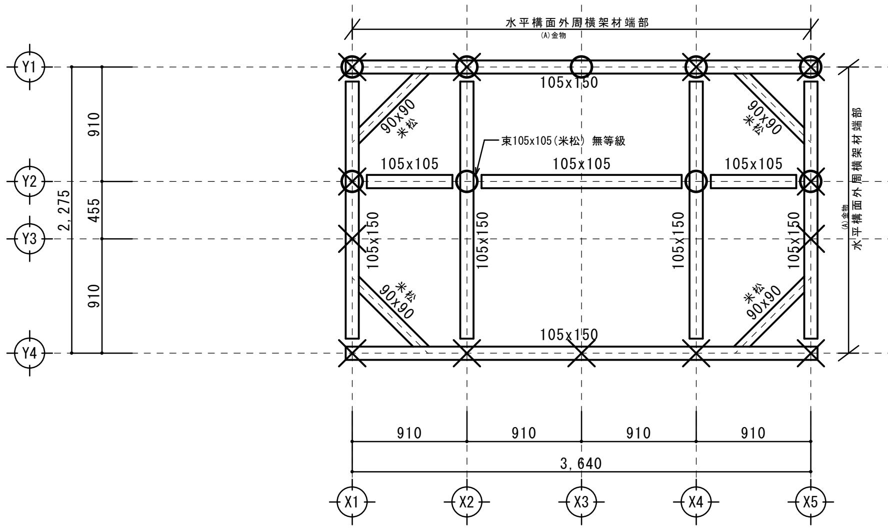

小屋伏図　1/30

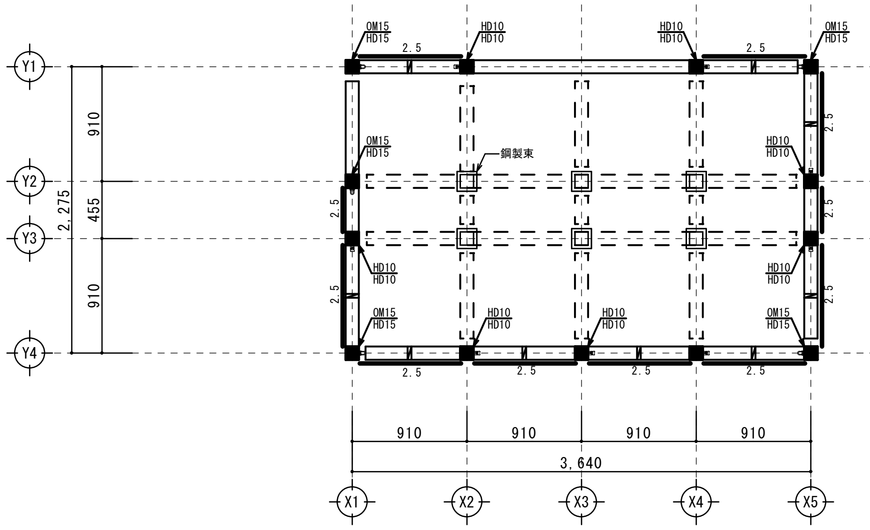

土台（1階）伏図　1/30

床；構造用合板 t=24mm 4周くぎ打ち釘N75@150以下

ホールダウン金物の表記
柱頭
柱脚

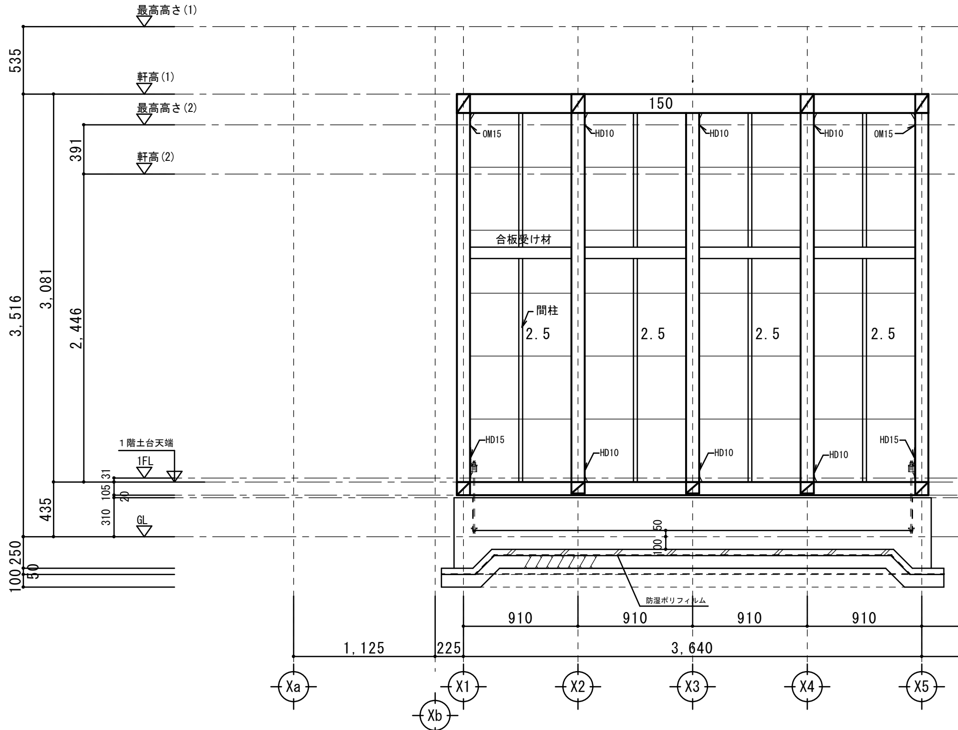

Y4通り軸組図　1/30

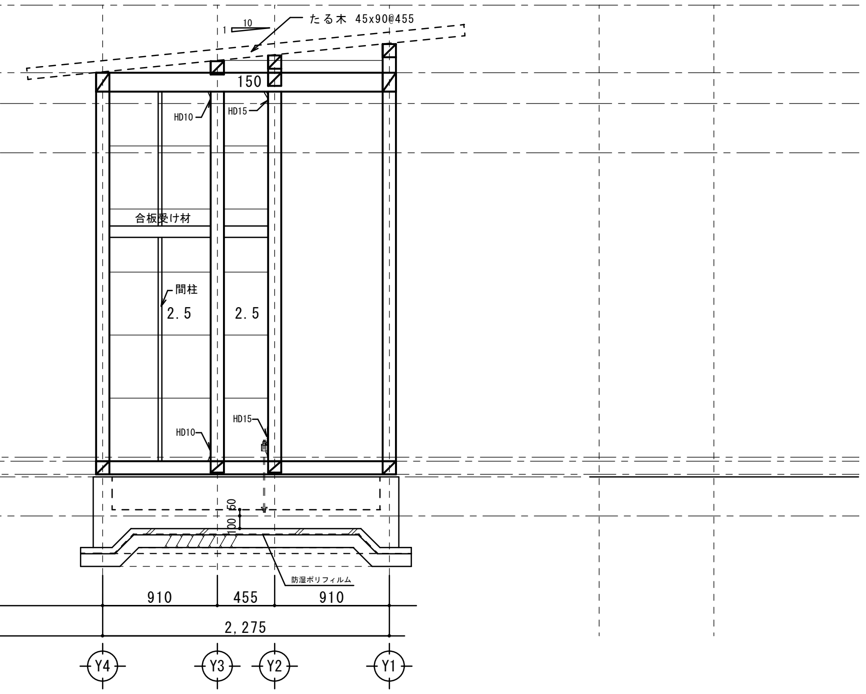

X1通り軸組図　1/30

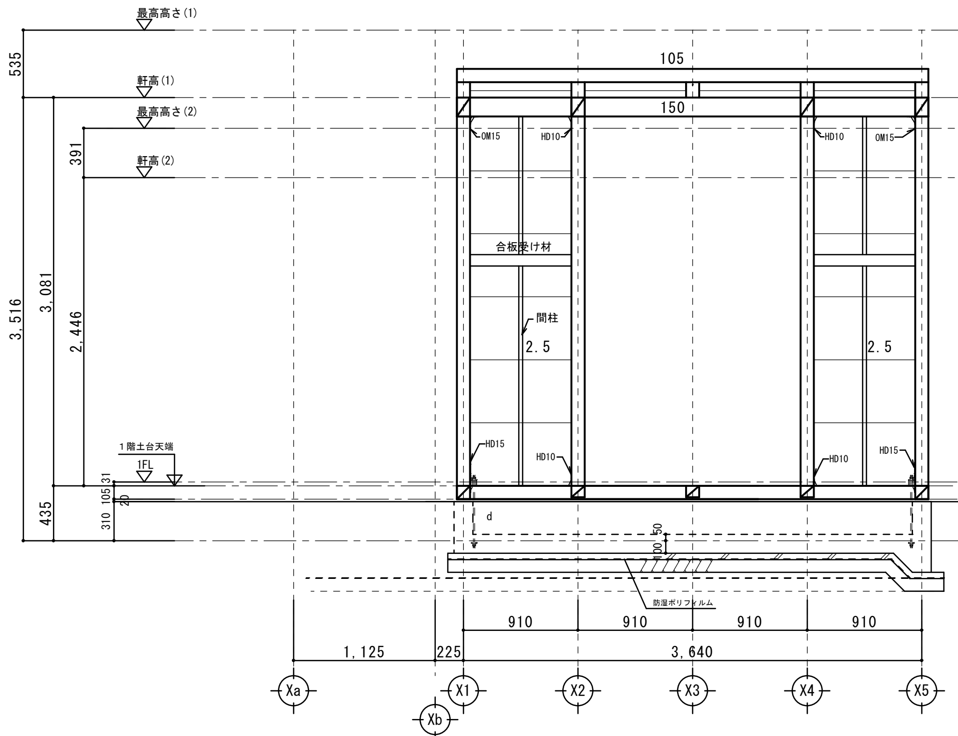

Y1通り軸組図　1/30

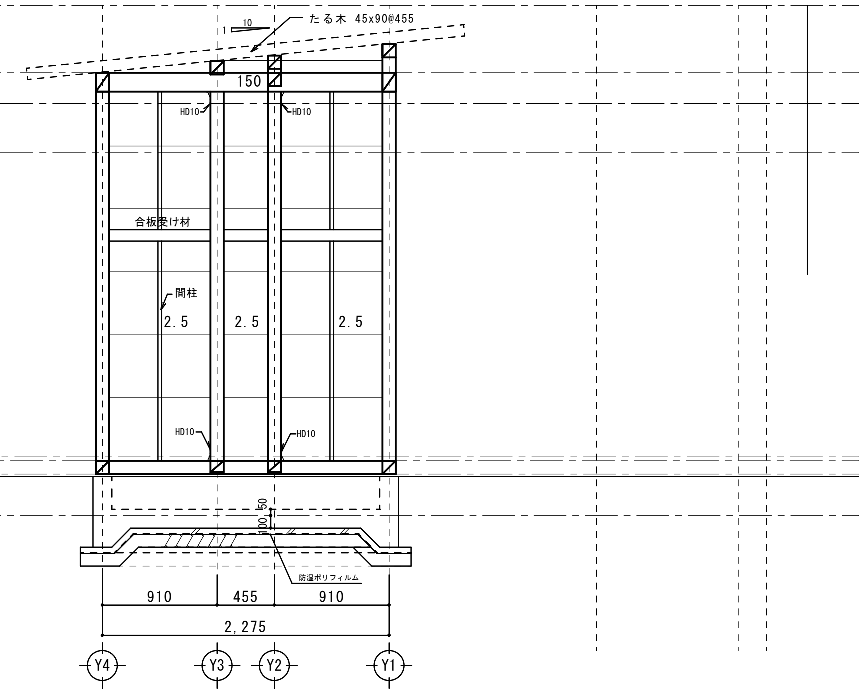

X5通り軸組図　1/30

特記事項

●木工事は木造住宅構造標準納まり図（在来軸組）
（財団法人日本住宅・木材技術センター発行）による。
●集成材は全てＪＡＳ規格品とする。

■ 印は管柱 105x105（集成材 E95-F315）同一等級構成（WWまたはRW）
ホゾは30x90以下とする。

× 下の階の柱

束を示す105x105　材種 米松（無等級）

特記なき 梁材種は E105-F300対象異等級構成（欧州赤松同等）とする

印の1階 土台は 105x105米松（無等級KD材・注入）とする

印は合板受け 90x90 @910材種は米栂の無等級KD材とする

水平構面外周横架材接合部（継手、仕口）

特記なき水平構面外周横架材接合部は（Ａ）金物とする
注）金物が納まらない場合は梁をサイズアップする。

（Ａ）大入れ蟻掛け＋羽子板ボルト（仕口）
又は、これと同等以上の接合方法としたもの（10.1KN）
（Ｂ）プレセッターSU金物 PS-18SU
又は、これと同等以上の接合方法としたもの（14.5KN）

耐力壁凡例

令４６条に定める壁量算定用の耐力壁は最大壁倍率5倍とする。
許容応力度計算用の耐力壁は最大壁倍率7倍とする。

記号	倍率	耐力壁の種類
2.5	2.5	【大壁】（建告1100号） 構造用合板（特類）9.0mm 釘N50 外周@150以下、中通@150以下

ホールダウン金物凡例

HD10	10kN用ﾎｰﾙﾀﾞｳﾝ金物または同等品 （例）ﾎｰﾙﾀﾞｳﾝｺｰﾅｰ床合板仕様Ⅱ（タナカ）
HD15	15kN用ﾋﾞｽ止めﾎｰﾙﾀﾞｳﾝ金物または同等品
OM15	オメガコーナー15KN用（タナカ）または同等品
PSBP-45	柱脚金物 PSBP-45(105)または同等品

※部材断面・材料強度等の変更に関しては、安全側への変更を許容する
※認定品は各メーカーの認定書（施工要領）に従い施工のこと。
※防腐・防蟻処理は土台を含み地面からの高さが 1.0m以内の
外壁の軸組及び外壁の木質系下地材（室内側に露出した部分を除く）範囲とする。

たる木 45x90@455 材種は 米栂（無等級KD材）とする

たる木の側面から軒桁、母屋、棟木上面に対してN75釘2を斜め打ち、又は
同等以上の耐力を有するもの

野地板（屋根）
構造用合板（ｱ）12mm（釘N50@150以下）チドリ張りとする

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	狭山市 総務部公共施設管理課	伏図・軸組図	A1：1/30 A3：1/60	S-10

お茶香るまち 狭山市
総務部公共施設管理課
〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号
TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp

木造軸組接合部標準図　金物工法　～プレセッターＳＵ　金物リスト～

Ver.3.0

(設)：設計者判断・計算運用による
(社)：社内試験データあり

・使用上の責任は全て使用者にあり、BXカネシンはいかなる責務も負いません。
・中大規模プレカット技術協会標準図を参考に作成しております。設計図書には合わせてお使いください。
・お気付きの点や社内試験結果の詳細は、BXカネシン㈱ 特需営業部 ＭＰ課まで。

BXカネシン株式会社
作成：特需営業部 ＭＰ課 ／ 連絡先：0120-10-6781

接合具

プレセッターSU梁受金物

- □ PS-10SU　梁成 105・120・150
- ● PS-18SU　梁成 180・210
  ※登梁仕様
  勾配0～5/10：180・210・240
  勾配5/10超～10/10：210・240
- □ PS-24SU　梁成 240・270・300
- □ PS-33SU　梁成 330・360
- □ PS-39SU　梁成 390～510
  ※PS-24SU ＋ PS-18SU
- □ PS-54SU　梁成 540以上
  ※PS-33SU ＋ PS-24SU
- □ PSBS-L360

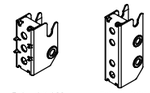

※PSBS-L360の姿図は割愛しています

和室バリアフリー金具

- □ PS-SU10BF　大引受け金物

土台継手金具

- □ PS-DJSU　土台継手用

柱頭柱脚金物・パイプ系

- □ RP-10
- □ RP-10(+)
- □ PZ-HDP-15
- □ PZ-HDR-20
- □ PZ-HDP-30HJ
- □ PZ-HDP-30（105-150）
- □ PZ-HDP-30（180-210）
- □ PZ-HDP-30（240-300）
- □ PZ-HDP-30（330-390）
- □ RFP-140
- □ FP-260
- □ PZ-HDP-20CN
- □ NHDB-40（受注生産品）
- □ R-HD（受注生産品）

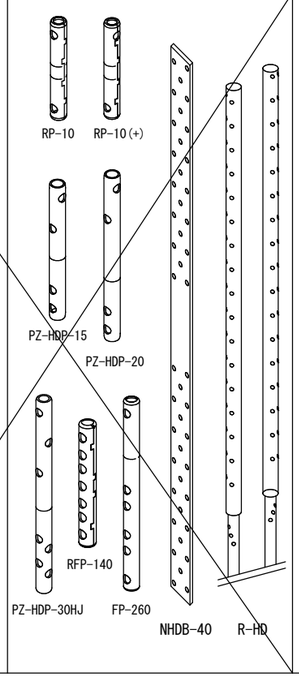

接合具

柱頭柱脚金物・ホールダウン系

- □ PRH-40
- □ FH-60
- □ MPHD-108（受注生産品）

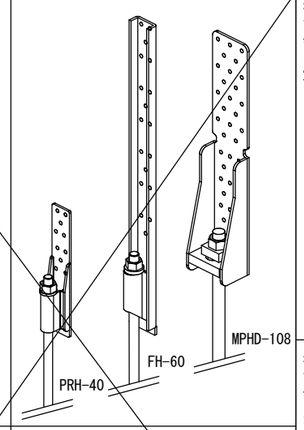

柱脚金具

- □ PS-OPSU(105用)　土台成105用
- □ PS-OPSU(120用)　土台成120用

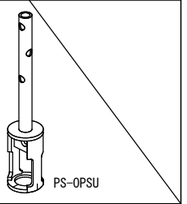

- ● PSBP-45(105用)　土台成105用
- □ PSBP-45(120用)　土台成120用

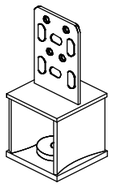

- □ R-HD-BS（受注生産品）
- □ WHDB-160（受注生産品）

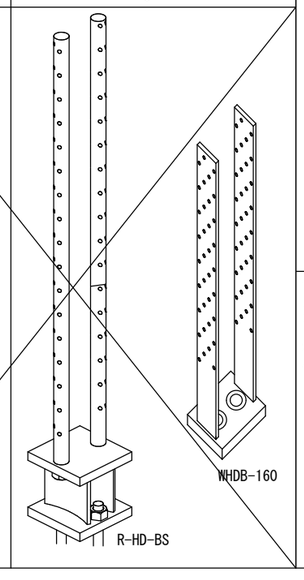

接合具

接合具・座金

- ● カットスクリューⅢ　C-SW-Ⅲ
- □ ｶｯﾄｽｸﾘｭｰﾐﾄﾞﾙ　C-SW-M
- □ 丸座金
  - □ RW6.0×68×Φ14
  - □ RW9.0×90×Φ18
  - □ 専用金物Φ58
- □ バネ付丸座金
  - □ 4.5×45Φ-B
- □ 角座金
  - □ W4.5×40×Φ14
  - □ W6.0×60×Φ14
  - □ W9.0×80×Φ18
  - □ W12×110×95
  - □ W25×100×270

接合具・ボルト

- ● ドリフトピン
- □ MB　中ボルト・ナット付
- □ MB-BN　中ボルト・バネナット付
- □ PZ-MB-BN　中ボルト・バネナット付
- □ PZ-MB-VLN　中ボルト・Vロックナット付
- □ PSZ　PS座付ボルト・ナット付
- □ PSZ-BN　PS座付ボルト・バネナット付
- □ PZ-PSZ-BN　PS座付ボルト・バネナット付
- □ PZ-PSZ-VLN　PS座付ボルト・Vロックナット付

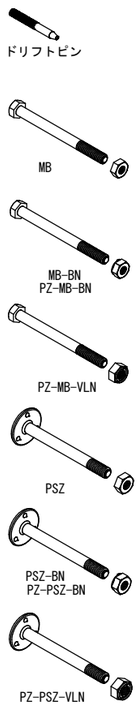

アンカーボルト

- ● M12アンカーボルト
  - ■Zマーク金物
  - □ｺﾆﾊｯﾄｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - □ﾌﾘｰｸﾗﾝｸｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
- ● M16アンカーボルト
  - ■Zマーク金物
  - □ｺﾆﾊｯﾄｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - □ﾌﾘｰｸﾗﾝｸｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - ■ｺﾙﾄｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - □ｼｮｰﾄｸﾗﾝｸｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ
  - □高耐力フレックスアンカーボルト
- □ M20アンカーボルト
  - □MPｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ

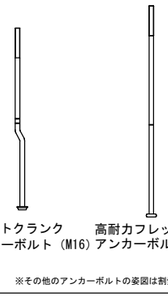

※その他のアンカーボルトの姿図は割愛しています

柱頭柱脚金物の耐力（集成材仕様）

金物名称	引張・短期基準耐力 [kN] 中柱	出隅柱	隅柱	柱継ぎ	せん断 短期基準耐力[kN]	備考
RP-10	11.2	11.1	4.71 (社)	11.25 (社)	4.5 (社)	
RP-10(+)	11.9	10.3	－	－	－	
PZ-HDP-15	21.1	16.2	9.93 (社)	－	6.27 (社)	
PZ-HDP-20	24.3	16.9	16.9	－	5.36 (社)	
PZ-HDP-30HJ・PZ-HDP-30	30.6	30.6	30.6	30.6・－	5.10 (社) 4.53 (社)	PZ-HDP-30Hは全種類共通
RFP-140	11.9	11.2	－	－	4.43	
FP-260	11.1	11.1	11.1	－	3.99 (社)	
PZ-HDP-20CN	24.5	24.5	24.5	－	4.67	
PS-OP・PS-OPSU	27.1、37.0、39.0				6.4	
NHDB-40	40.5				－	
PSBP-45	45.9				9.3	45.9kNに対応するアンカーボルトを使用
FH-60	60.0				－	
MPHD-108	108.1				－	
R-HD	120.1				－	
WHDB-160	160.9				－	

柱頭柱脚金物の耐力（N値対応表）

※複数個使いの耐力に関しては設計者判断による

告示記号(N値)	必要耐力 [kN]	1階柱脚 中柱	1階柱脚 出隅柱	1階柱脚 隅柱	一般部柱頭・柱脚 中柱	一般部柱頭・柱脚 出隅柱	一般部柱頭・柱脚 隅柱	一般部柱頭・柱脚 柱継
へ(1.8)	10.0	RP-10 RP-10(+)	RP-10 RP-10(+)		RP-10 RP-10(+)	RP-10 RP-10(+)	PZ-HDP-15 ※HDP-15は9.93kN PZ-HDP-20	RP-10 PZ-HDP-30HJ
と(2.8)	15.0	PZ-HDP-15	PZ-HDP-15		PZ-HDP-15	PZ-HDP-15	PZ-HDP-20	
ち(3.7)	20.0	PZ-HDP-15 PZ-HDP-20	PS-OP PS-OPSU		PZ-HDP-15 PZ-HDP-20 PZ-HDP-20CN	PZ-HDP-30HJ PZ-HDP-30 PZ-HDP-20CN		PZ-HDP-30HJ
り(4.7)	25.0	※PS-OP・PS-OPSU（A.Bolt 埋込長L=386以上）				PZ-HDP-30HJ PZ-HDP-30		
ぬ(5.6)	30.0	※PS-OP・PS-OPSU（A.Bolt 埋込長L=525以上）						
－(6.6)	35.0							NHDB-40
－(7.5)	40.0	PSBP-45				FH-60		
－(8.4)	45.0							FH-60
－(11.3)	60.0	FH-60						

梁受金物の耐力

	金物名称（型番）	対応梁成 [mm]	短期基準耐力 [kN] 引張 柱・梁	引張 梁・梁	せん断 柱・梁	せん断 梁・梁	逆せん断 柱・梁
梁	PS-10SU	105・120・150	10.2	9.2	8.7	7.3	6.8
	PS-18SU	180・210	14.5	18.3	19.0	17.4	16.3
	PS-24SU	240・270・300	21.8	25.4	31.3	26.1	27.0
	PS-33SU	330・360	24.8	34.6	35.8	40.5	39.0
	PS-39SU	390～510	35.2	42.0	45.6	46.0	
	PS-54SU	540・570	48.1	54.0	51.3	67.2	
	PS-60SU	600～870	53.7	62.7	82.0	73.5	
	PS-90SU	900以上	53.7	107.0	82.0	113.9	
大引	PS-SU10BF	90以上	－	－	－	3.1 (社)	
登梁	PS-18SU	0/10＜勾配≦5/10：180・210・240	12.7 (社)	13.4 (社)	23.2 (社)	17.4 (社)	
		5/10＜勾配≦10/10：210・240					

プレセッターSU+PS短ざくの耐力

※樹種はオウシュウアカマツ（対称異等級構成構造用集成材E105-F300 以上）

梁受金物		短期許容引張耐力 [kN] PS短ざく使用枚数 なし	1枚	2枚	3枚	4枚
プレセッターSU	PS-18SU	17.6	21.4	25.2	29.0	32.8
	PS-24SU	22.6	26.4	30.2	34.0	37.8
	PS-33SU	27.3	31.1	34.9	38.7	42.5

仕様可能推奨樹種

部位	規格		強度等級	材巾 [mm]	材成 [mm]
土台	KD材	ひのき	E70以上SD15以下	105角≦	
柱	同一等級構成構造用集成材	杉	E65-F255以上	105角≦	
梁	対称異等級構成構造用集成材	スプルース	E105-F300以上	105≦	105≦

木造軸組接合部標準図　金物工法　～プレセッターＳＵ　梁受金物～

Ver.3.0

㊎：設計者判断・計算運用による
㊍：社内試験データあり

・使用上の責任は全て使用者にあり、BXカネシンはいかなる責務も負いません。
・中大規模プレカット技術協会標準図を参考に作成しております。設計図書には合わせてお使いください。
・お気付きの点や社内試験結果の詳細は、BXカネシン㈱ 特需営業部 ＭＰ課まで。

BXカネシン株式会社
作成：特需営業部 ＭＰ課 ／ 連絡先：0120-10-6781

・製品のプレカット・施工・設計に関する詳細はBXカネシン株式会社HP記載の各種マニュアルをご確認ください。
・複数個使い等、社内試験・計算対応等、公的試験により確認されていない接合部の設計は事前相談において確認申請機関との協議の上、設計者判断によりお使いください。
・ ㊍：社内試験データあり　㊎：設計者判断・計算運用による
・受注生産品となる金物に関しては事前に納期確認をお願いします。
・雨掛り等、外部に使用する場合には適切に防錆処理を施してください。

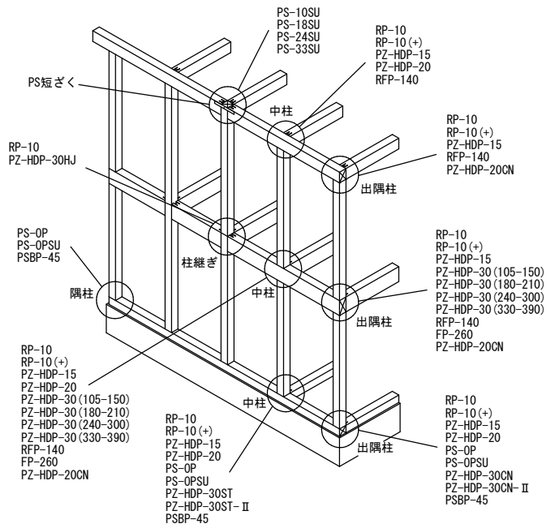

図１　キープラン

A　柱-横架材接合金物・横架材-横架材：　一般部・出隅部

Ａ－１　梁受金物　プレセッターＳＵ

・製材を用いる場合はプレセッタータイプＭを使用する。尚、樹種は機械等級E70のスギ以上とする。
・平角柱のせい方向の穴あけはせん断抵抗する場合、別途指示による。

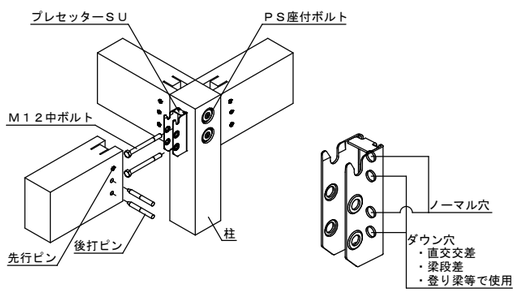

図Ａ－１．１　梁受金物の直交部分

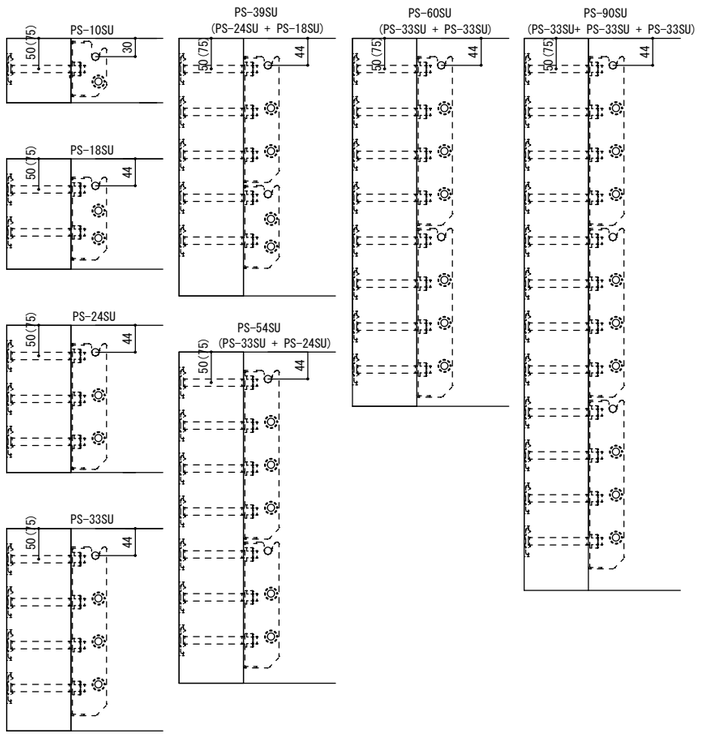

・ボルト寸法：ノーマル（ダウン）

図Ａ－１．２　ＰＳの各種断面　S=1/10

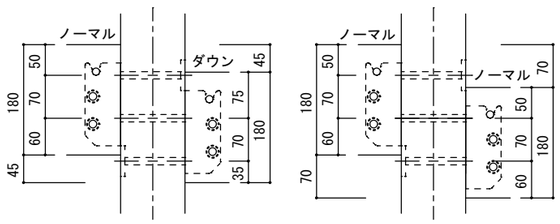

図Ａ－１．３　梁段差がある場合 S=1/10

・芯ずれがある場合、梁受金物芯から梁側面まで52.5mm以上確保する。

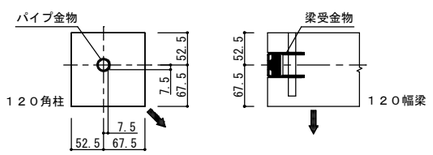

図Ａ－１．４　芯ずれへの対応（口内部は最小寸法）S=1/10

Ａ－２　登り梁接合金物

・登り梁接合はプレセッターＳＵとする。
・直交梁が登り梁より大きい場合、マニュアル記載の柱もたせの接合を参照する。
・勾配ごとの梁断面は図Ａ－２．１参照とする。
・PS18-SU以外を使用する場合、設計者判断による。㊎
・ノーマル穴とダウン穴を使い分けることになるため、柱頭をホールダウンパイプ接合とする場合は、別途納まり検討とする。

・記載なきはノーマル穴とする

０～１．５寸

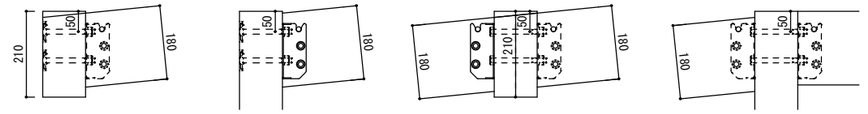

２．０寸

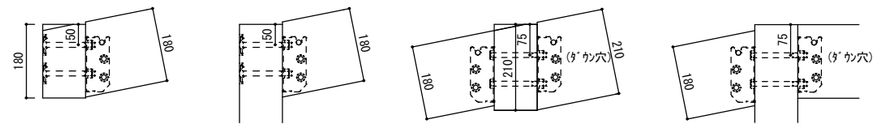

２．５～５．０寸

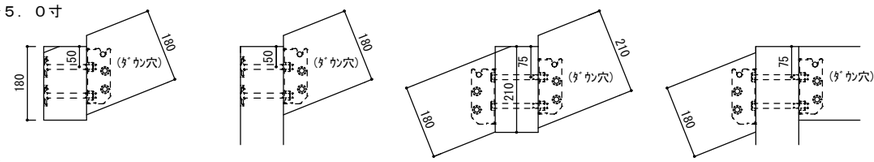

５．５寸

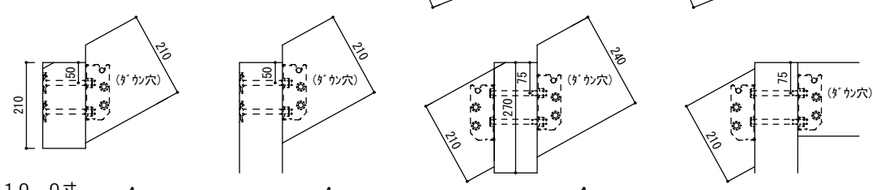

６．０～１０．０寸

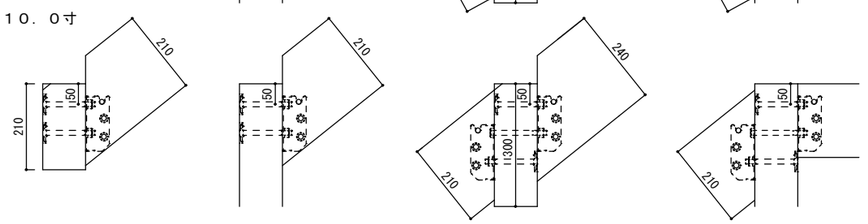

図Ａ－２．１　登り梁接合（PS-18SU／柱・直交梁勝ちの場合）S=1/15

Ａ－３　梁受金物の引張耐力が不足する場合

Ａ－３．１　ＰＳ短ざく

・梁受金物の接合部引張耐力が不足する場合、ＰＳ短ざくを併用する。
・梁両側面の梁上端・下端につけることを原則とし、直交梁、梁段差、梁せい違いがある場合の納まりはマニュアル参照とする。

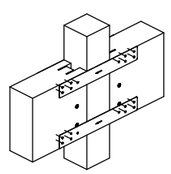

・継手方向の柱せいは１２０mmまでとする
・取付個数は４個を最大とする

図Ａ－３．１．１　ＰＳ短ざくによる補強

Ａ－３．２　ホールダウン金物梁使い

・左記以上に接合部耐力が不足する場合、高耐力フレックスホールダウンの２個使い、ＭＰホールダウン、丸鋼ホールダウンにより引き抜き耐力を負担させる。

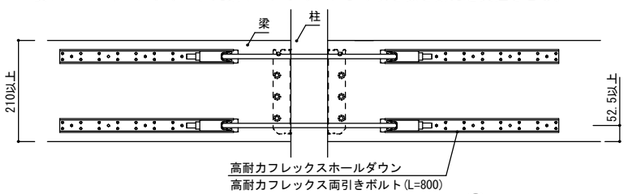

図Ａ－３．２．１　ホールダウンの取付例 ㊎ S=1/20

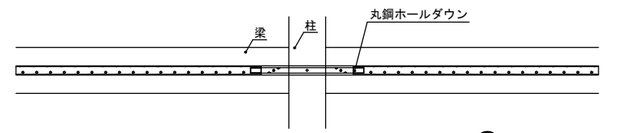

図Ａ－３．２．２　丸鋼ホールダウンの取付例 ㊎ S=1/20

機械設備工事特記仕様書

Ⅰ　工事概要

1　工事名称　狭山市立広瀬保育所相談室増設工事
2　工事場所　狭山市広瀬２丁目２－１３
3　工　期　契　約　日　から　令和　年　月　日
　現場施工期間　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日
　現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
4　建物概要

	建物名称	構造	階数	延面積（㎡）	消防法施行令別表第一	備考
①	狭山市立広瀬保育所	ＲＣ造	１階	573.88	（６）ハ	
②						
③						
④						
⑤						

5　工事種目（●印を付いたものを適用する。）

建物別及び屋外 ／ 工事種目	工事種別 ①	②	③	④	⑤	屋外
● 空気調和設備	一式					一式
○ 換気設備						
○ 排煙設備						
○ 自動制御設備						
○ 衛生器具設備						
○ 給水設備						
○ 排水設備						
○ 給湯設備						
○ 消火設備						
○ 厨房機器設備						
○ ガス設備						

6　指定部分　※無　・有
　対象部分：　工期：令和　年　月　日

7　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
　1　専任期間の始期
　請負契約締結の日から、◎現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで）の期間　・令和　年　月　日までの期間）については、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　2　専任期間の終期
　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　3　専任期間の中断
　自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。

8　工事範囲　図示のとおり

9　機械設備工事概要
　○空気調和設備　空調機器工事一式

10　電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。なお、それぞれの工事仕様について特記されていない事項は、電気設備工事は埼玉県電気設備工事特別共通仕様書により、建築工事は埼玉県建築工事特別共通仕様書による。

11　同時期発注の関連工事
　◎建築工事　◎電気設備工事

Ⅱ　工事仕様

1　共通仕様
（１）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部整修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）、公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（２）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（３）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2　特記仕様
（１）章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
（２）特記事項のうち選択する事項は、◎印の付いたものがなければ、※印を適用し、・印のものは適用しない。
　◎印と※印の付いた場合は、共に適用する。

章	項目	特記事項
●一般共通事項特記事項	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等のものとする。なお、資材名、製造所名及び発注先を記載した報告書を監督員に提出すること。 使用機材等については、ｱｽﾍﾞｽﾄ含有の有無を確認し、ｱｽﾍﾞｽﾄを含む機材は、使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に規定される特定調達品目に該当する機材は、その判断基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
	2 電気保安技術者	・置く　※置かない
	③ 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ◎上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
	4 技能士の適用	・配管施工（配管工事）　・建築板金施工（風道制作及び取付け） ・熱絶縁施工（保温工事）・冷凍空気調和機器施工（冷凍空調機器の据付）
	⑤ 機材の検査及び試験、施工の検査及び試験	検査及び試験を行うべき機材等は、標準仕様書及び特別仕様書によるほか下記による。 ※飲用に供する設備機器の据付け及び取付け完了後、水質試験を行う。水質試験は、水道法による「水質基準に関する省令」に基づく化学的、物理的及び生物化学的試験とし、公立の保健所、試験所又は認定の試験所（事前に監督員の承諾を得る）に依頼して行うものとし、その結果は、監督員に提出するものとする。 ただし、検査項目は①一般細菌、②大腸菌、③亜硝酸態窒素、④硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、⑤塩化物イオン、⑥有機物、⑦pH値、⑧味、⑨臭気、⑩色度、⑪濁度および⑫残留塩素の12項目とする。 ※雨水利用システム及び排水再利用システムを設置したときは、工事完成後定常の使用状態に入った後速やかに（概ね３ヶ月以内）流入水・処理水の水質試験を行う。 試験は上記の飲用に供する場合の方法に従うものとする。 ただし、検査項目は残留塩素、pH値、臭気、外観、大腸菌、濁度、BOD、CODとする。
	6 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　）　※設けない
	7 官公署その他への届出手続等	工事の着手、施工、完成に当り、関係官公署などへの必要な届出手続等は受注者が代行し遅滞なく行う。
	8 工事用電力・水等	本工事に必要な工事用電力及び水などの費用は、すべて受注者の負担とする。
	9 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることが　※できる　・できない
	● 10 足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。　◎本工事とする。
	11 建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
	12 埋め戻し土・盛土	※根切土の中の良質土（但しコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
	13 再生砂、再生砕石、再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に・使用できる。　※使用できない。 再生砂の使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
	14 発生材の処理等	※引渡しを要するもの以外は構外に搬出し、適切処理する。 （構外搬出処理費は　※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの（　　） （２）買取処分をするもの（・硬質塩化ビニル管　・　　） （３）再生資源化を図るもの（　　） （４）特別管理産業廃棄物（　　） （５）広域認定制度による処分（冷凍水発生機・冷却塔　　）
	15 容量等の表示	※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。 （１）機器等の能力、容量等は表示された数値以上とする。 （２）電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	16 配管	（１）地中埋設配管（排水管を除く） １）地中埋設標（コンクリート製）　※要（図示の箇所）　・不要 ２）地中埋設鈑（キャッツアイ）　※要（舗装部の分岐、曲部）・不要 ３）埋設表示テープ（２倍折込み）　※要　・不要
	⑰ 耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　2014年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 ただし、設計用地震力（水平及び鉛直）は次の設計用水平震度K_H及び設計用鉛直震度K_V（K_H／２）を用いて計算する。 設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設計用水平震度

設置場所	耐震安全性の分類 ・特定の施設 重要機器	・特定の施設 一般機器	・一般の施設 重要機器	・一般の施設 一般機器
上層階屋上及び塔屋	2.0	1.5	1.5	1.0
	(2.0)	(2.0)	(2.0)	(1.5)
	〈2.0〉	〈1.5〉	〈1.5〉	1.0
中間階	1.5	1.0	1.0	0.6
	(1.5)	(1.5)	(1.5)	(1.0)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉
１階及び地下階	1.0	0.6	0.6	0.4
	(1.0)	(1.0)	(1.0)	(0.6)
	〈1.5〉	〈1.0〉	〈1.0〉	〈0.6〉

（注）（　）内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
　〈　〉内の数値は水槽類に適用する。
※上層階とは２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、
　10～12階建の場合は上層３階、13階建以上の場合は上層４階）
　中間階とは地下階、１階を除く各階で上層階に該当しないもの　（平屋建の場合は無し）
重要機器は次のものを示す。
　給水装置　排水装置　換気機器　空調機器　熱源機器
　防災設備　監視制御設備　危険物貯蔵装置
　火を使用する設備　避難経路上に設置する機器

	17-1 あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。
	18 防露保温工事	標準仕様書第２編によるほか下記による。

空気調和設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
ドレン管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b ・（ハ）・Ⅶ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	c2・（ロ）・Ⅶ
	浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
蒸気管	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅱ
	機械室、書庫、倉庫	B ・（イ）・Ⅱ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅱ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・（ロ）・Ⅱ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅱ
冷水・冷温水管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（ハ）・Ⅲ
	機械室、書庫、倉庫	B ・（ハ）・Ⅲ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C1・（イ）・Ⅲ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・（ハ）・Ⅲ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（ハ）・Ⅲ
温水管（膨張管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	A1・（イ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	B ・（イ）・Ⅰ
	天井内、ＰＳ内及び空隙壁中	C2・（ロ）・Ⅰ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	D ・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	E3・（イ）・Ⅰ

（注）１．冷媒管は、断熱材被覆銅管を使用し、外装は下記による。
　屋内露出部　※保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼板製　・ＳＵＳ製）
　屋外露出部　※溶融アルミニウム亜鉛鉄板ラッキング　・ＳＵＳラッキング
　・保温化粧カバー（※樹脂製　・亜鉛メッキ鋼鈑製　・ＳＵＳ製）
２．施工種別Ｂの材料及び施工順序４、５に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
３．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　・ロックウール）とする。

ダクトの保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
長方形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	J1・（イ）・ⅩⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	I ・（イ）・ⅩⅠ
	屋内隠ぺい、ＤＳ内	I ・（ロ）・ⅩⅠ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	K3・（イ）・ⅩⅠ
円形ダクト	屋内露出（一般居室、廊下）	O1・（イ）・ⅩⅠ
	屋内露出（機械室、書庫、倉庫）	N ・（イ）・ⅩⅠ
	屋内隠ぺい、ＤＳ内	N ・（ロ）・ⅩⅠ
	屋外露出（バルコニー、開放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	P3・（イ）・ⅩⅠ
消音内貼り	サプライチャンバー	M ・（ロ）・Ⅸ
	消音チャンバー・消音エルボ	L ・（ロ）・Ⅷ

給排水衛生設備工事の保温の種別

区分	施工箇所	保温種別
給水管	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（ハ）・Ⅶ
	機械室、書庫、倉庫	b ・（ハ）・Ⅶ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	ＰＳ内及び空隙壁中	―
	県営住宅ＰＳ内	c2・（ハ）・Ⅶ
	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	―
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
排水及び通気管	屋内露出（一般居室、廊下）	―
	機械室、書庫、倉庫	―
	天井内	c2・（ロ）・Ⅶ
	ＰＳ及び空隙壁中	―
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（ハ）・Ⅶ
給湯管（膨張管、空気抜管、膨張タンクからボイラー等への補給水管を含む。）	屋内露出（一般居室、廊下）	a1・（イ）・Ⅰ
	機械室、書庫、倉庫	b ・（イ）・Ⅰ
	天井内	c2・（ロ）・Ⅰ
	ＰＳ内及び空隙壁中	d ・（ロ）・Ⅰ
	屋外露出（バルコニー、解放廊下を含む。）及び浴室、厨房等の多湿箇所（厨房の天井内は含まない。）	e3・（イ）・Ⅰ

（注）１．消火、排水及び通気管のうち見えかかり部は塗装を施す。
２．排水管の管種が耐火二層管、耐火ＶＰの場合は、保温を要しない。
３．施工種別ｂの材料及び施工順序３、４に替え、アルミガラス化粧原紙を使用する。
４．機器類の保温材の種別は、（※グラスウール　・ロックウール）とする。
５．消火管屋外露出部保温仕様は、e3・（ハ）・Ⅶとする。
６．便所内露出ＳＵＳ管及び流し内露出ＳＵＳ管は保温を要しない。
７．空調設備を要する便所（特別支援学校等）以外の便所で高密度ポリエチレン管を採用する場合は、施工箇所によらず保温を要しない。
※ロックウール・グラスウールのホルムアルデヒド放散量による区分は、
　原則としてＦ☆☆☆とする。

	19 防凍保温	※屋外露出給水管（呼び径20以下のみ）は、保温厚40mmの防凍保温を行うこと。 ・図示の屋外露出部（給水管、消火管、給湯管、膨張管、弁類を含む。）は 下記仕様により防凍保温を行う。 ※保温仕様は保温厚さを40mmとする。 ・保温材をグラスウールとし、凍結防止ヒーターを設置。
	20 塗装	下記の亜鉛メッキを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。 ※機械室、書庫、倉庫　・ 下記の金属電線管は塗装を行う。 ※屋外露出　※多湿箇所　屋内露出（※見えかかり部　・　　）
	㉑ 電線	特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 ただし、自動制御設備に関わる配線は標準仕様書の自動制御設備の項による。
	㉒ はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所についてＸ線撮影調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。

●一般共通事項特記事項（続き）	23 管の埋設深さ	（１）公道上は、道路管理者の指定する深さとする。 （２）構内車両通路では、路盤材下面から管の上端まで６００ｍｍとする。 （３）その他の場所では、地表面（舗装する部分では路盤材下面）から管の上端まで300ｍｍとする。
	24 既設管分岐・接続	既設管に接続・分岐する場合は、原則として新設時の接合方法として標準仕様書に規定された工法による。 やむを得ずそれ以外の工法を採用する場合は監督員の承諾を受ける。
	25 絶縁継手の設置・種別	※コンクリートの建築物に出入りする箇所の付近の露出部配管 ※鋼管と鋼管及びこれに類する部分　※鋼管とステンレス管及びこれに類する部分 ※５０Ａ以下は絶縁ユニオンとし、それ以上は絶縁フランジ　・全て絶縁フランジ
	26 天井仕上げ区分	（　）書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。
	27 他工事との取合区分	スリーブ、箱入れその他工事との取合いは、工事区分表によるものとし、施工に支障を来さない時期までに、必要な位置、大きさなどを明示し、監督員と打合わせる。
	28 施工図等の取扱い	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に帰属するものとする。
	29 保険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中これを火災が保険対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写しを監督員に提出する。
	30 配管識別	配管等の識別は、その方法等について監督員と協議のうえ行うこと。
	31 墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン （平成30年6月22日付け基発0622第2号）による ・使用を要しない
	32 誘導電動機	三相誘導電動機はＪＩＳ Ｃ ４２１３（ＩＥ３）トップランナーモーターとする。
	33 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品運用ガイドライン　※適用する　・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。 また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、Ａ３二つ折り製本４部とする。
	㉞ その他	（１）工事に伴い、必要な諸官庁署への手続き・届出・申請は本工事に含む。 （２）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （３）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 （４）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月７日までに監督員に提出する。 （５）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。

○改修一般事項（付加事項）	1 共通事項	改修工事で特別に付加すべき事項について指定するものとし、それ以外は本特記仕様書の一般共通事項による。
	2 改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※　脚立足場　・枠組足場　・ （２）外部足場　Ａ種(枠組足場)　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第0424001号平成21年4月24日）の「手すり先行工法に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり掘置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うものとする。
	3 既存部分養生・既存家具等養生	（１）関係受注業者と共用部分 ※別契約の関係受注業者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる養生は、下記による。 ※ビニールシート　・合板　・
	4 備品等の移動	・別途工事　・本工事　※接続配管等の取外し、接続は本工事
	5 仮設間仕切り	（１）関係請負業者と共用部分 ※別契約の関係受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事で負担とする。（種別は（２）による。） （２）本工事で単独で必要となる仮設間仕切りは、下記による。 ※Ａ種　単管下地全面シート張り　・
	6 撤去後機材の扱い	（１）改修部分の機材は原則として撤去後新品に取替えるものとし、再使用する場合は図示区分による。 （２）撤去後再使用の指定がない機材のうち、撤去後使用価値を有するものは、現場発生品として監督員に報告する。 それ以外の機材は種類別に産業廃棄物として分別処分し、マニフェストを監督員に提出する。
	7 支持金物の再使用	（１）インサート金物　・インサートの径毎に引張試験を行った場合は、再使用できる ※新品 （２）形鋼支持金物等　・再使用できる　※新品
	8 あと施工アンカーの種別	金属拡張アンカー又は接着系アンカーを使用するものとし、その使用については、監督員の承諾を受けるものとする。
	9 フロン回収	冷媒管の撤去に当たっては、すべてのフロンガスを回収し下記の方法で処理する。 ※破壊プラント搬入　・フロン再生後引き渡し　・未再生引き渡し 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づき処理すること。
	10 総合調整	・全体再調整　※改修部及び影響部のみ調整
	11 既設基礎類の解体はつり	建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用すること。 現場内で使用する重機等は、解体建築物の位置及び規模に応じた機種及び規格のものを選定すること。 粉じんの飛散等により周辺環境に影響を及ぼさないよう適宜散水や粉じん発生源を覆うなど環境対策に配慮すること。
	12 アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告すること。
	13 その他	（１）図面上の縮尺は、ＪＩＳ　A1版とした縮尺とする。 （２）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを

2025.4

（3）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。

（4）ＦＦ式温風暖房機の撤去・再取付、新規設置について
ＦＦ式温風暖房機の一時取外し、再取付、新規設置及び動作確認は、製造者又は製造者認定の代理店等に所属する「石油機器技術管理士」の登録を受けたもの（（一財）日本石油燃焼機器保守協会）が行い、記録を整備すること。なお、動作確認は、一時取外し前、再取付け後の双方で行うこと。新規設置の場合は設置後に行うこと。

（5）配管改修において、満水試験による試験により難い場合には、通水試験を実施する。

●空気調和設備

① 設計温湿度

	外気		屋内 一般系統					
	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）	温度（DB）	湿度（RH）
夏期	37.1℃	47.1%	26 ℃	%	℃	%	℃	%
冬期	0.5℃	49.4%	20 ℃	%	℃	%	℃	%

※外気処理用エアコンの屋内設定値は、夏期湿度50%とする。

② 総合試運転調整

※本工事 ・別途
風量調整 ※する ・しない
水量調整 ※する ○しない
騒音の測定 ※する ○しない

室内気流及びじんあいの測定 ・する ※しない
初期運転状態の記録 ※する ・しない
工事対象範囲の既設機器運転状態の記録 ※する ○しない

3 煙道

（1）鉄板厚 （※3．2mm ・4．5mm ）
（2）ばい煙濃度計 ※設ける ・設けない
（3）ばいじん量測定口 ※設ける（測定口は８０Φとする）・設けない

4 煙突

※別途 ・本工事

5 長方形ダクト

※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
長辺の長さ１５００mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法
・アングルフランジ工法
それ以外の部分 ※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分 ※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分 ※Ｂ区分）

6 円形ダクト

※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・換気用耐火二層管（大臣認定品） ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無）
(注)１ 使用区分は図示による。

7 風量測定口

取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
送風機吐出ダクト又は吸込ダクト,外気取入ダクト,空調機出口チャンバーの分岐ダクト

8 チャンバー

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）ダクト接続形の空気調和機等に取り付けるサプライチャンバー、レタンチャンバ及びダクト系で消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし点検口の大きさは下記のとおりとする。
・３００×３００ ・３００×５００ ※４００×６００ ・５５０×７５０
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

9 吹出口及び吸込口ボックス

※亜鉛鉄板製 ・グラスウール製

10 ダンパー

（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）

⑪ 配管材料

（1）冷温水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（2）冷却水管 ※配管用炭素鋼鋼管（白）・
（3）ブライン管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・
（4）冷媒管 ※断熱材被覆銅管
（保温厚mm ガス管 ※20以上 ・10以上 液管 ・20以上 ※10以上）
（5）ドレン管（屋外） ※配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管ＶＰ
ドレン管（屋内） ※保温機能付空調用ドレン管（ｴｽﾛﾝACﾄﾞﾚﾝﾊﾟｲﾌﾟ相当品）
・耐火二層管ＶＰ（ＦＤＰＳ－１）
・配管用炭素鋼鋼管（白） ・硬質塩化ビニル管ＶＰ
（消防協議事項： ）
ただし、保温機能付空調用ドレン管は、水圧１mを超える配管には使用しない。
（6）油管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・
（7）蒸気管 給気管 ※配管用炭素鋼鋼管（黒） ・
還 管 ※圧力配管用炭素鋼鋼管（黒）Sch40 ・ステンレス鋼管
（8）膨張管、空気抜き管及び膨張タンクよりボイラー等への補給水管
※配管用炭素鋼鋼管（白） ・

12 弁類

規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示及び共通仕様書による。
また、鋼管用伸縮管継手の種類は図示による。

13 温度計

取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管(出入口共),冷却水管(出入口共) ※空気調和機の冷温水管(出入口共)
※ダクト接続形空気調和機のサプライチャンバー、レタンダクト、
外気取入ダクト及びレタンチャンバー
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・

14 圧力計

取付部は下記による。
※熱源機器の冷温水管（出入口共）、冷却水管（出入口共）
※空気調和機の冷温水管（出入口共）
※冷温水ヘッダー（往）及び各還り管 ※熱交換器の温水管（出入口） ・

15 瞬間流量計

瞬間流量計はピトー管方式によるもので止水コック付とし、型式及び取付部は下記による。なお、着脱部の指示部は（※１個 ・ 個）付属とする。
・熱源機器の冷温水管、冷却水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。
・空気調和機の冷温水管の出入口どちらかに（※固定形 ・着脱形）を設ける。

16 油面制御装置

※往又は還どちらかの冷温水ヘッダーの各接続管へ（※固定形 ・着脱形）を設ける。
制御盤には（※給油ポンプ制御 ※満減油警報 ・遠隔警報 ・電磁弁制御
・返油ポンプ制御 ）の端子を設ける。
なお、フロートスイッチ部と制御装置の配管・配線は製造者標準仕様とする。

17 冷却塔

※直交流式 ・向流型
※レジオネラ属菌殺菌剤等の自動薬剤注入装置 ※自動ブロー装置 ・
補給水は、水道水とし、補給水接続管部分に清掃用の水栓を分岐して設ける。

○換気設備

⑱ 空気熱源ヒートポンプ空調機

標準仕様書によるほか下記による。
（1）圧縮機原動機の制御方式 ※回転数制御 ・オンオフ制御
（2）冷媒 ＨＦＣ（Ｒ４１０Ａ、Ｒ３２又はＲ４０７Ｃ）
（注１）Ｒ４１０Ａを採用した場合、冷媒配管は機器の設計圧力を満足するものを使用すること。
（注２）Ｒ３２を採用した場合、冷媒配管の断熱材被覆銅管は難燃性のものを使用すること。
（3）埼玉県グリーン調達推進方針で掲げる成績係数を満たす機器とする。

1 長方形ダクト

※低圧ダクト（亜鉛鉄板製）
長辺の長さ１５００mm以下 ※共板工法 ・スライドオンフランジ工法
・アングルフランジ工法
それ以外の部分 ※アングルフランジ工法
・高圧１ダクト（亜鉛鉄板製） ・高圧２ダクト（亜鉛鉄板製）
・ステンレス製ダクト（・Ａ区分 ※Ｂ区分）・塩ビ製ダクト（・Ａ区分 ※Ｂ区分）

2 円形ダクト

※スパイラルダクト（※亜鉛鉄板製 ・ステンレス製） ・硬質塩化ビニル管（ＶＵ）
・耐火二層換気管又は耐火ＶＰ ※フレキシブルダクト（・保温付 ・保温無）
(注)１ 使用区分は図示による。

3 風量測定口

取付け箇所は、図示した箇所及び下記の箇所とする。
送風機吐出ダクト又は吸込ダクト，外気取入ダクト

4 チャンバー

（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。
（2）消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設けるものとし、点検口の大きさは下記のとおりとする。
・３００×３００ ・３００×５００ ※４００×６００ ・５５０×７５０
（3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水が滞留しないようにする。

5 ダンパー

（1）防煙ダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）定格入力ＤＣ24Ｖ，0.7Ａ以下
（2）ピストンダンパー 復帰方式（※遠隔 ・ ）

6 多湿箇所の排気ダクト

（1）排気ダクトのうち下記箇所は硬質塩化ビニル管（ＶＵ）（防火区画貫通箇所は換気用耐火二層管）を使用できる。
※浴室（シャワー室、脱衣室を含む） ・
（2）水抜き管は（※厨房、浴室 ※結露水が滞留する部分 ・ ）の排気ダクトには設ける

7 保温

下記のダクトの保温を行う。
※全熱交換器用の隠ぺい部ダクト
仕様はＮ・（ロ）・ＸＩとする。
保温施工範囲は、給気用ＯＡダクト、排気用ダクト共全て

※（※厨房 ・湯沸室 ・ ）用の隠蔽ぺい部ダクト（仕様はｈ・（イ）・ＩＸとし範囲は図示による）

8 試運転調整

風量調整 ※する ・しない
風量測定 ※する ・しない
騒音の測定 ※する ・しない

○排煙設備

1 ダクト

※亜鉛鉄板 ・

2 排煙口の形式

※天井取付（・スリット形 ※スイング形）
・壁取付 （・スリット形 ・スイング形）

3 排煙口手動開放装置

開放及び復帰方式 ※ワイヤー式 ・電気式（遠隔操作 ・不要 ・要）

4 排煙風量測定

建築設備定期検査業務基準書（（一財）日本建築設備・昇降機センター)の排煙風量の検査方法に準ずる。

○自動制御

1 中央監視制御装置

・有り ※無し

2 構成・機能

図示による

3 電気計装用機材

使用する電線及びケーブルは、原則としてＥＭ電線またはＥＭケーブルとする。
屋外・屋内露出の電線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。

天井内隠ぺい電線は、図面に特記のない限りケーブル配線とする。

○衛生器具設備

1 小便器用節水装置

JIS Ｂ 2026（自動水栓）による電気開閉式とし、小便器（※一体形・分離形）とする。

2 バリアフリー対応

・小便器 ※全部ストール形 ・一部ストール形
手すり（・本工事 ※別途工事）
・洗面器 ※自動水栓（・全部 ※一部） ・レバー式水栓（一部）
・シャワー ※サーモスタット式 ・ミキシング式
※スライドバー ・フック ※止水機能付節水形シャワーヘッド
・鏡 ※６００×８００（耐食鏡） ・傾斜鏡（・照明無 ・照明付）

3 衛生器具付属水栓

（1）器具付属止水栓は ※ドライバー式 ・ハンドル式
（2）水抜き栓を使用する場合は、水栓は固定コマ式とする。

4 自動水栓類の電源

※ＡＣ１００Ｖ ・乾電池等 ・自己発電

5 暖房便座

（1）JIS Ａ 4422（温水洗浄便座）とする。
（2）機能種別 ※温水洗浄 ※脱臭 ・温風乾燥 ・トイレ室内暖房
（3）温水洗浄加熱方式 ※瞬間式 ・貯湯式
（4）使用流体は、飲料用水道水とする。
（5）リモコン ・ＡＣ１００Ｖ ・乾電池等 ※自己発電

6 大便器洗浄弁・洗浄用タンク

器具表又は下記の場合を除き、※節水Ｉ型・節水Ⅱ型とする。
・洗浄弁操作方式は、※手動式・電気開閉式（※センサー式・タッチスイッチ式）
・上層階で使用する大便器洗浄弁は、現地給水管の流動圧を確認し、必要に応じ低圧形とする。

7 大便器耐火カバー

※設ける（ピット内は除く） ・設けない

8 掃除流し

※共栓なしとする。 ・共栓付とする。

9 排水器具用ｺﾞﾑ継手

※使用できる ・使用できない

10 標記板

大便器、小便器の洗浄水用に雨水等の利用をしている場合は、その旨をわかりやすく各トイレ毎に表示する。

11 水せっけん入れ

せっけん供給栓等がない場合は、監督員と協議のうえ洗面器、手洗い器に設ける。

12 擬音装置

・女子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事）
・男子用トイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事）
・バリアフリートイレブースに設置する。（※本工事 ・別途工事）

13 その他

衛生設備器具の適用等の必要なことは別途衛生設備器具表による。

○給水設備

1 配管材料

配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。

	施工箇所	管種別
上水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ ・ポリブテン管
	ウエスト厨房、浴室等の湿潤シンダー内配管）	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ ・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ
	地中埋設部（水道直結部分）	・ＨＩＶＰ ・水道用ステンレス鋼管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	県営住宅 住戸内	※ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所内露出	※ポリブテン管（５mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管
	その他の部分	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＡ ・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
中水配管	床下、暗渠内（ピット内、共同溝を含む。）	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ ・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
	湿潤シンダー内配管	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ ・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管
	保温をしない屋外露出部	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ
	地中埋設部（一般部分）	※ＨＩＶＰ ・水道用ポリエチレン管 ・水道配水用ポリエチレン管（ＰＥ） ・
	便所天井内、ＰＳ内（注５）	※高密度ポリエチレン管（３２Ａ以上）
	便所天井内	※ポリブテン管（１０mm保温付）
	便所空隙壁内又は衛生器具等接続管	※ポリブテン管
	その他の部分	※ＳＵＳ ・ＳＧＰ－ＰＤ ・ＨＩＶＰ ・ポリブテン管

(注)１．ＳＵＳとは、JIS Ｇ 3448 またはJWWA Ｇ 115 に規定するステンレス鋼管とし、継手は一般部（・圧縮 ・ﾀﾞﾌﾞﾙﾌﾟﾚｽ ※拡管）便所・廊下流し廻り露出配管（※拡管）とする。
２．ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。
３．飲料水以外の給水管は、系統別に管外部に配管識別テープを巻く。また、誤接続がないことを確認するため衛生器具の取付完了後、系統毎に着色水を用いた通水試験を行う。
４．建物導入部において、ポリエチレン管と異種管を接合する場合は、接合部が容易に点検できるように点検用桝を設ける。
５．口径２５Ａにて大便器等に接続する場合は、施工状況に応じて高密度ポリエチレン管の使用も可とする。
６．高密度ポリエチレン管とは、主材料に高密度ポリエチレン樹脂（ＰＥ１００）を採用し、管と継手を電気融着にて接合するものをいう。
７．地中埋設部（水道直結部分）は水道事業者の指示による。

2 一体形タンク

一体形タンクについての標準図は一般的な形状及び数値を示すものであって、図面及び特記仕様書に記載された耐震強度、容量、寸法を満たすものであればよい。

3 水栓

※給湯用水栓を除き大きさの呼び１３の水栓は、節水コマとする。
・水抜き栓を使用する場合は、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし屋内は固定コマ式とする。

4 量水器

※親メーター（※貸与品 ・ ） ・子メーター（※買い取り・ ）

5 量水器桝

※水道事業者指定品 ・標準図ＭＣ形

6 弁類

規格はＪＩＳ又はＪＶとし、水道直結部分は１０Ｋとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示及び標準仕様書による。

7 水栓柱

・防寒コンクリート水栓柱（１２００Ｌ） ※不凍給水栓

8 建物導入部配管

図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（ ・（ａ） ・（ｂ） ・（ｃ））

9 検針方法

水道事業者の集合住宅に関する戸別検針規程に適合するように関連工事業者と調整のうえ施工すること。

10 水道利用加入金

水道利用加入金は、別途とする。ただし、水道事業者との調整は本工事に含む。

11 本管取出し

水道本管からの給水取出し工事は、本工事範囲とする。また、取出し部における舗装の復旧も含む。

○排水設備

1 配管材料

配管材料は ※下記 ・図面指示（図面指示が不足する箇所は下記） による。

	施工箇所	管種別
雑排水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ ・ＶＰ
	厨房等の温排水	※ＳＧＰ（白）・
	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ ・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
汚水配管	床下、暗渠内(ピット内、共同溝を含む。)	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ ・ＶＰ
	耐火性能を要求される場所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・排水用ﾉﾝﾀｰﾙﾗｲﾆﾝｸﾞ粉塗装鋼管
	その他の部分	※ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ ・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
共通	地中埋設部	※ＲＳ－ＶＵ又はリサイクルＶＵ ・ＶＵ ・卵形管（ゴム輪接合） ※ＲＥＰ－ＶＵ（軽荷重の場合） ・ＲＦ－ＶＰ又はリサイクルＶＰ ・ＶＰ
通気配管	耐火性能を要求される箇所	※耐火二層管ＶＰ(FDPS-1)又は耐火ＶＰ ・ＳＧＰ（白）
	その他の部分	※リサイクルＶＰ又はＲＦ－ＶＰ ・ＶＰ ・排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管

（注）１．リサイクルＶＰ、リサイクルＶＵはJIS K6741の規格をもつ塩ビリサイクル管RF-VP、RS-VU又は、REP-VUは標準仕様書第２編２．１．２．６による。
２．雨水排水を含む場合は、雨水排水管は雑排水配管の材料種別による。
３．原則として雑排水配管、汚水配管の管接合部はＹ４５度で行う。

○給湯設備

2 洗面器等の排水管

洗面器等に直結する排水管は、器具トラップより１サイズアップする。

3 満水試験継手

３階以上にわたる排水立て管には、各階毎に次の継手を設ける。
※排除口付きソケット ・満水試験用排除口ソケット

4 桝の適用

別紙桝表による。

○給湯設備

1 配管材料

・露出部 Ｍ銅管 その他 保温付被覆銅管（Ｍ銅管）
・一般配管用ステンレス鋼管
・ポリブテン管（さや管ヘッダー工法）

2 絶縁フランジ

取付部は下記による。
※銅管と銅管及びこれに類する部分
※銅管とステンレス管及びこれに類する部分

3 弁類

（1）規格はＪＩＳ又はＪＶとし、指定なきものは５Ｋ、それ以外は図示による。
（2）ステンレス管に取付ける弁は、JV8-1による。

4 ガス瞬間湯沸器

※屋外設置の潜熱回収型 ・PS扉内設置の潜熱回収型

5 電気給湯器

飲用の場合は、80℃以上で使用可能なものとし、「熱湯注意」の表示をする。

○消火設備

1 配管材料

屋内消火栓用 一般配管※ＳＧＰ（白） ・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
地中埋設※ＳＧＰ－ＶＳ ・ＨＩＶＰ
・高密度ポリエチレン管（消火用）
消火用 一般配管※ＳＧＰ（白） ・ＳＴＰＧ370（白）Sch40
地中埋設※ＳＧＰ－ＶＳ ・ＨＩＶＰ
・高密度ポリエチレン管（消火用）
不活性ガス消火用 ※ＳＴＰＧ370（白）Sch40 ・ＳＴＰＧ370（白）Sch80

2 建物導入部配管

図示部分について下記のとおり施工する。
※埋設用フレキシブルジョイント２本をＬ字状に設ける。
・標準図施工４（ ・（ａ） ・（ｂ） ・（ｃ））

○ガス設備

1 配管材料

・都市ガス ガス事業者の供給規定による。埋設配管はＰＥ管を原則とする。
・液化石油ガス 一般配管 ※ 合成樹脂被覆銅管 ・ ＳＧＰ（白）
地中埋設 ※ ＰＥ管 ・

2 ガス漏れ警報遮断装置

漏洩検知装置は、流量検知式圧力監視型とする。

3 液化石油ガスの供給権

ガス設備工事の施工者にガスの供給権は付帯しない。

○厨房設備

1 厨房機器の固定

原則として、移動を前提とする厨房機器を除き地震時に転倒及び位置ずれを起こさないよう、床又は壁に堅固に取り付ける。

2 シンク用水栓

※レバー式泡沫水栓 ・自動水栓

3 安全装置の機能の適用

標準仕様書第5編１・６・１の表5.1.7安全装置の表中の△の項目はすべて適用とする。

舗装版切断時に発生する濁水の処理に係る特記仕様書

第１条 この特記仕様書は、埼玉県機械設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する濁水（以下「濁水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。

第２条 受注者は、回収した濁水を次のとおり処理するものとする。
・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） ． m3
・中間処理施設 市 地内、（株）
・処理方法 ・中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず）
・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
２ 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。

第３条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
２ 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
３ 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
４ 受注者は、濁水の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。

第４条 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
２ 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。

第５条 濁水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
２ 受注者は、舗装版切断時に濁水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
３ この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

2025.4

■機器表

	記号	名　称	仕　様	参考品番
空気調和設備	AC-1	壁掛型ルームエアコン	【室外機】冷暖房切替運転形　2.2kW/2.2kW（冷房能力/暖房能力）　屋外機据付用基礎共	R223ASS
		（室外機）	【室内機】壁掛け型（1台）555W　ワイヤレスリモコン　その他付属品一式	
	AC-1-1	壁掛型ルームエアコン	[電気] 2φ　100V　定格消費電力：555W/435kW（冷房/暖房）	F223ATSSW（パネル:BCF403A-F）
		エアコン（室内機）		
	EF-1	パイプファン+埋込スイッチ	換気風量:43m3/h、有効換気量:41.5m3/h、騒音21HZ	FY-08PDAE9D（パイプファン）　FY-08PDAE9D（埋込スイッチ：FY-SV05W）
		パイプフード		FY-MFA043（パイプフード）

換気量計算（建築基準法施行令第２０条の７第１項第二号）

n=V/Ah=2.01回

n：１時間当たりの換気回数
V：有効換気量：41.5 m3/h
A:居室の床面積：8.281　m2
h:居室の天井高さ：2.5　m

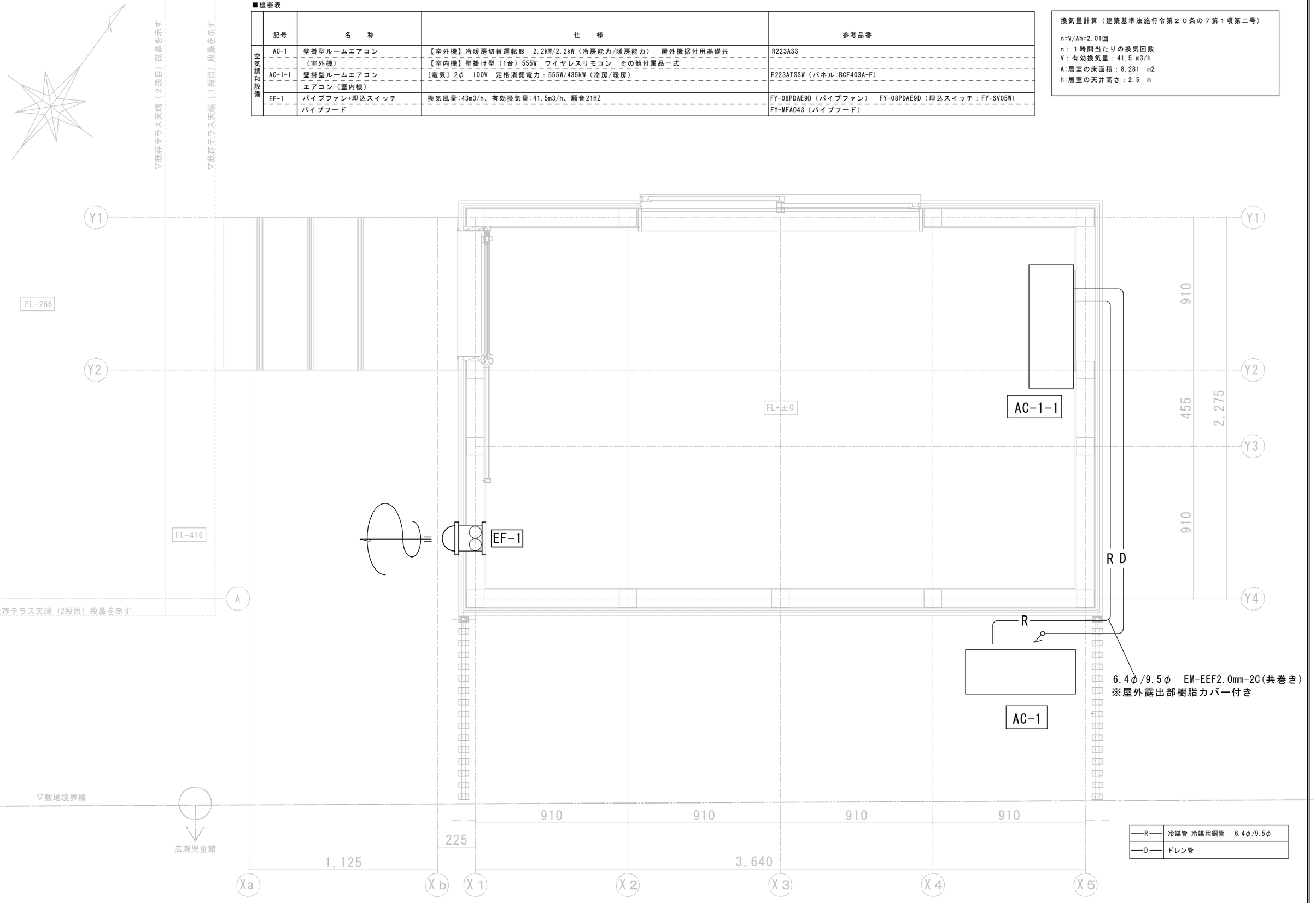

―R―	冷媒管 冷媒用銅管　6.4φ/9.5φ
―D―	ドレン管

	狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2963-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		空調設備平面図	A1：1/14 A3：1/28 / M-03

電気設備工事特記仕様書

1　工事概要

1．1　工　事　名　　狭山市立広瀬保育所相談室増設工事
1．2　工事場所　　狭山市広瀬２丁目２番１３号
1．3　工　期　　契　　約　　日　から　令和　年　月　日　まで
　　現場施工期間　　令和　年　月　日　から　令和　年　月　日　まで
　　現場施工期間は、施設管理者との調整により変更することがある。
1．4　工事科目（○印の付いたものを適用する）

⊙ 電灯設備	・ テレビ共同受信設備
・ 動力設備	・ テレビ電波障害防除設備
・ 電熱設備	・ 監視カメラ設備
・ 雷保護設備	・ 駐車場管制設備
・ 受変電設備	・ 防犯、入退室管理設備
・ 電力貯蔵設備	・ 自動火災報知設備
・ 発電設備	・ 自動閉鎖設備
⊙ 構内情報通信網設備	・ ガス漏れ火災警報設備
・ 構内交換設備	・ 電話配管設備
・ 情報表示設備	・ 中央監視制御設備
・ 映像、音響設備	・ 医療関係設備
・ 拡声設備（非常放送設備）	・ 昇降機設備
・ 誘導支援、呼出し設備	

1．5　指定部分　　⊙ 無　　・有（　　工期：令和　年　月　日）
1．6　主任技術者又は監理技術者の専任期間（建設業法により必要になった場合）
　1　専任期間の始期
　　請負契約締結の日から、（⊙現場施工に着手するまで（現場事務所の設置、資機材の搬入
　　又は仮設工事等が開始されるまで）の期間　・令和　年　月　日までの期間）については、
　　主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　2　専任期間の終期
　　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合は除く。）、事務手続き、
　　後片付けのみが残っている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
　3　専任期間の中断
　　自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により発注者からの通知により、
　　工事を全面的に一時中止にしている場合は、主任技術者又は監理技術者の専任を要しないものとする。
1．7　建物概要
　　木造　地上１階建て　保育所　相談室

1．8　工事概要
　　・電灯設備工事一式、構内情報通信網設備工事一式

1．9　同時期発注の関連工事　⊙ 建築工事　⊙ 機械設備工事

2　工事仕様

2．1　共通仕様
（1）この工事は特記仕様書、図面によるほか、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書（以下「特別共通仕様書」という。）、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）、
公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
（以下「標準仕様書等」という。）及び監督員の指示に従い施工する。
　なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書、機材の品質・性能基準を最優先とする。
（2）機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合は、それぞれの特別共通仕様書及び標準仕様書等を適用する。
（3）法令・基準・仕様書等は、原則として施工時において最新のものを適用する。

2．2　特記仕様（特記事項の選択項目は、○印のついたものがなければ※印を適用し、・印のものは適用しない。
　⊙ 印と ㊛ 印の付いた場合は、共に適用する。）

項　目	特　記　事　項
① 機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
② 施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（Ｓ６３第９１号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③ 工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
④ 工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくることができる。
5　足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
⑥ 監督員事務所	本工事で　・設ける（規模　　）　※設けない
⑦ 保　　険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約工期の期間中これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8　再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9　建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※　適用する（契約金額による）　・　適用しない
⑩ 完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン　※　適用する　・適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、Ａ３二つ折り製本４部とする。
１１　発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事　・別途） （１）引渡しを要するもの　（　　） （２）買取処分をするもの　（銅屑・鉄屑　　） （３）再生資源化を図るもの（蛍光管　　） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （４）特別管理産業廃棄物　（　　） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調書を提出すること。

⑫ 金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかかり部の塗装については監督員の指示による。
⑬ 鍵	盤等の鍵は、既存盤及び別途工事の鍵との整合を極力図るものとする。
１４　地中電線路	（１）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。 敷き均し土：良質土 管種別：硬質ビニル電線管（ＶＥ）／耐衝撃性塩化ビニル管（ＨＩＶＥ）／波付硬質合成樹脂管（ＦＥＰ）／ポリエチレン被覆鋼管（ＰＬＰ） （２）地中電線路には、ケーブル埋設標及び標識シートを設ける。ただし、低圧・弱電回路の標識シートは図面特記による。 （３）地中電線路の敷設は管路式とし、埋設深さは地表面（舗装する部分では路盤材下面）から配管の上端まで原則、６００mmとする。ただし、公道への引込み管路等の埋設深さについては、供給事業者と協議のうえ決定する。
⑮ 回路の種別行先の表示	ハンドホール、プルボックス及び主要なアウトレットボックス内の電線・ケーブルには、回路の種別、行先の表示を行う。
⑯ 電線の接続	湿気の多い場所、水を使用する場所及び屋外は、圧着接続し自己融着テープを巻き付けたうえで絶縁テープ巻きとする。 上記以外の場所においては、屋内配線用電線コネクタによる接続をしてもよい。ただし、接続はボックス内とする。
⑰ 電線管の接続	屋外におけるケーブルの保護管に用いる厚鋼電線管の接続は、防水処置を施したねじなし工法としてもよい。
⑱ 接地工事	漏電遮断器で保護されている電路と保護されていない電路のＤ種接地極が共用していない場合の接地線は、混触防止のため、緑色、緑／黄又は緑／色帯で区別する。
１９　建設発生土の処理	埋め戻し後の建設残土は、※監督員が指示する構内の場所に敷きならす。 ・構外搬出適切処理する。
２０　再生砂・再生砕石再生アスコン使用	再生砂などは原則使用しない。ただし、監督員の了解を得た場合に限り、表層以外に　・使用できる。　※使用できない。 再生砂使用に先立ち、１購入あたり１検体の六価クロム溶出試験を行い土壌の汚染に係る環境基準に適合することを確認すること。
２１　耐震施工	設備機器の固定等は、「建築設備耐震設計・施工指針　２０１４年版」（独立行政法人建築研究所監修）を参考とする。 なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。 （１）設計用水平地震力 機器の重量［ｋｇｆ］に、設計用水平震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用水平震度は、次による。

設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	・特定の施設		・一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階屋上及び塔屋	機　　器	２．０	１．５	１．５	１．０
	防振支持の機器	２．０	２．０	２．０	１．５
	水　槽　類(※1)	２．０	１．５	１．５	１．０
中間階	機　　器	１．５	１．０	１．０	０．６
	防振支持の機器	１．５	１．５	１．５	１．０
	水　槽　類(※1)	１．５	１．０	１．０	０．６
地下・１階	機　　器	１．０	０．６	０．６	０．４
	防振支持の機器	１．０	１．０	１．０	０．６
	水　槽　類(※1)	１．５	１．０	１．０	０．６

【備　考】（※１）：水槽類には、オイルタンク等を含む。
重要機器
・配電盤　・発電装置（防災用）　・直流電源装置　・交流無停電電源装置
・交換機　・火災報知器受信機　・中央監視装置　・太陽光発電装置
上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４階とする。
（２）設計用敷地震力
設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

２２　あと施工アンカー	機器・配管等の据付けにおけるあと施工アンカーの使用については、監督員の承諾を受けるものとする。 重量１００ｋｇを超える機器の耐震支持については、耐震計算書を添付し、アンカーボルトを選定すること。 施工は、（一社）日本建築あと施工アンカー協会の資格を有するもの、又は十分な技能及び経験を有した者が行うこと。 金属拡張系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、拡張の完了がわかる記録を添付すること。 接着系アンカーの場合は、所定の穿孔深さ、清掃状況、マーキング、カプセル挿入、埋込みの完了が分かる記録を添付すること。 （原則として、接着系アンカーは吊り支持に使用しないものとする。） あと施工アンカーの試験は、アンカーの種類毎に１か所引張試験を実施すること。
２３　はつり及びあと施工アンカー打設	既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴開け及びあと施工アンカー打設前に、図面に明示する箇所について走査式調査を実施すること。 電動ドリル等の刃が鉄筋、金属配管等に接触した場合に、自動で電動工具の電源を遮断する装置を使用する。
２４　改修部分の足場	本工事で単独に必要となる足場は、下記により設ける。 （１）内部足場　※　脚立足場 （２）外部足場　※　Ａ種（枠組足場）　・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種 ※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第０４２４００１号平成２１年４月２４日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の（２）手すり掘置方式又は（３）手すり先行専用足場方式により行うものとする。
２５　墜落制止用器具（フルハーネス型）	※使用を要する　墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン （平成３０年６月２２日付け基発０６２２第２号）による ・使用を要しない

２６　アスベスト事前調査結果の報告	全ての建築物、工作物において大気汚染防止法及び石綿障害予防規則の事前調査を建築物石綿含有建材調査者により実施し、アスベスト使用有無に関わらず、結果を知事又は市長あてに報告する。
２７　その他	（１）施工に先立って建築及び関連設備の業者と打合せのうえで施工図を作成し、監督員の承諾を受ける。 （２）本工事に使用する製作品は、事前に製作図を監督員に提出し、承諾後製作する。 （３）本工事に使用する機器は、事前に性能等を記した機器仕様書を監督員に提出し、承諾後施工する。 （４）特記なき電線・ケーブルは、原則としてエコマテリアル電線・ケーブルとし、露出部分に使用する場合は耐紫外線性能を有するものとする。 （５）改修工事等を施工する場合、施工する前後に工事対象箇所の写真撮影を行う。また、既設ケーブル等は施工前後に絶縁抵抗、伝送品質等の測定を行い、試験記録を提出する。 （６）受注者は、施工にあたって施設運営に支障の無いように綿密に打合せを行うこと。 （７）本工事における停電措置が必要な場合、事前に計画書を電気主任技術者に提出する。また、停電操作・安全処置は受注者が行い、その費用は受注者の負担とする。 （８）特に騒音振動など周辺に甚大な影響のある工事については、原則として学校では学校運営に支障を与えない期間、その他の施設では施設管理者と打合せして設定すること。 （９）工事に伴い、必要な諸官庁への手続き・届出・申請は本工事に含む。 （１０）工事に先立ち、監督員と打合せの上、「工事のお知らせ」等を配布し、周知する。 　また、必要に応じて住民及び関係自治会等に対して工事説明を実施する。 （１１）工期中、翌月の月間工程表を前月の20日までに監督員に提出する。 （１２）工期中、月毎の工事履行報告書を翌月７日までに監督員に提出する。 （１３）資材・製造所等選定報告書の提出は要さない。
	以上のことを留意し、工程管理、安全管理に万全を期すること。

2．3　工事別一般事項（特記事項選択項目は、○印のついたものを適用する）

項　目	特　記　事　項
① 電灯設備	（１）配線器具 スイッチ・壁付コンセント（２Ｐ１５Ａ）は連用形とする。なお、２口コンセントは複式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートついては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （２）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （３）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をＪＩＳ　Ｃ　７６１２「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （４）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （５）継枠 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗りしろカバーと仕上り面とが１０mm程度以上離れる場合は継枠を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗りしろカバーの間が離れないように施工した場合は、継枠を必要としない。 （６）位置ボックスの省略 ケーブルころがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2　動力設備	（１）動力制御盤及び開閉器箱の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は１負荷につきＵ・Ｖ・Ｗ・Ｅの４Ｐを原則とする。 （２）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3　雷保護設備	受雷部突針はＬＲ１とする。
4　受変電設備	高圧引込　　引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理　・耐塩用　　・一般用　） 受電電圧　交流３相３線式　６．６ｋＶ　５０Ｈｚ 柱上用高圧気中負荷開閉器（ＰＡＳ）　定格電圧　７．２ｋＶ　定格電流　　Ａ 主遮断装置　定格電圧　　ｋＶ　定格遮断電流　　ｋＡ 変圧器設備容量　動力用　　ｋＶＡ×　台 電灯用　　ｋＶＡ×　台 高圧進相コンデンサ　　ｋＶａｒ×　台 直列リアクトル　・６％　・１３％　　ｋＶａｒ×　台
⑤ 構内情報通信網設備	ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。
6　電力貯蔵設備	・直流電源装置　・交流無停電電源装置 ・（概要）
7　発電設備	・ ディーゼル発電装置　・ ガスエンジン発電装置（ＬＰＧ） ・ ガスタービン発電装置　・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置　・ 熱併給（コージェネレーション）発電装置 ・ 太陽光発電装置　・ 風力発電装置 ・（概要）

項　目	特　記　事　項
8　構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
⑨ 自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（１）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （２）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （３）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
１０　昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

2．4　取付高さ
壁付、壁掛型の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として次のとおりとする。

名　称	測　点	取付高さ（mm）	
		一　般	県営住宅
スイッチ（一般）	床上～中心	１，３００	１，２００
〃　（身体障害者用）	〃	１，１００	１，０００
〃　（人感センサー切換用）	〃	２，０００	２，０００
コンセント、電話用アウトレット、直列ユニット　（一般）	〃	３００	４００
〃　（和室）	〃	１５０	２００
〃　（台上）	台上～中心	１５０	５００
防水型コンセント	床上～中心	５００	５００
分電盤、制御盤、開閉器箱	〃	（上端１，９００以下）１，５００	（上端１，９００以下）１，５００
呼出ボタン（身体障害者用）	〃	９００	９００
復帰ボタン（　〃　）	〃	１，８００	１，８００
扉下表示灯（　〃　）	〃	２，０００	２，０００
端子盤	〃	（上端１，９００以下）１，５００	２，０００

3　その他

3．1　他工事との取合区分
　発注図又は工事区分表による。
3．2　図面上の縮尺
　図面上の縮尺は、ＪＩＳ　Ａ１版とした縮尺とする。
3．3　疑義
　本特記仕様書、特別共通仕様書及び標準仕様書等において疑義が生じた場合は、
　監督員と協議するものとする。

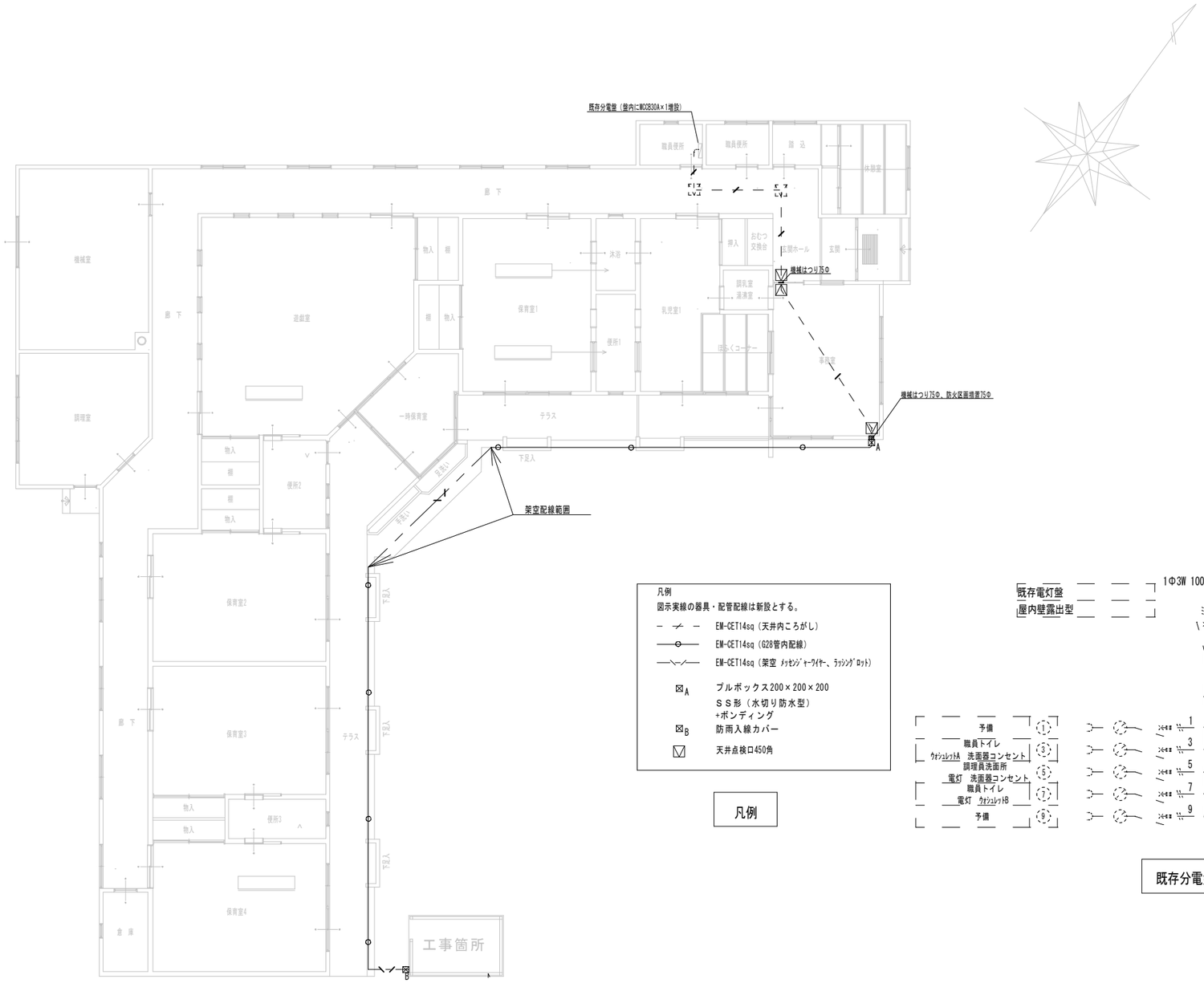

電灯設備全体平面図

凡例

図示実線の器具・配管配線は新設とする。

- EM-CET14sq（天井内ころがし）
- EM-CET14sq（G28管内配線）
- EM-CET14sq（架空 ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ、ﾗｯｼﾝｸﾞﾛｯﾄ）
- ⊠A プルボックス200×200×200 ＳＳ形（水切り防水型）+ボンディング
- ⊠B 防雨入線カバー
- ▽ 天井点検口450角

凡例

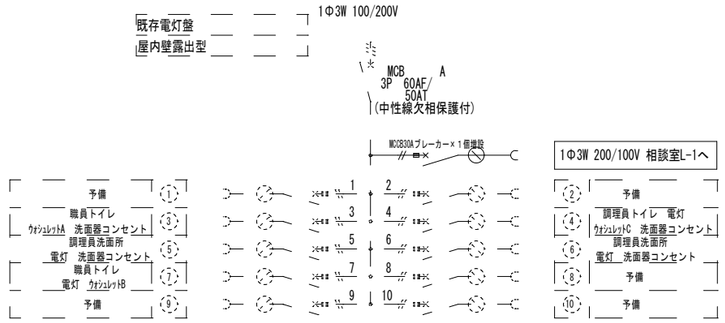

既存分電盤　結線図

狭山市立広瀬保育所相談室増設工事	お茶香るまち 狭山市 総務部公共施設管理課 〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号 TEL：04-2953-1111（代） E-mail：kokyo-mgt@city.sayama.saitama.jp		電気設備図	A1：1/10 A3：1/20	E-02

電灯設備全体平面図参照

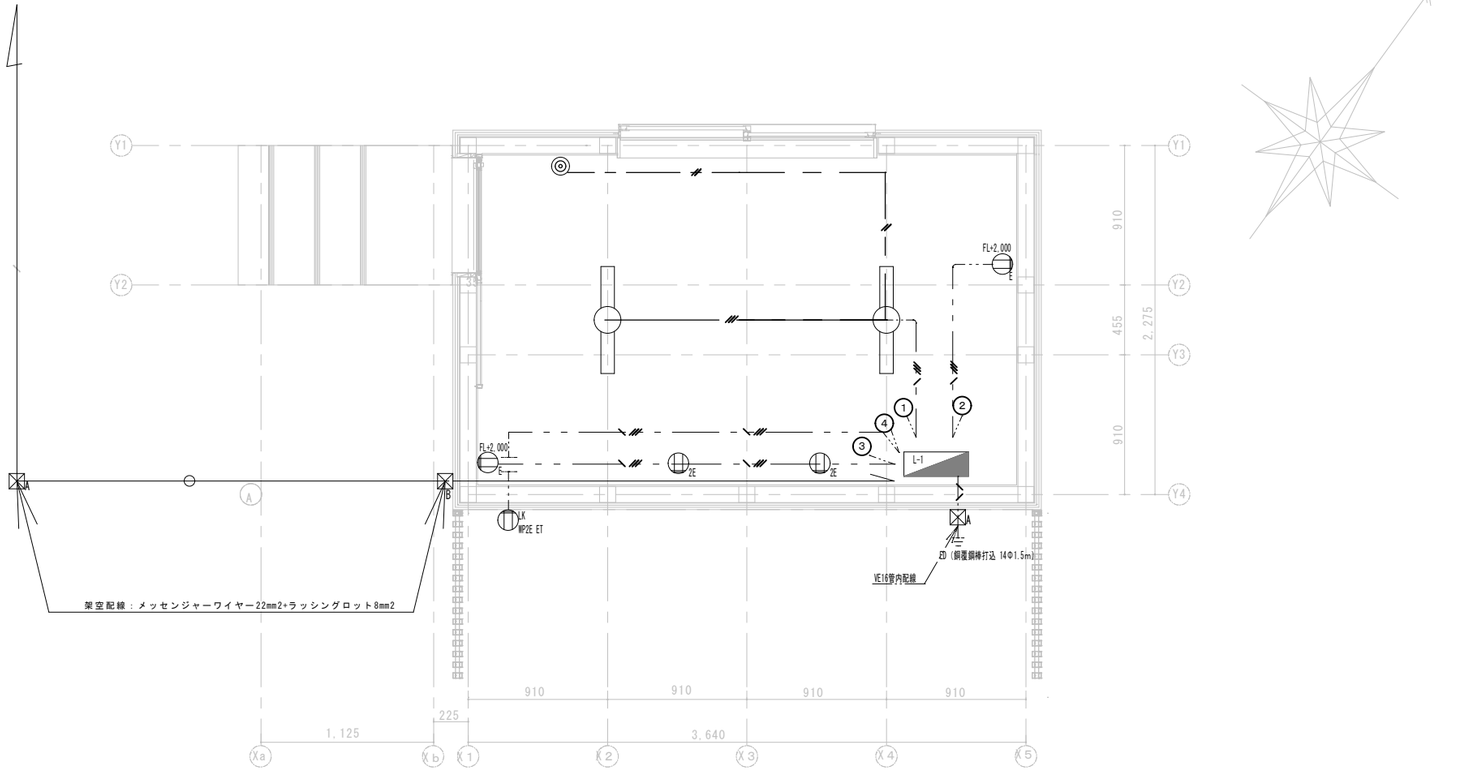

凡例

図示実線の器具・配管配線は新設とする。

	EM-CET14sq（1Φ3W 架空配線（ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰ22mm2+ﾗｯｼﾝｸﾞﾛｯﾄ8mm2））
	EM-CET14sq（1Φ3W 天井内ころがし）
	EM-CET14sq（1Φ3W G28管内）
	EM-EEF1.6-2C 天井内ころがし
	EM-EEF1.6-3C 天井内ころがし
	EM-EEF2.0-3C 天井内ころがし
	EM-IE2.0-1C（VE16管内）
	直付天井灯 LSS9-4-48-LN 相当
E	ｺﾝｾﾝﾄ2P15A×1 接地極付(ｾｷｭﾘﾃｨｶﾊﾞｰ付)
2E	コンセント2P×15A×2（接地極×２付 一体型）
MP2E	コンセント（防雨形）２Ｐ１５Ａ（抜止め 接地極×２ 接地端子付）
	タンブラスイッチ １Ｐ１５Ａ×１ ＰＬ×１

A	ＬＥＤ

消費電力:17.1W
光　　束:2,500lm

(参考型番)LEKT423253N-LS9 相当

新設電灯盤
屋内壁掛型
参考型番 BDN365

1φ3W 100V/200V 50Hz 50AF/30AT

L1、N、L2 ┐ELB
┘3P2E

照明	34.2VA	100V	①	L1N	1 ENL2	②	100V	1,220VA	空調機
コンセント	450VA	100V	③	L1N	1 ENL2	④	100V	150VA	予備
予備		100V		L1N	NL2		100V		予備

L－1

合計負荷容量 1854.2VA

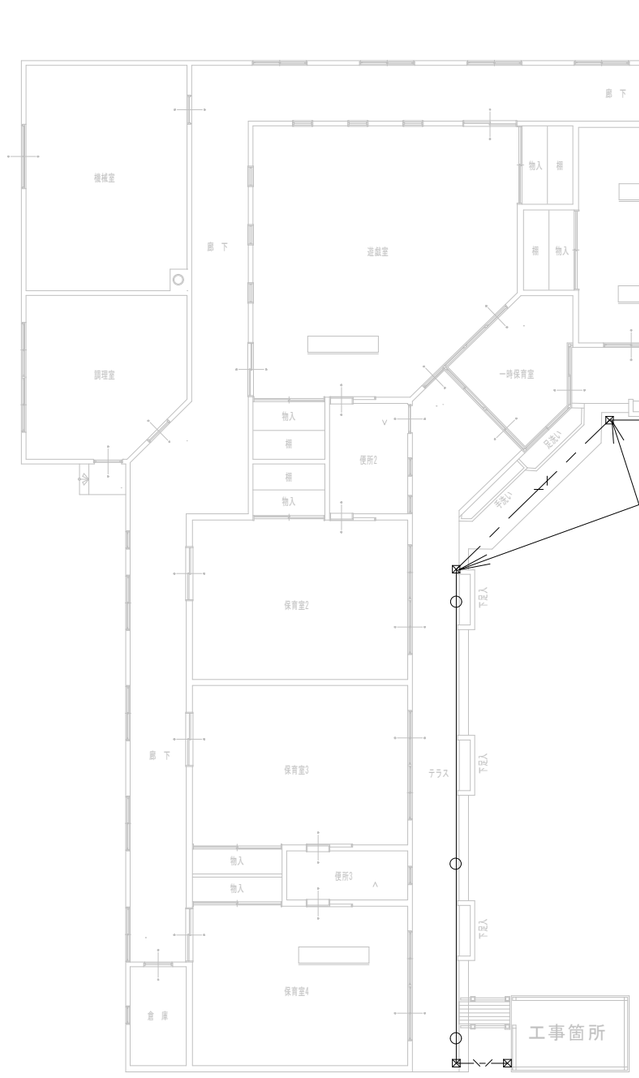

情報通信網設備全体平面図

情報通信網設備全体平面図
参照

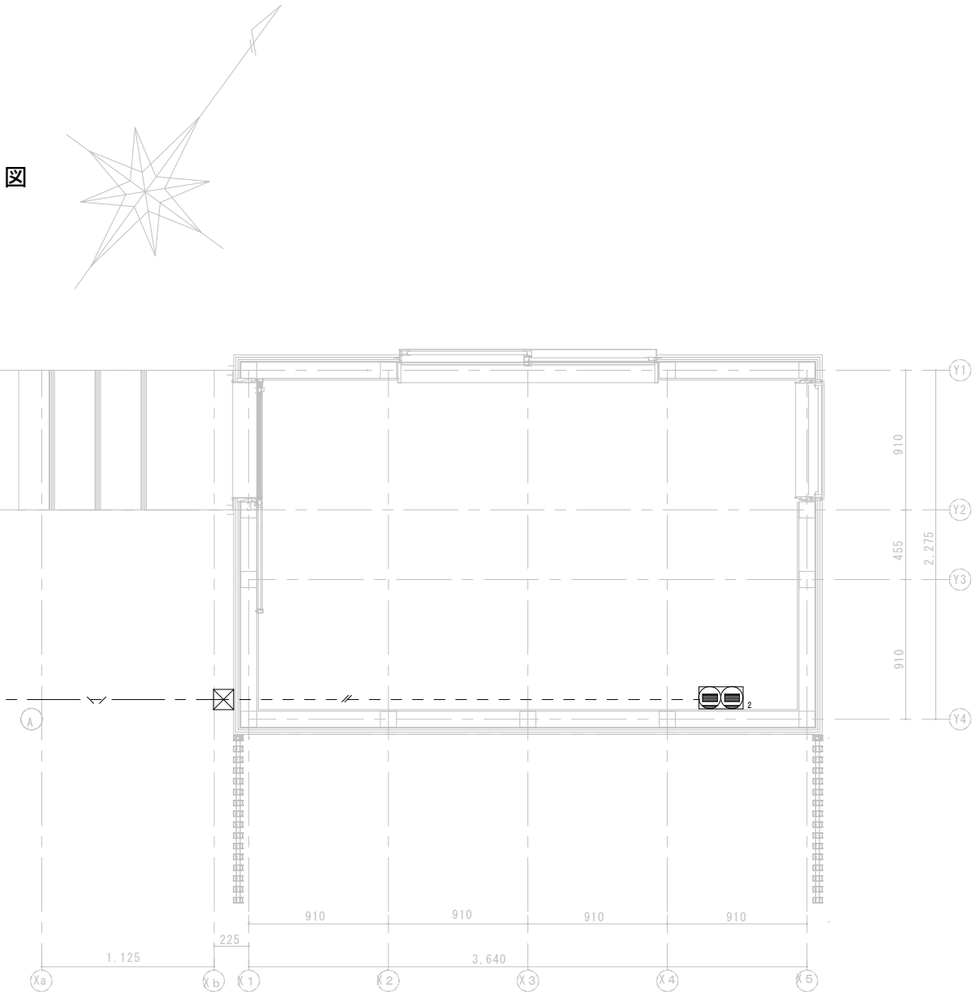

<構内情報網配管配線　凡例　>

MMA	ＥＭ－ＵＴＰ－ＣＡＴ６×２（１種金属線ぴ保護）
	ＥＭ－ＵＴＰ－ＣＡＴ６×２（天井内・壁内ころがし）
	ＥＭ－ＵＴＰ－ＣＡＴ６×２　（G28管内配線）
	ＥＭ－ＵＴＰ－ＣＡＴ６×２　（架空 金属製可とう電線管、電源工事ﾒｯｾﾝｼﾞｬｰﾜｲﾔｰに共巻）
⊠	プルボックス200×200×200 ＳＳ形（水切り防水型）

凡　例

記　号	仕　　様
HUB	既存情報機器
2	情報用アウトレット（金属製）モジュラージャック（ＲＪ４５）×２

情報通信網設備平面図